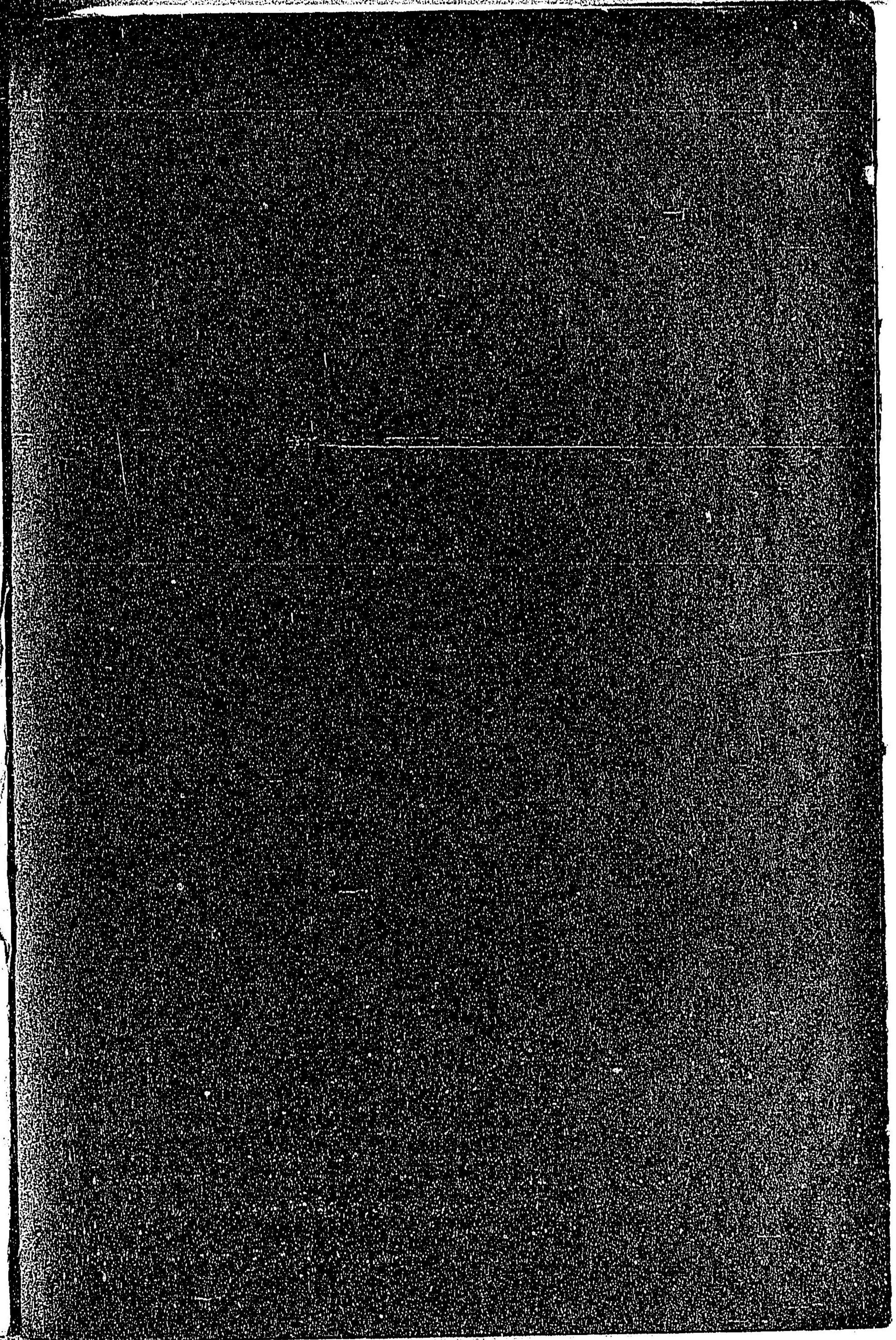
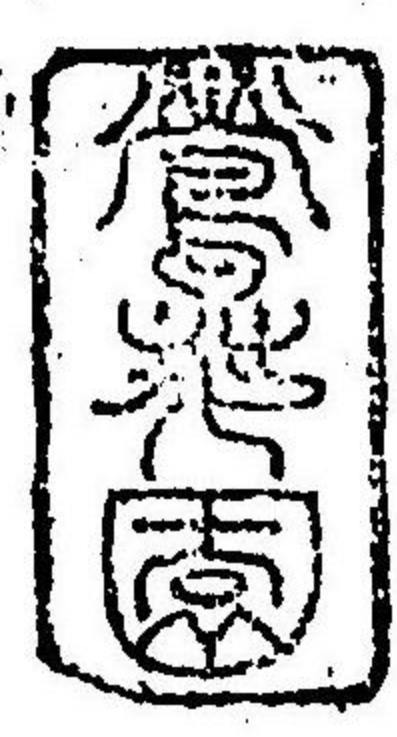


103
合3
302

廣吉新編

二

天
一
義



丹波

あしきのつらさ

しほ

あし

あし

元之老人

美詩



徵古新論二之卷

一名大元圖說又號神道哲學

岡 吉胤謹記

○第五圖說

古事記曰於是問其妹伊邪那美命曰汝身者如何
成答曰吾身者成々不成合處一處在爾伊邪那岐
命詔我身者成々而成餘處一處在故以此吾身成
餘處刺塞汝身不成合處而爲生成國土奈何伊邪
那美命答曰然善

於是問其妹云々此本文ハ一々解釋を下さずとも能通えたり然れども
此本文につきてハ古來種々の論ひもあることにて此傳へを見誤る時ハ
古典を厭離するの弊害とあるべき恐れあれば説辨へざるを得ず此處は
伊邪那岐那美二神天神の神勅を奉じて先夫婦の道を始めて國土神人

を生産し給ふべき止事なき古事なれども其意を得ずして之を見れば單に猥褻なる雑話とのみ思ふもの世に少からず洋人某の神典を見て只猥褻にして厭ふべしと評したるは必ず此等の傳説によれるなるべし他の道學を講ずる人造の經書等の上より之を見て此評あるは怪むに足ざるなり然るに此處を能く了解する人に非れば未だ以て神典を語るに足ざるなり故に其理由を辨へ論さむとす吾内國の同胞兄弟は勿論海外の哲學者等も心を平かにして此説明を聞れよ此處に一物あれば其意を得ずして之を見れば單に猥褻なる雑話とのみ思ふもの世に少からず洋人某の神典を見て只猥褻にして厭ふべしと評したるは必ず此等の傳説によれるなるべし他の道學を講ずる人造の經書等の上より之を見て此評あるは怪むに足ざるなり然るに此處を能く了解する人に非れば未だ以て神典を語るに足ざるなり故に其理由を辨へ論さむとす吾内國の同胞兄弟は勿論海外の哲學者等も心を平かにして此説明を聞れよ皇國の古傳ハ實徵明証極て尊信すべしと雖も中には荒唐夢を説か如く猥褻なる小説を讀か如きもの甚多し是所謂金玉を以て砂礫に投ずるものなれば精細に其是非を淘汰するに非れば其眞義を見ること難からむといへるハ一わたり然る事にも聞ゆれど尙凡庸の俗論たるを免われざるなり抑神典に所傳ハ天地の成立造化の妙機建國の由來神人の蕃息する自然の實蹟を傳へたるものなれば中には荒唐猥褻なるが如きもあら

むを尙能研究すれば造化の眞理其中に存するありて荒唐に非ず猥褻に非ず又砂礫に非るなり今此本文の如き猥褻を以て評するハ之を見るの眼を具へざるなり之を見るの法を悉らざるなり抑陰陽和合ハ天地造化の眞理にして萬物をして生々化育成さしめ給ふ神業なれば天地間に所有有情非情の物總て牝牡雄雌の具はらざるものなし土石艸木尙然り況て血氣あるものに於てをや生々化育の神業是を措て何にかよらん然ば則此本文ハ造化神秘の實を包まず憚からず其儘に其實を傳へたる直筆にして萬物成育の元因なる造化の神業なる事を窺ひ察るべきなり然に斯在深意ある事を心づかずして後世人爲を以て作爲したる道學の書を見るの習慣よりして徒に猥褻とのみ見過すは憐べきの愚見といふべし此道ハ實に造化の神秘道義の根元とも云べき重き事なるが故に苟且にも此道を猥りに成すか如きハ道義を失ふの甚しきものにして造化の定則に背くの大罪なるが故に相隠し相耻べく定め給ひしハ此所爲を漫行にせざるべき造化神の深き神慮たる事を察るべし古來賢者の人を教ふ

るに此道を猥りにすべからざるを以て、品行の緊要とし、言に出す事をも
 慎むハ、此所以なり、然れば此道を猥りにせず、造化の神業を敬ひ守りて、人
 倫の道を教らぬ様、心にかけて慎むべき事ぞかし、但しまた此本文に成々
 不成合處云々あるを思へば、人體の始て成整ひたる状なるより、前に四
 代も五代も耦生の神ありて、さる事もなく、那岐那美二神に至りて、此問答
 ありしより疑ひ起りて、平田翁ハ前の耦生の神等ハ、那岐那美二神の成立
 たる前身を語れるならむと言ふ、然るべく思はれたるならむを我皇
 典にさる前身、後身などいへる事あるべきに非ず、然にまた平田翁ハかく
 尤けき神等ならむにハ必ず子孫もあるべきに、立消となりたるのみなら
 ず、此國に其神等を祭れる例さへ無ししより、彌前身の説を語はれたるな
 らむを、そや彼別世界なるに心付れざるよりの憶説なり、若其説によりて
 四代八神を前身なりと言は、其前の國常立神、豐雲野神を何ぞか述はむ、特
 に數多の神ありて、其御名の確なるのみならず、亦名さへ多かる神あるを、
 前身なりといへる過去七佛の説に似たるが如き解釋は、甚々あるまじき

説なり、是吉胤が發見して前に擧たる別世界の神等なる事決ければ、其各
 界には必ず其神等の夫婦の道を始め、其國を生成、其神を産出坐て、其子孫
 も永世に傳はり坐むこと、此地球の例を推て察るべきあり、また彼月神も
 別界に坐て、此國には其子孫も傳はらぬより、平田翁は須佐之男命に併せ
 て一神とせられたり、是も月球にハ必ず其子孫も坐て、其功德も傳はりつ
 らむを、彼二王五緯星とは異りて、月神ハ神宮を始め處々に祭れる事、古來
 其例少からず、是月球ハ地球より成出て、月讀命ハ此地球に生産し給へる
 神なれば、此國にて其靈を祭り、また月讀命の此國を守護し給へる事ハ、彼
 顯宗天皇紀に証蹟炳焉たるにても、彼西洋説に月を衛星といへる事の能
 我國の古傳に符へる事を察るべきあり、是人體上にて言は、月は子の如く
 二王五緯星ハ兄弟の如くなる事を思ふべきあり、月にいふべし下

爾伊邪那岐命、詔然者吾與汝行、廻逢是天之御柱、
 而爲美斗能麻具波比、如此云期、乃詔汝者、自右廻

逢我者自左廻逢約竟以廻時伊邪那美命先言阿
那邇夜志愛袁登古袁後伊邪那岐命言阿那邇夜
志愛袁登賣袁各言竟之後告其妹曰女人先言不
良雖然久美度邇興而生子水蛭子此子者入葦船
而流去次生淡島是亦不入子之例

此本文も一りたり通えなれば、そのみ解釋を下すに及ばずと雖も、上文の
續きにて、此處も誤認厭離の恐れあれば、本文によりて聊辨解せむとす先
二神天御柱を行廻逢給ふハ、いかなる理由ぞといふに、此天之御柱ハ彼天
神の授給ひし沼矛を、大地の心軸と衝立給ひし其矛の末の方の地中よ
り顯れ出たるを、天御柱に准へて、國御柱と定め給ひて、八尋殿を建給ひつ
る由にて、其矛を柱と見立給ひつるハ、夫婦の仲間を取結び給ふべき義も
あり、今にも此の御柱ハ、又其御柱を行廻り坐るハ、彼天神の修理固成と任
し給ひし神勅を重み坐て、婚姻の大禮を舉行し給へるにて、是には深き理

由の有へき事と、窺はるゝなり、今も世間には、此の御柱の夜夫婦の御柱を、五入て、蓋を取、かき、三々九
所、伊邪那、伊邪神に、備へ、事な、あり、其他、婚姻の式、法、國、○美斗能麻具波比云々、美斗は
眞處の義にて、男女の陰處の總名なるべし、然云よしは、人體に有ゆる耳目
鼻口を始め止事なき用をなすものなれば、何れ劣れりといは、あらねど、陰
處ハ奇き處の極みにて、皇産靈大神の靈幸ひ坐て、子を生まめ、蕃息繼へき
態を成へき料に、造著給へる處にし有れば、軀中にハ此處ばかり大事、大切
なる極みハあらざるなり、されども、只斗とのみいひては、本名とも覺えず
古き世に、此處を那佐那と云て、甚く隠して名をさへ避て言ざりしならむ、
然れば古くより名は無ししも、正しく其處の在ながらに、言てハ得有らぬ
時に、只斗とのみ云りしハ、名の如く成れり、所思たり、世の世に、打、所、な、て、
か、ば、へ、なり、○麻具波比ハ先哲の説に、うまさ、くひあひなりと云るに、從ふべ
し、○如此云期ハ互に御言をかハして、いひさ、だめ給ひしなり、○汝者自右
廻逢我者自左云々、南面の正位を以ていへば、左ハ東にあたり、日出る方
にて、日足へるの義ならむ、右ハ西にあたり、日の入を見限る義ならむ、こ

れにても、左は尊く右は卑しき義あり、古來左を奥とし、右を邊とするの例
多かり、左ハ男の位にて奥なり、上なり、本なり、右ハ女の位にて邊なり、下な
り、末なり、然れば、天地の初發、先づ高皇產靈神、皇產靈ありて、以來男女の神
あるも、男神ハ左上に坐し、女神ハ右下に坐て、男尊、女卑の義は、天地自然の
道理たる事を知るべきなり。は赤縣にては、邊て右と上とするは、此理に違へるなり、また西洋に
は、男女同權の説あり、又女權と尊むの國も多し、いはば、此左
但し、赤縣にて女子と小人とは、愛ひ難しといひ、印度にては、女人、惡人の説あり、りしなり、我朝國にては、此左
にも、近世あまりに女と卑しめ、愛へるこゝなりしは、彼神國たるを、死せりしなり。右の事も、日本紀には、始め女神ハ左、男神ハ右なりし由なれども、天神の太
占の御諭に、其事見えねば、此記の傳へに據れり。○阿那邇夜志云々、阿那ハ
嬉しきにも、悲しきにも、心に深くあはれと思ふ時に、打出らる言なり、邇
は美麗しきを賞ていふ言なり、さにつらふ、あひにのほに、につらふには、ふ
にえ、などの、になり、其原ハ王を爾といふより出たる詞、ふらんが、夜斯ハ、繼
惡夜師、波斯、邪夜斯の夜斯にて、謂ゆる助詞なり、さて少男ハ小津子、少女ハ
小津女の義にて、津ハ刀に通ふ助詞なり、終の袁は、先哲の説に、余に通ふ袁
といへれど、然らず、こは袁と結めて、下に多少の意を含めたる詞にて、八重

垣袁とある袁も同じ、此御詞の大意を言ハ、あゝうるはしき、宜き若き男
君に御逢申すことを得て、いか斗り、よろこばしう思ひ侍るといへる意、
り、五言二句の御言は、和歌の結めといふべし、また歌に、贈答ありて、
贈答返などいへるは、この御贈和によりて、後世にも、歌つるなりて、○女人先言不良云々、男
は女より尊き理の具はれるものなれば、先男神より白し給ふべき事ある
に、女神の先立給ひしは、宜からぬ事と思ほし給ひしなり、女人ハ麻績女の
解もあれど、彼小津女と同義にて、小身名の義あるべし、サは袁登古袁の、サ
に同じく種々の意を含みたる詞、あり、此處ハ女をして、先立志むるの意な
り、彼見てをわたらむ、ぬれてをゆむ、などのやすめ詞、ハ聊こゝなり、不
良ハ記傳に、サガナシとも訓たれども、フサハズと訓たる、わたまさりて、き
こゆ、そは八千矛神の御歌に、許母布佐波受云々、許斯與呂志とありて、フサ
ハズは宜しのうらにて、宜しからずといふ義ありとあり、○雖然久美度邇
與豆云々、男神ハ女神の言先だち給ひしを、宜しからぬ事と、御心の中には
悟り坐しも、然る禍事あらむとまでは、思し食ざりけん、また夫婦の御中と
いへども、已に、まか美ハしき言の葉を唱へ坐しを、言先立給へばとて、忽ち

に言消し給はむこと、今の人情より考へても、忍びざる事有けむかし、さて
久美度は、こもり處にて閨中なり、興立は、媾合の事を始めて國土、神人、生産
の道を發起し給へるなり。○生子水蛭子、此子云々、此處は伊邪那岐那美
二神、天神造化の委任を受給ひて、彼天地鑄造の一分を特別給ひて、國土生
産の神業を始め給へるに當りて、なえ、と云たる、水蛭子を産得給ひし
かは流し去給ひしとの事なり、此に水蛭子とありしは、水に流し去りし状を思ふべし、然るを日本紀に爲
三歳脚猶不立とありて、此處に入葦船流去とあるは、人の例なるべく所思
ゆれど、大體の上につきていへば、先國土を生産竟りて後に神人を生産し
給ひし例なれば、水蛭子も淡洲と同じき御子とすべし、然れば紀の傳に月
神の次に、蛭兒とありて人體の如くなるは、混へる傳なる事いふまでもな
けれど、脚猶不立とあるによりて、鈴木重胤の説に、國土となるべきものに
ハ必ず葦の生立べきものなるに、三歳を経ても葦などの生立べき形状と
も見えざれば、國土の元種と爲し難かりしより、長子たる生蛭子を流し去
給ひしなり、然るに此水蛭子を人體の御子と見誤りたるより、種々の説も

あれど論ずるに足らず、此處は、國土生産の神業なるを知れば、紀の誤りも
著く又人體の惑ひもなかるべきなり、此物伊豆國に流れつきて、蛭の小島となれりともい
ひ、また蛭子と云といひて、蛭の國となりたる由に述
れる説もあり、是につきて思ひ出たる事あり、彼如浮脂云々と前に見えたるは、
れは、是ならん
日球尙先天の胎中を未だ分娩せざるの間を云なるべし、其海月なす漂蕩
たりしも、最久しかりけむ事ハ、生命に限りある人體にても、十月の間は胎
内にあるをもて察るべし、此水蛭海月のみならず、海鼠、蚯蚓、蝸牛、貝類等の
目なき動物は、日球にも地球にも其胎内にて早く生じたるべきハ、今夫人
の體內腹部等に生ずる虫の種々あるも、皆目ふき虫なり、已に其世界の胎
内より分娩したる曉にハ、目の必要なるものからいかなる小き虫にても、
其目の具はらざるハ、なし、されば神典に見えたる、海月、水蛭、蛤、海鼠などハ
其胎内より生し來れる動物なるを察るべきなり、さてハ上に述べる天胎
分娩の考へもうきたる説に非ざる事を徵するに足らむ、また思ひも、けり、此ハ奥
きたる岩などあるは、彼胎内混成の時、
生したりし物なる事と察るべきなり
○淡洲ハあハ、しき島にて、此も用に立
れば、御子の例には入給はざりしなり、然るに此洲ハ淡路の近きわたり、

ありし事と思しきハ仁徳天皇の御歌に阿波志摩淤能菘呂志摩と並へあ
げ給ひしにても著し其島ハ淡路の西北の隅なる一の小島を神代口訣に
自凝島なるべく云へりし島にはあらざるかまた私記にハ西南角にあり
とも云り此二つの中なるべきも西北西南にさる島ハ見えすたハ東南と
思しき處に今沼島と云る島ありまた由良の東に成田島あり是等の中な
れば仁徳天皇の御歌にも合へれど是ハ大地の根元たる自凝島と件しく
云べきに非ず御子の例にもいらざるあはハハしき島なれば永世を経る
間に跡なくなりたらむも志るべからず此自凝島と淡洲の説種々あれど
信するに足ざるなり

於是二柱神議曰今吾所生之子不良猶宜白天神
之御所即共參上請天神之命爾天神之命以布斗
麻遜爾卜相而詔之因女先言而不良亦還降改言
故爾反降更往廻其天之御柱如先於是伊邪那岐

命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁後妹伊邪那美命
言阿那邇夜志愛袁登古袁如此言竟而御合云々

此本文も能く通えたり二神の生坐し御子水蛭子淡洲にてふさはしから
ぬ御子なりければ二神ハ甚く御心を痛め給ひて共に又天津國に參上り
坐て皇産靈の神等に尋ね給ひしに其確なる所由判然ざりければ太占と
いへるものに卜相て漸く其實を窺知給ひしなり太占ハ卜術にて吉凶善
悪は勿論其眞理をも窺ひ察るべき術にして其法くさハあれば此時の
御術ハそれと定めて言ひたけれど鹿の肩骨を抜てそれに町がなをつけ
て之を焼き其ひきのかたをもて吉凶善悪を知るべきハ天津國より傳
へたる神代の卜術ありさてこの占術には種々の法もあれど皆天御中主
神の御心を尋ね問ふべき術なり漢土にては河圖洛書周易遁甲などある
も其名こそ異なれ皆天御中主神の御心を窺ひ奉れる所爲なり是により
ても御中主神の叡智なるは實に所謂全智全能なるべし彼西洋哲學タイ

オチセスが天地は叡智より開け初て成立たるものなりといへりしも、御中主神の御神徳を賛頌するに足れり、また赤縣にて、上天、昊天、或ハ天之明命、天之命謂之性、など言るを始め、總て世の中の萬の事を、天に任せて言るも、天ハ意あるものに非ず、皆此御中主神の聰明、叡智の神徳を言る事疑ふべきに非ざるなり、さてその訓義に、布斗ハ太前、太幣帛などの太にて、尊稱なり、（此の麻暹は神慮の隨に告諭し給へる義なり、ト相の宇良は内）にありて、未だ表に顯はれぬを言へり、人の心をウラ言へるも、ざる事にて、幽事の見えぬ處に坐す神のまに、其御心に合せてといへる義にて、ト相といへるならむ、さてこのト術の事ハ、鹿ト、龜トの外にも、米占、辻占、などくさくあるべし、その伴、信友が正ト考に委しく述べれば、そをみて知るべし、さて二神ハ、天神の御諭を受て、また元の自凝島に、天降り坐て、改て彼御柱を廻逢て、宣直し給ひしなり、○さて、心に心得置べき事あり、伊邪那岐、那美の二神ハ、天地の造化を兼給へる、大徳大功の神にして、かゝる過ハありつるなり、然れば尋常の人にして、なごか過なかるべけんや、赤縣

にては、聖人之過、如日月之蝕、また過、而勿憚改、などいへり、我皇國の古傳にハ、其言こそなけれ、總て神の御所爲神の御履歷を尋ねれば、其實跡に道德の自然に具りたる是を、惟神の道といへり、（惟神とは神體とも書て神の御所爲に因ひ然れば此二神も先の過を改め給ひてこそ、大造の御功績も立けるなれ、そハ次々に説分るを見て知るべきあり）

○日本紀曰、於是陰陽始適合爲夫婦、及至產時、先以淡路洲爲胞、廼生大日本、豊秋津洲云々

こは日本紀の本文を擧たるなり、但し爲胞の下に諸本有意所不快、故名之曰淡路洲の十一字あり、こは田中氏の校訂日本紀に舊本或註の摺入、今據竟宴本、白井書、富校本、削之とあるに、よれり、さて、こゝに陰陽とあるは、男女の二神を、漢文にしか書れたるなり、此本文に以淡路洲爲胞とあるは、實に尊き古傳なるを、古事記に洩たるは遺憾事なれば、此處は日本紀に據るべし、いで其由を辨へんに、こゝに爲胞とある胞を、先哲等皆字義に沈着て、

子の産るゝ時の胞衣の義と見て、くもく注解せられたるは皆うるさく、
又片腹痛き説ともなり、本居平田二翁の賢智を以てさへ、全ら胞衣の義に
見られたるは、いかにぞや、上古の大御神たちの御所爲、いかに玄妙奇靈な
らむにも、云々の洲をもて、胞衣となし給へるとは、如何にも心得難き事
ならずや、かれ能く考るに、胞は衣の假字にて、兄の義あり、淡路の穂之狹別
を、御子の中にも、男神の兄とは定め給ひしなり、其は伊豫を愛比賣と云は、
女神の始にして、兄媛の義なれば、自ら其れに對へるふり、さて紀中に爲胞
と、ことさらに擧られたるは、此前に、水蛭子、淡島の生れつれば、それやびて、
兄なるべきを、そは御子の數に入給はずして、此淡路島を、兄とは定め給へ
るなり、兄と云ふは、コノカミとも、アヒとも、いふべけれど、古くはエミのみいへり、兄弟は男女にわた
り、その兄と云ふは、兄とすべし、また自分の子も成長することあるは、この御神傳なる事と、思ひ解るべし、淡
路島ハ、磯馭盧島爲胞ともあるをもて、察るべきなり、舊事紀に、先生大八洲
兄國淡路州とある、此生の字ハ衍なり、そは上に生大八洲とありて、引つゝ

けて、再び生字を置べき所にあらす、そハ下に生六小島、兄吉備小島とある
例にて知るべし、舊事紀ハ、諸家の論もあれど、また古傳の殘れるも多かり、
こゝに正しく兄の字を書なるハ胞の本義のたまふ、殘れる事を知るべ
し、然るに本居翁ハ、豐壽の山陰に、以淡路島爲胞と云ことを論ひて、爲胞と
いふハ、もと淡洲のことなりけむを、淡路洲とせるハ、名の似たるから紛れ
たるにて、先以淡洲爲胞、生淡路洲とあるべきことあり、といはれたるハ、彼
胞衣の義と見誤られて、汚穢く卑きかたにのみ思はれたるハ、いとも思々
しき失誤なり、平田翁の説ハ、伊邪那岐那美二柱神初ハ、男女の理に違へる、
御過によりて、淡洲を生給へるを、こたひハ、理正しく、廻り改め言へる故、
生坐る子の正しく胞をなして生れたるなるべし、かくやごさなき事の古
事記に洩たるハ、憾しといはれて、成文にハ、先以淡路穂之狹別島爲胞而生
給子大倭豊秋津島矣、云々と改められたるは、さすかに此島の勝れて尊く、
爲胞とあることの、やごさなき所縁に、心づかれたるは、さる事ながら、正し
く胞をなして生れたることは、何事ぞや、また淡路島をもて、直に胞衣の義と

せられたるも心得がたしいかに胞の正しければとてなごの古事記にも
れたる事の口をしき事やはあるとて胞を兄の假字と見れば事も意も明
かにしてやごとなき傳ふれば記に洩たるも實に憾しき事なるを二千年
來此事を心づく人のなかりしはいごとく不審しき事にこそそ
は前にも兄と胞とを同様に書きたりし事ありしなりとてやごとなき傳ふれば記に洩たるも實に憾しき事なるを二千年
た淡路洲の自凝島と同地なるよしは上にも擧たれどこゝに以淡路洲爲
胞とある事の本説たるを知にありそは彼二神磯取直島に反り降り坐て
やびて其島を兄と定め給へればなりか、れば古くより淡路島を胞島と
いへるも兄島の義なれば自凝島もしか云けむかし又此島を沼島とも云
るは沼矛の島の義なるべしかくて思へば此淡路島を穗之狹別としもい
ふよしは本居宣長の説は、淡路島の早別といふ處にみられ、平田翁は、沼矛の録別の意ならむ、そは前
文に自其矛末垂落之鹽累積成島とあるにて著く矛の録より成たる島な
ればなり別は特別道別などの別の意にて矛の録にて成竟給へる義なら
む故今三原郡に先山といへる山ありこゝの矛の録山と云る義にて上に擧

たる小山は是なるべしまた三原郡といへるも御柱の義なるべし尙按ふ
に孝徳天皇の改制の時津名三原の二郡を定め國造を以て郡司として三
原郡に淡路國府を置れしかば終に自凝島の名ハ幡多の地なる一小山に
約縮して此地の自凝島なる事を知らざるに至れり自凝島のこゝに於ては、
此傳に據りて○酒生大日本豊秋津洲云々こゝは二神天神の御諭を受て自凝島
に返り降りて先の過を改めて唱へ直し給ひしかば此回ハ尊しとも尊き
大日本豊秋津島の生出たる日本紀の傳こそ然る事に所思しが平田翁も
此傳によりて成文に擧られたるハいとやごとなき事に覺ゆるなり然る
に八洲の順序に至りては紀の傳紛れたるも記には亦名をも擧られて最
めてなければ重複を厭ハす次に記の本文を擧て述ふべき事あり

○古事記曰生子淡道之穗之狹別嶋次生伊豫之
二名嶋此嶋者身一而有面四每面有名故伊豫國
謂愛比賣讚岐國謂飯依比古粟國謂大宜都比賣

土左國謂建依別次生隱伎之三子嶋亦名天之忍
 許呂別次生筑紫嶋此嶋亦身一而有面四每面有
 名故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日
 向日豐久士比泥別熊曾國謂建日別次生伊伎嶋
 亦名謂天比登都柱次生津嶋亦名謂天之狹手依
 比賣次生佐度嶋次生大倭豐秋津嶋亦名謂天御
 虛空豐秋津根別故因此八嶋先所生謂大八嶋國

生子淡道之穗之狹別島此大八島の名義は古事記に據るべしこは正しき
 傳へなるに古名をも擧られたるはいとおむかしく尊き事なり但し大倭
 豐秋津島は紀に八島の初め淡路島の次に擧られたるを正しかるべくま
 た淡道を生とあるは混へる傳ふる事上に論へりさてこの國を生給へる
 には昔より論あることにて他の學者は勿論我同學者も底解難き事なり

そは人體の神に坐て國土を生給ひしは外に例なき事なればなりこに
 傳へたる古名に男女の神あるを思へば國魂の神にやあらんそは難波な
 る生島神社は生國足國の御魂を祭れること疑ひなければなりまた大和
 國ふる畝火耳梨の山靈が天香具山なる姫神を争ひたる故事を思へばか
 る小山にさへ靈ある事なれば大八洲の如きは必ず國魂の神もあるべ
 く殊に天神の詔にもたゞ修理固成のみあるを思へば生給ひしは國魂
 神にやあらんとも覺ゆれど確かに思ひ定むべくもあらねば是を一説と
 して正しく國土を生産給へることを本説とすべし元より造化の神の委
 託を受給ひし氣化の大神に坐れば今の人體を以て語るべきに非ず殊に
 この國生の事は奇靈なる造化の神業にて人智をもてたしかに定め難き
 こともあらむ然るをまか傳へたるは意想外のことなるにても人造の説
 に非る神傳なることを徴するに足れりさはいへ限りある人體の神にし
 てかゝる廣大なる島國を分娩し給へる造化の神業につきて尙能く考ふ
 るに目に見えぬばかりの小さ種より生長して雲に聳へ天を覆ふの大木

こなれるも、今は見馴つれば、不審きことにもあらねど、其例なかりせば、底
解難き事なるべし、然れハ國土の種子とふるべき物を、生給ひしにやあら
む、また按ふに、今世に豆腐といふものを製るにハ、大豆を摺潰したる中に
鹽汁を少し加ふれば、忽に塌り、苧蕪といふものを造るには、其芋を摺潰し
たる中に、灰汁を加ふれば、忽に塌りて、形象をなせるの類世に多かるにて
も、思ひ合すべし、さればまた此兩説を擧て、研究の料に具へおくことまか
り、○次生伊豫之三名島云々、總名をいよといひて、又伊豫國あるより二名
といひひけんかし、記傳にハ二並びの義にさかれたり、開き見るべし、伊豫
ハ彌の義にて、二神御心を定めて、彌進みに生成給ふ義にもやあらん、愛比
賣ハ長女の義なり、淡路を長男と定め給ひしに對へり、此次の國名の解ハ、
記傳に譲りて省きつ、○次生筑紫島云々、こは古書に馬爪行盡しの國とあ
りて、大八島の西の極みなる義にて、まかいひけんかし、此島亦身一而有面
四、此島も伊豫之三名島と同き故に、亦さはいへるなり、今は九國となりぬ
れど、其面ハ四あること何ぞ疑はん、○故筑紫國謂白日別、れも上の伊豫

に同じく、筑紫島といへるハ、九州の總名にて、筑紫國といへるハ、今の筑前
筑後をいへるなり、白日といへる詞、記傳にハ外に其例を見ずといはれつ
れど、大年神の御子にも、白日神あり、また白雲白玉なども云また漢語な
ら青天、白日などもいひ、又今に白晝ともいへれば、白日といへる詞もあ
かふからん、○豊國謂豊日別、この豊國は、碩田國の地形廣大なるより起れ
る名ふれば、豊日も地の豊饒なるより出たる名ならむ、今現に豊前國中津
郷に、豊日別宮ありて、此社の傳記に、祭神豊日別國魂神、姫大神と申て、豊日
別國魂神とは、伊弉諾尊の靈神ふり、姫大神とは、天照大神の荒魂、瀬織津姫
神ふる由なり、こは上代の傳の殘れるにて、伊弉諾尊の國魂に、天照大神の
荒魂の添れるより、豊日別の名もあることにて、建日向日豊久士比泥別は
さらに言はず、白日別も建日別も、日大神の御魂の添れる由の名なるこ
とを、察るべきなり、○肥國謂建日向日豊久士比泥別、こは日向より肥前肥
後を合せて一面としたるなり、此日向國は、天照大御神の降臨坐し地なれ
ば、他の三面の國に替りて、御名も永く建く向しく、豊奇と美稱へたるなり

肥國といへる事景行紀によれば肥後八代の海なる不知火より起りたる名なりといひまた風土記によれば肥君の祖健緒組が賊衆を討平らげし時火從空下焼山亦恠火下之國可名火國といへる兩説ありて火國の義に傳へたれど然らずは日國の義なるべし白日豊日建日も日大御神に因れる名なるべしきては大御神は此日向國に御降誕ありて同國ふる櫛觸の二上峯より天に昇らせ給ひ御孫邇々岐命は又其二上峰に天降り坐て此國に官處を撰び給ふ是を高千穂の官といふ然れば九州の地は西偏にありと雖も神代の皇都にして殊に日神降誕の地なれば日本の名も此地より起れりといはんも誣言にあらざるなり平田翁は延佳本によりて火國謂速日別日向國謂豊久士比泥別と改められたれどおぼつかなしかくては本文に面有四といへるに合ざるをいかにせむ○熊曾國謂建日別曾は襲ともありて大隅國なる嚙啖郡より出たる名なり熊ハ熊鷹熊鷹などありて建きをいへる稱なり曾ハ記傳におそきおそろしの曾にて勇男のつゝまりたるかと述べられたるが如し此國を薩摩と改稱せしは大寶年

間の事なりといへりさてこの薩摩の古名を建日別といひ日向肥前肥後を建日向日云々といひまた彼土佐國を建依別といへる所ハ今も人氣の猛く勇めるを思へば自然に其名義に協へるハ不思議の事なり又また薩摩國の○次生伊岐島亦名謂天比登都柱此島は伊岐國の領地なりこの伊岐島の記傳に萬葉に由吉乃之麻と見え和名抄にも壹岐島を由岐ともありてイキとユキと通ハし云へりハ息長帶比賣命の韓國を征に幸行しをり此島にして神祭り坐とて瘡忌のことありけむ故の名にもやあらむといはれたるもさることにて今に風本といへる處に其古蹟著く存在て神功皇后を祭れる御社あり然るに吉胤此島を巡回まつることありしに中郷といへる里の海中に雪島とていつかにも眞白き島あり此島より此全島の名ともなりつるふらむハ疑ふべくも非ずとれば元ユキと云つるを今はイキとも云るなるべしさて其向ふのかたに當りて沖中に突出たる數丈の大岩あり是を今にも一柱といへり是彼天一柱の名ある所以なること決し是を思へば書籍上の想像ハ實地の經驗に及ばざる事あり

り然れば諸國の古名に、底解ひたきも實地につきて必ず所由ありし事ならむと想像るゝなり、以下は記傳の説によるべし○大倭豊秋津島亦名謂天御虛空秋津根別この大倭も豊秋津島も大和一國を稱ふ名なるを大八洲の總名にもいへり、こゝは餘の七洲を除きて長門より常陸までつゝきたる地をいふ、後には大倭に枕詞の如く重ても云り、そは秋津島倭磯城島倭などいへり、秋津島は孝安天皇の都あり、磯城島は崇神天皇の都なりしを、しか云馴れたるなり、さて秋津といふ名義ハ神武天皇曠間丘に登りて國狀を望て、如蜻蛉之臂咕焉と宣給ひしより起れるとの説なり、蜻蛉を秋津といへるは秋出るよしなり、臂咕は尻臂の義にて、蜻蛉は善く尾を銜むものなれば、しかいへるならむ、亦名に天津云々といへるは、天皇の大坐す京師をも天とする故に、其意にて稱しなるべし、さてこの秋津の名は神武天皇より起りたるふれば、秋津島といへるは、さる事ならんを、亦名は神代の古名と所思れば、秋はあからむ義にて、全ら穀物の豊熟する義によりて、千五百秋また千秋長秋など、神代に唱へしことあれば、早く神代より秋津島

とも云しにやあらむ、尙能く考ふべし○故此八島云々此八島は正しく、二神の生産坐し島なりしより、大八島は總名の如くなりつるなり、其生坐る序次の事は、記傳に委しく述はれたる説もあれど、こゝは後世の想像をもて、定め難きことあらんかし、さて此大八洲の次序は勿論、其名も日本紀と異なれども、八の數は同じきなり、島は水中に土のままりて、一區域をなせる所をいふ、必海のみならず、川池ふどの廻れる地をも云り、又此大八島ふと云名のごとく、大なるにも云り、さて此大八島に、畿内七道の諸國もみな備はりて、皇國の總名とはなれ、こゝ此號は外國に對へず、獨だちに言へる時の號なるべし、八千弟神の御歌に、夜斯麻久爾云々とあり、孝德紀に、明神御宇日本倭根子天皇とありて、又現爲明神御八島國天皇とも見えたり、是を公式令の詔書式に、明神御大八洲天皇を朝廷の大事に用ゐられ、明神御宇日本天皇を蕃客に對る時に用ゐらるゝ事と定まりしは、さる事あるに、本居翁の説に、御宇の宇の字は、撥入にて、是も御日本天皇とあるべき也、といはれしは、本居翁の言に似げふき強説なり、こゝは御大八島とあるに、宇

字の脱たるにこそあれ御宇は宇宙を統御し給ふ議なれば此宇宙間萬國を統御して大八洲にも日本にも大坐す天皇といへることいふも更なるをや

然後還坐之時生吉備兒嶋亦名謂建日方別次生小豆嶋亦名謂太野手比賣次生大嶋亦名謂大多麻流別次生女島亦名謂天一根次生知訶島亦名謂天之忍男次生兩兒嶋亦名謂天兩屋

然後云々は二神大八島を生竟て本所なる自凝島に還り給ひ又更に再び廻り見給ひし折生坐し六島なるべく所思るふり○生吉備兒島亦名謂建日方別この吉備は今の備前備中備後にて大倭豊秋津島の中なり今生給へるは六小島のみなりこれを舊事紀には次生六小島兒吉備國謂建日別とある下の兒島は摺入なるべくそは上に小島とありて又兒島とあるべき事に非ずとて此文に兒吉備とあるにて吉備は今生給へるに非ず

それを長子と定めて小島を生給へるなり是にても彼胞淡路島とある胞は兄の本字なる事を思ひ定むべきなり若此處の兄をも胞衣の義と見る人あらんかあふ片腹痛しや○吹生小豆島此島は備前と讃岐との間にあり小豆も穀物なれば此島の名となりたるならむ大野手比賣は記傳に未思得とあり○次生大島亦名云々は記傳に周防國なる大島郡是か萬葉に大島嶋門と見えたり又筑前國宗像郡なる中津宮の地をも大島といひ又肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり此三の内なるべしといはれたり大多麻流別は未思得とあり○次生女島亦名天一根記傳に日女の日の脱たるならんといはれしはさることなり又此島は今筑前の海中立海島と肥前の名兒屋との海路にて同國の唐津より今の道二里許東北方にありといふ姫島なるべしと述はれたるは似よりたる説なれども唐津の東北にさる島は見當らず唐津より二里許り西南に當りて名古屋の向ひふる壁島是なるべし今壁島といふ所なり延喜式に田島神社名神大とありて三女神を祭れり今は國幣社となれり此島を古くは姫島といへり古書

には姫島に坐田島神社と見えたり此島は呼子浦に向ひて其間は湊となり今船の出入に便利宜しく又魚鹽の利ある事も全國に無雙とも云べきなり然るに此姫島なかりせば狛諸越より寄來る風波を凌ぐべき地は更になかるべしされば二神の御心を盡して生置給へるならむと想像れていと尊くなん○次生知訶島亦名謂天之忍男敏達紀天武紀などに血鹿島と作り肥前國風土記に松浦郡值嘉島とありて景行天皇巡幸の時に志式島の行宮に御坐在西海を御覽し阿曇連百足てふ人して此島を察しめ給ひし事を記して於茲勅云此島雖遠猶見如近因曰值嘉島とあるにて名義は此勅より出たること著し三代實錄に庇羅值嘉兩郡と見えたるは今の平戸と五島をいへるなり平戸島に並べいふべきは五島ならで何の島とかせむされば此知訶島は五島なることを察るべきなり亦名天之忍男は大し雄の義なるべし此島は地方を遠く離りたる島なれども今に人氣も勇壯なりといへり○次生兩兒島云々此島は先哲も未思得といはれたり吉胤先年平戸より壹岐に渡りし船中にて同ト姿にて並びた

る島をみたり其島の名を二上島と云り是なるべし

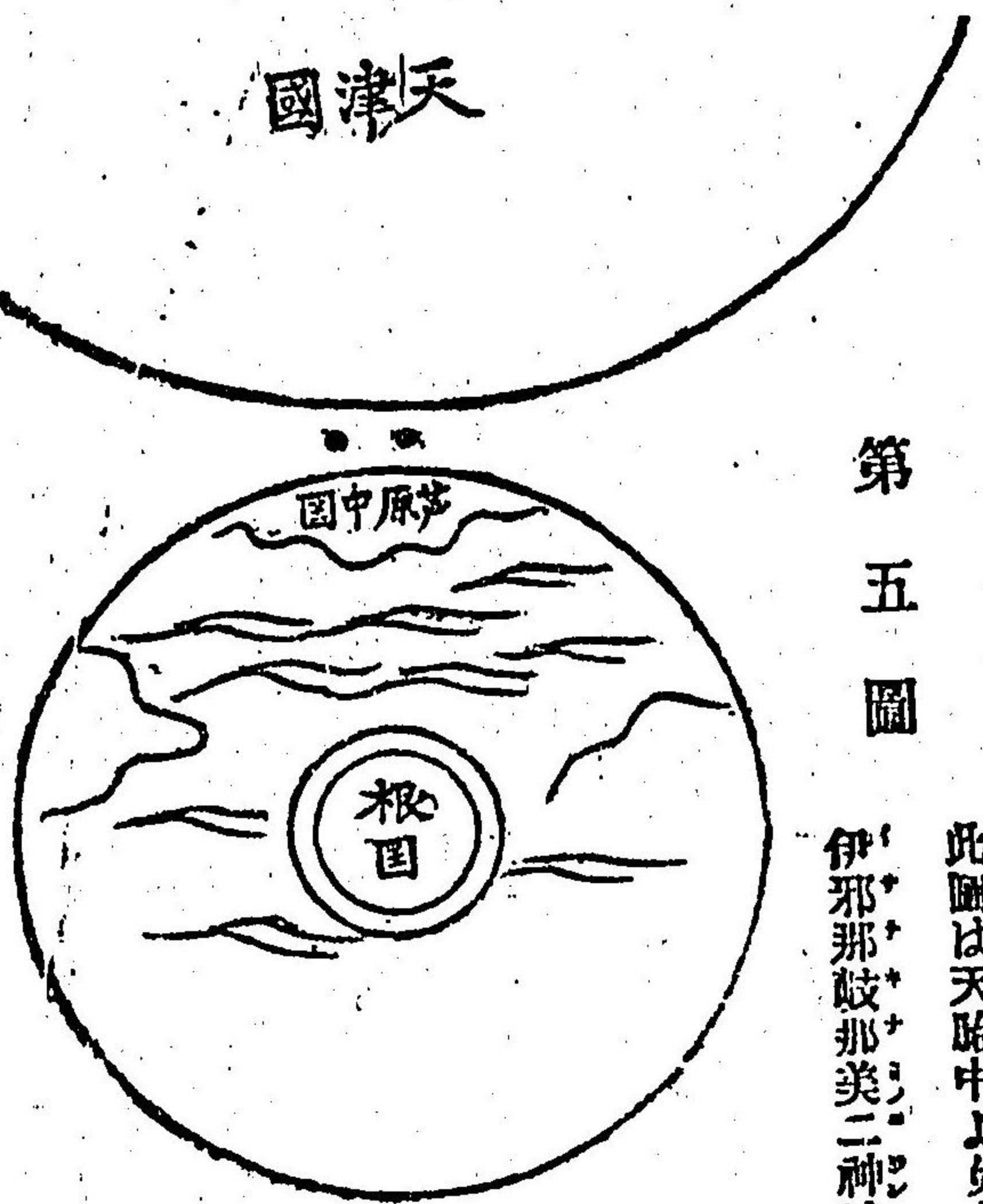
○日本紀曰處々小嶋皆是潮沫凝成矣

處々小島云々本居翁云大八島の外の島々は二柱神の生給へるには非なりさて處々の小島とあるは必しも小島のみに限るべからず大八島の外なるを皆凡て此如は云るなれば其中には大なるも多かるぞかしされば皇國に屬る島々のみならず諸の外國をも大きなる小きを云はず皆此内とすべきなりと述はれもごさく大八洲の外なる國々はいかに大なるも二神の生成給ふに非ずして潮沫の凝てなれるとの傳へなりなるは自然なる潮沫の凝りて成れるに成るべし然るも已に國となりたる上はさのみ差別もなきのみならず大きなる國ぞかつくに成出たる凡て世の事にも物にも端緒を開き置は其次々に成整ふるものなるべきは彼須佐之男命の木國に木種を時初給ひしつやめて全國に蕃殖し今ハ到る處樹木を見ざるなきにても造化の神

業地球中に遍満たる事を思ひ、また地球中の人類動物の左のみ異變なきにても同じ造化の神業なる事を察るべきなり

第五圖

此圖は天降中より、地球の分絶したるも、相去こといまだ遠からざる状なり、伊邪那岐那美二神は自凝島に天降り坐て大八洲及六島を生成し給ひし其影勢



地球中に波及して諸外國の成出むとする状なり
○正中に圓輪あるは地心なる夜見國に月球を孕みたる状を顯はしたるなり
○夜見國は根國底之國とも根之堅洲國とも云て、地球の中心にある國なり、然れば地球の表面何處よりも下方なるを以て、下津國とも下部とも云へり
○此時已に所謂二王、六緯星、も成出たるべし、これを遊星とも云り其遊星の一たる此地球も成竟て其衛星たる

此圖は伊邪那岐那美二神天神の神勅を奉りて、磯馭慮島に天降給ひて夫婦の道を始め給ひて、大八島國及六島をも生成坐し其勢波及して五大洲

も六大洲も其他の國々も成出たるなり、然れば此大八島及び六島の外に二神の生成給へるに非ずして、潮沫などの凝固まりて成たるも、已に國となりたる上ハ、さのみ差別もなきのみならず、大きな國ハ數多ありて、此大八島に勝れたる如くなるも、少からざれども、自ら尊き卑しき差別あることを、外國人のいひで、おまらん、今や西洋の諸國文明開化に誇りて、我日本を野蠻の國とし、半開の國として、輕蔑することありしも、一時進歩に後れたれば、暫く彼に屈して、其技術等を傳習せば、必ず又彼に先なつことあらんは、遠からざるべし、萬國交際以來、僅に三十年なりしも、目今に到りてハ、野蠻半開をもて評するものなきに至れり、抑彼等の文明開化を誇れるものは、技術なり、器械なり、然に其技術器械の奇巧なるに驚きて、彼土を上國の大國ふりとし、我國を下國の小國なりと思ふハ、愚昧の至りふり國の大小を以て優劣を論せば、尺寸の金玉ハ、十丈の木石に勝れるに非ずや、是其理の見易きものなり、特に我日本帝國ハ、天神の神勅を以て二神の修理固成し給へる國あるを、是に天壤無窮の大君主を定めて、皇孫命に數多

の神々を添て天降し給ひしハ乃此地球の君主たる國の御中主を定め給へるふり然に西洋人は此道理を悟らず彼恒星天に天心星あるを見出さざりしに等しく此地球の大君主たるを知らずして猥りに疎意を逞くせむとするの傾きあるハ天に無二日地無二王といへる天地の眞理を知ざるに據れり若此眞理を悟りて我大日本國の天皇ハ天神の立給へる天立の君たる事を熟く知得たらむにハ海外の人と雖もいかでか我皇統を奉戴せざるべけんや夫一村あれハ村長あり一郡あれば郡長あり一國あれば必ず國君あるは自然の道理也今や萬國交際の時とありて同盟の國三十餘國ありて八帝國十二王國又十三四の大統領國ありと雖も吾大日本より之を見れば總て共和國の大統領たるを免れざるなり抑君と稱する中に人立あり自立あり天立あり人立とハ其人の道德を尊敬し或ハ投標抽籤を以て君とふれるなり自立ハ權威を以て抗敵を壓服し勢力を以て國家を占領するものは是ふり今五大洲中何れの國か自立人立にあらざる唯我日本のみ天朝天と始めをなし天宗天と墜す開闢以來一系の皇統なる

ハ地球中更に比類なき天立の君たる事論を俟ざるなり元來造化天神の此國を建給ふや大ならず小ならず繞らすに大瀛の水を以てして天險の要害を構へしめて他國より掠奪を逞くする事を得ざらしむ且五金五穀も太古より自然に備はり土地の膏腴豊饒なるは穀物の味ある櫻花の美ハしきを以ても察るべきふり六人部翁説に皇國後來の爲ハ更にも言ハす一地球の爲無窮に保護すべき御量をもて國形をも造成さしめ賜ひつる事と察られたるハ全ら造化の幽政の神等の幽に執政して事を成しめ賜ひつるが故ならんと思しき由は皇國を始として亞細亞歐邏巴亞弗利加等の三州の大體何れも東西にのみ長く流れて南北に通じたるは國も山も有事無し然るを獨り南北亞墨利加のみハ其洲の大體も衆山も残らず南北にのみ横たかりて水も東西に流れたるハなし按ふに三大洲の東西に引延たるハ地球の自轉するに爾らざれば應ハざる自然の勢なるを亞墨利加の南北にのみ横たかりたるハ地球の自轉する勢に海潮劇流し其勢皇國に迫るべければ吾東方に在て南北に塞堰て其暴漲の勢を挂留

しめ賜ふ、幽政の神議りに因れる事と察られたれば、萬國を製造し賜へるも、全ら二神の神議ふることを思ふべしとあるをも考ふべし、又彼德西なる檢夫爾が萬國の風土を記せる書の中に、皇國の事を記して、諸國土の肥澤て樂き地ハ、北緯三十度より四十度の間に及ぶことなく、日本ハ其間に位して、且萬國の極東方の境なるに、天神のいひある御心にか、彼國を殊に德惠まして、周廻にハ峻く烈き荒海を廻らして、外國の侵し仇なむを防ぎ、またその地形を、こゝかしこに斷放して、諸島を合せたるが如くならしめたるは、其國々の産物を異にして、その總國に通用せしめ、日本一國、外國の産物を望まず、その國に産出る物にて満足らしめんことたり、さて大からず小からず、造りたるハ國を實せしめ、強からしめんことたり、故に人民夥しく、家居立つべき産物、豊饒にして、殊に稻穀萬國に卓越て、美く、人氣の勇烈、強盛なること、是又萬國にならぶ國あきハ、凡て天地を造れる神の日本に殊なる德惠を賜はる徴なりと云るにて、自惚の説に非ることを會得すべし

我々小山田は、漢洋の學に造るなりしが、海外に就して、彼五大洲中、大抵測らざる處なく、經ざる處なし、我々小山田は、萬國の風土、風氣と究め盡して、益々皇國の尊き所以と知り、始て神の德惠ある事と會得す

設り世々、惜ひく西洋人さへ、皇國の尊き所以を知りて、天神の德惠他に殊なる由を云り、然るに神國の神民なる者、神國の尊き元の謂れを尋むともせず、神の德惠あるにも心附かず、只海外の學術にのみ沈醉する者の多かるは如何にぞや、前第七國の下海外にも、英の倫敦佛の巴黎斯普の百爾靈露の彼得羅堡米の紐育等の繁華ハ、可驚と雖も、亦驚くべき荒漠の地、蠢愚の民も少からず、故男吉龍が萬國史及地理書を參考して、抄譯したる物あり、其中に阿弗利加洲ハ五大洲の一にして、其大なること世界四分の一もあれど、固より熱帯の地なれば、住民ハ大抵黒奴にして、獷獍野蠻の輩なり、其家屋ハ泥土或ハ木葉樹枝ふごを以て、僅に營み、其衣服ハ胴中に纏へる、一小布に過ず、同洲に大沙漠あり、最も廣漠の土地にて、極熱ふる故に、雨降らず、此地に生活する人種を「アラブス」と云、水なければ、夜間の露を溜て、僅に渴を防ぐと云、又亞細亞洲の北部「シベリヤ」露領にて、廣漠の地なり、人民貧困を極め、野獸の皮を衣服とし、水草を逐て居を移すと云、又歐邏巴洲の北部にある露領に「ラフランドルス」「サモアデス」等の人種ありて、色黒く、軀矮くし

て疾痴蒙昧なり其海邊に住する輩は鳥類を以て常食とす故に到る處履
 臭人を襲ふ且互寒の地にて一年の内四分の三は冬なり依て往々堅氷を
 積て家屋とす北氷海に界する處は六月間長夜にして日光を見ずと云又
 阿米利加洲の北部にもイスケモウスと云人民あり此地も極寒にして草
 木茂らず常に剛鹿海豹及其他の獸を獵し鯨鯨を捕りて衣食の料に充る
 と云りされば是等の地もあるを皇國に生を得たるは我輩の幸福と云と
 る可むや但しいかに古き國なりともいかに美しき國なりとも其古き
 を頼み其美しきに安する時ハ人氣萎靡し國體頽弛して遂に潮沫の凝て
 成れる國の輩より輕蔑せらるゝに至るべし爰に奮發して大八島國固有
 の美質を發揮せば天神の御心に符ひて其幸福を蒙らむことも厚かるべ
 きなり○尙地形の上につきて論ふべき事ありその前にも漢土西洋の傳
 説を引て述へりし如く此亞細亞東洋ハ神聖首出の地にして世界萬物
 の發生する處なりとあるハざる事にて前にハ伊邪那岐那美二神天降り
 て修理固成の神業を開き給ひ後にハ皇孫邇々杵命の天降りて國土經營

の基業を始め給へるのみならず天照大御神の生出坐し本國にして神代
 には神等の往返坐し事跡少からず神等の天上に往返ありしといふ事開化者他流の人の
 下註と事第十二圖の然れば我日本ハ地球の元首にして東北の隅に寄りたる
 國なれば古くより東とハ定まりたるなるべし或人は地球は圓體なるものなれば南
 北ある上は西もさきてこそ漢土よりは東海と稱へ西洋よりハ東洋とも言へ
 るなれ或人問て云く日本ハ東北に位して地球の根元ならむには何事も
 日本より開け行へき道理なるに現今の事態を見るに文明開化に係る百
 般の事物總て西洋より開けたるが如きハいかにといふに對へけらく其
 説につきて先辨へ置べきことありそは彼大陰曆なる十二支は元漢土の
 説なるも何の代に起れりといふ事を知られど宋邵雍が皇極經世書に十
 二辰を一日として子に始り亥に終るの説あり皇國にも夙く彼十二支を
 採りて日よみといへり日よみハ天日の運行を讀算へたるにて先夜の九
 つ時ハ子にして北方なり子ハ根とす義にて日の根と起るを云り八つ
 時ハ丑なり丑はうひとくして物の初まるを云り七つ時の寅ハ戸開く

の義にて、日神の天岩戸を出御し給へる義に像りたる詞なり、卯ハ六つ時にして、東方なり、ウハ浮び上顯などいひて、物の上に顯れ出る状あり、五つ時の辰ハ立登るの意なり、四つ時の巳はよく何方よりも見ゆるの義なり、晝の九つ時ハ午にして、南方なり、正南に熟く麗れるをいふ、八つ時の未ハ日辻の義なるべし、七つ時の申ハ遠離るなり、酉ハ六つ時にして西方なり、是ハ寅に對して、日神の天岩戸に入給へる状にて、戸入の義なり、五つ時の戌ハ往去なり、四つ時の亥ハ寝ぬる、いさるるなどいひて、物の靜まるをいへり、然れば是を禽獸に配するなどハたゞ標目のみにて、實ハ日を讀たるあり、是に據りても、東北ハ天日のみならず、萬事萬物の起り始る方位なる事を明らめ察るべし、かくて按ふに上にも舉たるが如く、我豊葦原の中國ハ東洋の東北に當れる根元の國なれば、西洋各國ハ其西南に當れる末裔の國たること論を俟ざるなり、然るに輓近の形況を見るに、文明開化器械工業を始め、總て百般の事業西洋各國より開けたるが如きも、是亦物の道理にして、自ら然らざるを得ざるものあり、その彼茄子なり、瓜なり、其他菓實の

類總て末より熟して、蒂に至るを見ても知るべきなり、我内國當時の形況も亦然り、此明治維新の起元も、東北の隅にあり、その先上毛に高山正之あり、下毛に蒲生秀實あり、奥に林子平あり、常陸に水戸黃門光國卿其下に會澤藤田の諸氏ありて、勤王の大義を主唱せられしより、忠魂義膽の英傑所々に輩出して、遂に皇政復古の基礎を東北の隅より草創するに至りしも、明治維新の偉業を奏するは、西南の隅なる薩長土肥より、義兵を起して、其大功績を樹たるに據れり、是亦自然の道理にして、彼末の方より熟するて、瓜茄子の比喩の空下からざることを察りて、よ但しその遅きと速きとあるのみ、其熟するに當りてハ先後何ぞ撰ばむ、翻りて又末の方より朽るの恐れ有をや、○さてまた、今世に行はるる、哲學とハ何をかいふ、洋語をヒロソヒと云て是天地萬物に對して真理を探求するの思想ともいひ、又一時代一社會に影響するの文化の觀念ともいひ、又個人獨創の思考力を發達して事實を明にし、變遷の跡を審にする智識の特色ともいひ、尙又個々の現象を統括する根本の原理を究めて以て全局を統一せむとするこ

ことなどありて其解釋未だ定らざるが如きも約言すれば個人の知識を明
 かにして天地間の眞理を探索し無私無偏の全局を統一するにありとい
 ふに止まるべし是等の義に據れば太古の神聖を祖述するに足るは所ありと雖も天地の神
 道と雖も其見し得たりと思ゆる亦少からず且人衆の造るれば此後古新論と神
道と雖も其見し得たりと思ゆる亦少からず且人衆の造るれば此後古新論と神
 名づけたりさて此哲學の鼻祖ハ小亞細亞のタールヌー本にはアリスミとい
 へる人ふるべけれど其發端ハ希臘國にありて元ミレートス學派といへ
 るより起れるなり今ハ西洋各國に行はるゝのみならず我内國にも競て
 これを修る人多きは所謂專賣特許の輸入品を争て購求するの形状あり
 然るに希臘の哲學ハ希臘にて草創生起せたりせんか我よりは是を見れ
 ば其元因印度にあるべし印度ハ偏僻なるも希臘より早く開けたる國な
 れば不完全ながらも彼哲學の思想を喚起したる事著し其印度ハまた漢
 土の文明によりて智識を開きたるにて彼佛道の佛像經文の如きも大概
 漢人の手に成たるにても察るべし扱其漢土の文明の起原哲理の根元ハ
 何れにありや是我大日本にありといふ事を心づきたるものなければ此
 言を聞いてハ定て抱腹絶倒に堪ざるものあらむも暫く心を静めて予が説

を竟ちめよ抑我大日本國ハ上にも述へる如く東北の隅に位して地球の
 元首たる事炳焉なるのみならず天津國の事實を傳へて天孫降臨の時に
 至りては凡百細大の事皆天上の儀の如く政事神祭武備工業技術器械に
 至るまで完全といふにハ非れども已に具はれりといふべし中にも其文
 明の徴となるべきハ歌なり伊邪那岐那美二神の唱和ハ第二期の始にあ
 り其後須佐之男命大國主神須勢理媛神又下照姫豊玉媛の御歌など今に
 残り又神武天皇に至りてハ御歌少からず其御歌の雄々しく健くまた
 あはれも深くして後世の人の企及びびたきにても其代の文明なりしを
 想像すべく又三種の神器は更にも言ハず玉鏡劍矛或ハ弓矢等の製作に
 ハ質朴なるもあれど勾玉などの精妙なる奇工ハ今人のなし能ハざる所
 あり是等にてハ器械工業の開けたりしを徴とするに足れり又其後崇神
 天皇の御代比に至りて任那勃海女眞肅慎等の國より入朝或は歸化せし
 人も多くまた神國とも君子國とも禮義國とも唱へ又不老不死の國なり
 して秦始皇の命を以て徐福などハ來朝して遂に我國に留りたり又孔子

なごも乗槎浮海など言へりしハ、我日本を景慕志なりし状なるを見て、我日本に其名こそなけれ、文明も哲理も自然に行はれて、漢土にも及びたる事を想像すべし、然に其後儒道佛道渡り來りて裨益なきに非るも其弊害多くして、遂に皇室の衰微、大亂の世となりて、文開哲理ハ勿論學術も事業も委靡頽廢の折から、此維新の御代となり、萬國交際行はれて、彼西南の隔なる西洋各國より、文明哲學を輸入せらるゝ事となりたるも、彼瓜茄子の比喩にて、是はた自然の道理なるを察るべきなり

○第六圖説

一書曰。伊弉諾尊與伊弉册尊共生大八洲國。然後伊弉諾尊曰。我所生之國。唯有朝霧而薰滿之哉。乃吹撥之氣。化爲神號。級長津彦命。次級長戶邊命。是風神也。又飢時生兒。號稻魂命。亦名宇賀神。

一書曰。日本紀の一書なり。紀にハ正書を擧て一書を低頭にせられたり。

さて一書ハ諸氏の賈りし家牒又諸國に傳へし史乘の中の一本どもなれば、互に相合せて其中の宜きを取れとて、あまた掲げ置れたる撰者の篤き志ふれば、文字ハ漢籍に倣ひ給へども、さすがにその狡意にハ、うつり給はず、叨りに取捨をなし給ハて、一書の傳へどもを多く載られたるハ、甚々尊重なきことにぞ有けるか、れば古傳ハ中々に一書のかた正しともいふべし、異傳とのみおほろかに見過すべきにあらす、猶いはた一書のみありて、誰家に記録し傳へしともあるべからぬぞ、遺憾事にはありける。

○唯有朝霧而薰滿之哉。朝霧の朝ハもとサにて、アはそはりたる詞なり、其佐ハ早をいふと同言なるべし、かくてまた其佐は眞にも御にも通へるハ、大祓に朝之御霧夕之御霧とあるを以て、狹霧ハ眞霧なることをも知べきなり、薰滿とハ霧の立ちめて鬱悒しきをいふ、さて此時國土を産竟給ひて、いまだ幾間もあらねば、晴るゝ事なくて、唯霧のみ立くもりなる状こそぞ當昔の景況を想像るゝなり、○乃吹撥之氣化爲神とハ國土に鬱悒しく立ちめたる佐霧を吹拂はむと、所念し凝し給ひし御靈によりて神の成坐

りしなり、さて此いぶき撥ひ坐る御氣はやびて風なり、此風と共に成出坐
て其を掌り給ふ神なるによりて、風の神とはいへるあり、

情神等の成出給へる状を按ふに、氣化、心化、胎生の三つあり、胎生は母の
胎内より産出するをいひ、氣化は天地の氣の集合して、神とふる、但し

是にも二流あり、正氣の集合すれば善神を生出す、諸の天神是なり、邪氣
の集合すれば悪神を生す、螢火光神如五月蠅、惡神ふ是なり、心化は神

にも人にも其精神を疑すによりて、神を生す、彼劔玉の御契約によりて、
五男三女を生成給ふ是なり、されば此級長津彦、津長戸邊神は氣化と心

化をわけて、成出坐し、神とやいはまし、水用神の意に、思ひのれ、上にも古く下にもいひ、
○級長津彦命、級長戸邊命一本に、此御名に誤あり、此神は伊邪那岐命の彼雲霧を

撥ひ給ふとまては、御息を長く吹給ふべく、其御氣より成出給へる故に、息
長とは白すなるべし、加茂翁の説に、萬葉に、志長鳥と云るは、かいつぶりの

ことにて、息長鳥と云むが如し、又鳩鳥の於吉奈我川とつゞは、詠るを以て
も知へし、此鳥水底に入て浮出ては長く息つく故に、然云かけしならむと

言れしはさることなり、風をシといふは暴風、颶風などにて著し、されば風
と息とは同物なる故に、息長をシナカともいひ、人の死るを息絶るとも風
往るとも云るにて知へし、さて男神の津も女神の戸も乃に通ふ助辭なり、
邊は賣に通ふ邊なり、然れば此御名は、息長の日、賣と云むがごとし、さ
てまた延喜式の祝詞によれば、此二神は龍田大神にして、天之御柱命、國之
御柱命とも稱へ奉れるあり、此神は延喜式内の大神に列せられたり、

さて此神を天御柱といへる柱は、上下の間を支へ持ものなるより、風を
も云り、風も天地の間を支へ持ものなればなり、尙按ふに、加世の加は幾
とも卦とも通ひて、霞霧、氣色、幽などの詞にて察るべし、されば風は加迫
るの義なるべし、風は天地の間に充滿なる事をも思ふべく、また天稚日
子段に、下照姫の哭聲、與風響而達于天矣、と有を始め、速飄神の事などを
思ふにも、風は天地の間に往來へるものなり、今の現にも、東風の吹とき
は、東方の物音、香など能く通ゆるをもて、此理を曉るべし、また神を祈
るにも、靈を招くにも、遠き堺も隔なく、其言の神靈に通えて、祥あること

此所由による事なり、尙いは、我言の彼が耳にきこえ、彼が言の我耳に聞ゆるなど、皆此神の御靈によることなるをも、熟思ひて、神靈に白す事ある前には、先風神に、其事を乞申して、後に其神靈に、祈り奉るべき理に、こそ、こそ、こは平田麻の玉座にかゝる事どもは、外國人の夢にも知らざる事なり、風にも火にも、たゞ天地間の有用物とのみ思ひて之を始めたる、大本の神ありて、今にも學り給へる事、いかに實測推歩の學を極めなければ、て、知得べき事にあらざるなり、我國には、此風に限らず、火にも、水にも、金にも、土にも、其他萬の物にも、其元因の神ありて、之を司り給へる事、明かに傳はりて、官幣國幣の神社に、祭り給へり、故に之を祭り之を祈りて、今にも靈驗あることは、神國たる所以ふるべし。

○又飢時生兒、こゝ伊弉諾尊飢まして、御食せむと、おもほす時に、成出給ひし御兒なる故に、その飢を助くべき食物の神となり給へるなり、○稻魂命云々紀中に、倉稻魂此云宇介能美拖磨とあり、また和名抄に、稻魂和名宇介乃美太万俗云宇加乃美太萬とあれど、神武紀に、稻魂女此云千伽能迷と

有を思へば、俗言に非るなり、按ふに宇介ハ、保食神の宇介にて、宇介ハ、本語なるを、彼風を加邪、稻を伊那、酒を佐加と云る例によれば、宇介と書ても、宇迦と訓へきなり、古事記には、伊邪那美神の御子、和久産巢日神の御子に、豊宇氣毘賣神あり、此神と同名同徳の神なる事著けれど、傳の異なるなり、然に、此神を廣瀨神社と今にも官幣大社に崇て、大忌祭仕奉來れるにて、かの龍田風神と同じく、天武天皇の御鎮祭にして、其神社の相去ことも遠からぬハ、由縁あること、覺ゆれば、日本紀の傳に心ひかれて、かくハ撰び擧つるなり、尙此大神につきてハ、伊勢外宮と同神にして、伏見稻荷社と同徳異神なることなども、辨ふべきなれど、そは豊受姫神蹟考を著ハして、委しく言へれば、こゝにハ省きつ

○古事記曰、既生國竟、更生神、故生神、名、大事、忍男、神、次生石土毘古神、次生石巢比賣神、次生大戸日別神、次生天之吹男神、次生大屋毘古神、次生風木

津別之忍男神次生海神大綿津見神次生水戸神
名速秋津日子神次妹速秋津比賣神

さて此古傳は他に例なく最も止事なき本文にして實に古事記の大賚と
謂べきなり此處を見誤りては此下なる身滌の段また紀第九一書さては
大祓の大事も恐くは底解がたき事あらん本居翁も此本文には大に苦ま
れたりと所思るもあらぬ方に意を注れて遂に錯簡なるべく説成された
りまた平田翁も成文に此本文を捨られたるより一人も之を異しむもの
なし學友美甘氏は天地の組織神代の眞理を講明するに未曾有の考説も
多かるを此本文を二翁の説によりて錯簡なりと思へるはいかにぞや此
段は二神の神を生初給へる端緒の文ふれば此處にさる錯簡あるべき事
に非ずいでや其事を辨へんも一言の盡すべきに非ず彼身滌の段に至り
て證明するを待てよ先右の本文によりて十柱神の概略を註ふへし但し此
水戸の神
次なる持分て生成坐し附ゆる文滌の
神等は今こゝに必用ならねばあけず ○大事忍男神ハ伊邪那岐那美二神天神の神

勅を蒙り給ひて國土を生産して地球を修理固成し給へる一大事業を成
竟給ひし其時に生坐し神ふればやがて神の御名にも負せ給ひしなり忍
男ハ例の尊稱なり伊邪那岐命黄泉國より顯國に歸出給ひし時に成出坐
してふ事解之男神も大事を成竟て和解し給へる由にて此神と同徳の神
なるべく思ゆれば定めて同神なるべし神は下にも ○石土毘古神石巢比賣
神ハ已に二神の産成坐りし地球の岩石土砂を掌り給へる神なるべし記
傳に二神ハ身滌段なる上箇之男にあたる故ハ伊波と宇波と通ひ豆都と
都知と通へばふりとありて下に其由の辨へむとす ○大戸日別神大戸ハ大處
にて人の住べき居所の定りたる由の御名なるべし記傳にハ身滌段の大
直毘にあたる所以ハ那富を縮れば能となり能と登とハ横通音なればな
りとあり○天之吹男神ハ天地間の邪氣を吹拂ひて人民の妨害を防ぎ給
ふ神なるべし記傳に氣吹戸主にあたる故ハかの祝辭に根國底國に氣吹
放てむとあればふりとあり○大屋毘古神已に地球上の海陸も粗定まり
たる上は神人の居所無る可らず此神ハ其家屋を掌り給へる神なるべし

記傳には、紀の一書の大綾津日にあたる由ハ、大綾の阿を省て大屋と云ハ、古語の常なり、此綾ハ、祓の意にて、事をあやまつ、人をあやむるなどのあやなりとあり、○風木津別之忍男神、木は氣の假字にて、式に大和國高市郡氣都和既神社とあるをもて、知へし前にもいへる如く、加と伎と卦とは、同物なるに、其氣の迫るより、風をおこすものなれば、此神も、級長津彦神と同一く、風を司り給へるならむと思ふに、たゞ氣都和氣ともあるを思へば、天地間の氣を司り給へるにて、謂ゆる大氣氣圍氣などは、此神の分擔し給へるなるべし、記傳には、名義心得たしとありて、此神を速佐須良比咩にあつることとも、たしかならねど、持佐須良比咩波とあるは、上に、科戸之風乃吹放事之如久云々、とあると、同一ことなれば、風にさすらひ失ふ意ありとあり、○海神大綿津見神は海を掌り給ふ神なり、記傳に和多は渡るといふことなり、津は例の助辭見は毛知の約りたるにて、海津持てふ意なりとあり、さて海を司り給へる神も、數多坐けむを取總て主裁坐ける神なれば、大綿津見とは稱へつるなるべし、○水戸神名速秋津日子神次妹速秋津比賣神

は記傳に、美那止は水の門の義なり、門は海の出入る戸口なり、秋津日は、赤土と語通ひて、清明き意なり、また伊豆能賣にあつる故は、阿岐を切れば伊にて、その伊豆も阿岐豆と同意なればなりとあり、また御名の義を考ふるに、速分別水にてはなきや、そは此神常に、湊に坐て、土中ふる壘と砂とを泌別して、眞水とあして、海に注ぎ、又海潮を蒸揚して、雲雨となして、國土に及ぼしふとすることを掌り給へる神なるべければなり、○此十柱神は、國生竟の次に出生坐て、地上の室氣を拂ひ、土石を平均し、家屋を營み、海陸の水利を守りて、神人の居處を定め給ひ、また禊祓の事に、功績ある神等なり、さてこそ下の身滌の段を始め、大祓の忌庭には、必ず此神等の出現坐し、ことば、其時に、説明するを見て、あるべし、然るに伊邪那岐命の身滌祓は、最重きことば、其時尤けき功ありし神は、其時の御名をもて、始めに回して、稱へ奉れることもあるべきなり、此水文を心通て下なる、さて本居翁は、此十柱神を、禊祓の時に成坐る神なりと、思ひ定められたるより、此處を錯簡ふりとして、删除れたるは、忌々しき非説なり、もし此十柱神を除けば、次の文に此

速秋津日子速秋津比賣二神因河海持別而生神云々ある文はいかにみ
るべきか火之夜藝速男神に至るまで三十餘神は引續きたる本文なるを
此御祓の段なる神等は三貴子を始め出現坐しことに心づかれざりしよ
りかゝる謬誤はありつるなり若また神等の出所假に二所ありとせば前
を是として後を非とすべきことなるに此處は伊邪那岐那美二神國々を
生竟坐て神を生給へる初發にして記中には最も大事の文なればざる錯
簡のあるべきに非ず日本紀にも國生竟坐しつゝきに次生海神次生川神
次生山神次生木祖句迺馳神次生草祖野姫神云々あるは最籠略な
る傳なれども神等の生産坐しことは混ふべくもあらぬを古事記には其
御名をも委しく擧られたるは最も珍重くおむかしき傳へなることを察
りて返す々々も錯簡に非る理由を思ひ曉るべきなり

次生木神名久々能智神次生山神名大山津見神
次生野神名鹿屋野比賣神亦名謂野椎神

此木神の前に風神あれど已に紀の一書によりて擧つれば茲にハ省きぬ
○久々能智神記傳に久々は莖ふり幹なり昔に木其を久々云るは久君
美良美良九久多知などあるにて知へし智は男を尊む名なりとあり○山
神大山津見神記傳に山津見は綿津見の例の如く山津持にて山を持坐る
なりされば彼種々の山津見あるは分て持神是は取總て持神なる故に大
と稱すなるべし○野神鹿屋野比賣神野を古は怒と云り紀に草祖草野姫
とあり加夜は何にもあれ屋葺む料の物を云なり野椎は野津持の義なり
此次にも持別て生ませる神あれど此書に必要なければ擧すまた鳥之
石楠船神大宜都比賣神あれど擧す但し大宜津比賣神は前に擧たる稻
魂神と同神なればなり

○日本紀曰既而伊弉諾尊與伊弉冊尊共議曰吾
已生大八洲國及山川草木何不生天下之主者歟
於是共生日神號大日靈尊大日靈此云於保比展咩亦曰天照大神亦曰天照日靈尊此子

光華明彩照徹於六合之内云々次生月神號月讀尊亦日月尊亦日月夜見尊其光彩亞日神云々次生素戔鳴尊亦曰速素或鳴尊

此段ハ日本紀の本文を擧たり此古傳ハ神代紀中よなくおむかしき關要の件にぞありける若此傳なかりせば三貴子の御出生も確ならずたゞ伊邪那岐命の身被の折不意も成出坐し事となりて實に夢物語よりもあさましからんを此御傳ありて夫婦二神の御精神も天地に貫き古今に亘りて三貴子も彌二神の正しく生産坐る事の明かあるのみならず身被段の目鼻より成出坐しといへる傳も左のみ怪しからぬ所由ハ是より次々に説分るを見て曉り察りてよ

たゞ古事記にのみよりて二翁の説を堅く守れる人ハいと怪しと思はれむも暫く心を平穩にして此段と身被段とを照し合せて吉胤の解説る説の一家の私説ならざるを知られんものぞ本居翁も日本紀の漢文

なるを厭はれしよりかゝる大事の明文をも捨られたるは最も忌々しき非説なりまた平田翁の二貴子の説に至りてハ其非も亦甚しと云べしそは次々に説明るを見て知るべし上にも述へるが如く本文に背き又本文削除するの説は誰彼を問はず辨駁するを憚らざるなり又其人一帯一條の心に適はれば件ありて直に冷評と下されむは快からざる所なり全類と見ゆして後

に若義理に背ける事あらば隠示せられむとをよまたかな遠ひてにせはの誤なり全類と見ゆして後

既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰云々己に上件の如く國々または海川草

木などの上を主宰し幽政造化の力を補助し世に洪福し給ふ神等とては顯明政に關り給ふ八百萬神蒼生等に至るまでを普く統御し給ふ主宰と坐へき貴重の御子を坐して天下を治めしめむと思ほし食て斯は詔給へるなりさるは元來天神の此漂蕩る國を修理固成と命せ給はば修理固成して其御子裔孫と共に無窮に此一地球を領知し給へとの大御心もて任し給つる物なるに今は顯幽に關係れる神等も大概生竟給ひつれば之を統御すへき貴重の神を産成し給はむと夫婦の間にして議り給ひつるな

り事の次第如此あらざれば應はざる事の勢にて在り中にも最重く貴き古傳なるを記に洩たるは不足事なるを本居翁の記傳をかゝれたるは先古學の草創とも云べくことに古事記の註解なれば本文のまゝにてもありなむを平田翁は神代を一圖にして成文をもかゝれたるに此處の紀の明文を思脱されたるは最々遺憾の事ならずや神代纂疏に二神相議吾已生八州山川草木若不生主此者則誰能成就其事統御百姓乎於是遂生日神蓋仁心之有應也とありて早くこの文に心を留められたる一條禪問兼良公の卓見は然る事に所思なり六人部翁も鈴木翁もこの共議曰云々とあるはかくあるべき事と思つかれたれども其三貴子の生坐る段に至りては賛成せられざりしはいかにぞや是三貴子は身滌段にて成出坐しとのみ思ひ取られつるものからして三貴子の出生ありては二回の出生となるから遂に共議り坐ることをのみとりて生出の説を捨られたるは所謂五十歩百歩の論なり然に日本紀の正書にかく明文をかゝげ給ひし舍人親王は此傳を然る事に所思食けむこと著く其後は彼兼良公より外

に此明文を確信したる人は曾てきかず惟祖惟宗尊無二の天照大御神の御出生かく確なる古傳を漢文なればとてそを顧ざるはいさゝかあさましくうたてかりしことにこそ○於是共生日神號大日靈尊云々二神共に御心を凝し坐てこそ世に比類なき大御神は生坐たるなれ日神とは後に天日を所治食べき大御神なるによりてまか云り大日靈尊の註に大日靈此云於保比屢咩とあるによりてよむべし通例本に貴とあれど出雲路本纂疏本に尊とあるにより於保比屢は大日稚日といひて日中をいへる義なり要は説文に貴女字也とあるを思へば大御神の尊き女神に坐けるをまか稱へ奉れるなり次の一書にも天書にも大日靈尊とあるを正しかるべきまた註に天照大神とある照は氏良須と訓へしは天を照すこと云は少し異りて天に坐々て四方を照し給ふの義なるべし大神は記に大御神とあるによりてたゞ大神と書なるをも此神に限りて於保美加美と訓へし紀中大概此御名によられたれば天照大神を本文にあけて大日靈尊を分注にあらまほしき事にこそされどかゝるいさゝかの違ひある

をもて、本文の大事をな見あやまりそ、本居翁は、此分註の違へるをもて、此本文の確ならぬ事をも、徴されたれど、古事記の本文にも、火之夜、藝速男神とありて、亦名の迦具土神とのみ、下に見えたるを、何とも註はれざりしは、片落とやいはむ、僻説とやいはむ。○此子光華明彩照徹於六合之内、光華明彩は漢文の飾なれば、文字に泥着すして訓へし、照徹は、平田翁ハ、下照姫の歌によりて、氏里和多良世理と訓れたるも、あしきにはあらねど、こは月と異なりて、物蔭の障りなく、透徹りて照し給へるなれば、登保留の訓によるべし、六合とは、天地四方をいへり、こは肉眼の及ぶかぎりなる、大陽界の内をいへるなり、此御光りも、我輩の肉眼にては、限りあるまじく見ゆれど、みとあるは、其限りをいへる言なるべく、所思ればなり、そは又其限りを掌り坐る、國常主神の亦名を、壁立命と云るをも思ふべし。○次生月神、號月讀尊、云々御名、義綿津見山津見などの如く、美は持にて、月夜持の意なりと云り、夜の食國を所知看す、大御神に坐は然も有ぬべし、訓は都久用美と云ぞ。

古言ふる、萬葉にも然り、さて此神の男神に坐ことは疑なけれど、猶いは、萬葉に、月讀壯子、月人壯、また左佐良、榎壯子とも、左佐良壯子ともいへり、月讀尊の御形も、馬形に坐り、然れば、月讀といへるは、月球を所知、食ての御名なれば、左佐良榎命とも白しつるにやあらむ、分註に、亦日月弓尊、亦日月夜見尊とあるは、訓と文字と聊か異なるのみにて、其意義同一ければ、さして註ふべき節もなければ、斯在分註あるは、次なる素戔鳴尊と同神ならざる、一の徴とすべきなり。○其光彩、亞日神云々、此神も、天照大御神に亞て、明麗く坐ましつる謂は、其御心、掟温順平和にして、清淨潔白まし、こは、衆神其徳化を合せ給へりし、こは、其御體にも、自然に光輝も増り坐けん、さればこそ、永遠に、此地球と大陽との中間なる、月球を所領すべく、委任し給ひて、永く地球の補翼と成さしめ給ひつるなれ、平田翁の説に、亞日云々は、天照大御神の大神光の、天地の裏に照徹り賜ふに亞てなり、然れば、月讀尊の御光は、大御神にはおとり賜へるも、他の神には勝れ給へるなり、さて此段の傳の趣にて、天照大御神、月讀尊の大御體の光ませることは、此傳にて、更に論ひなきを、此

に就てなほ熟思ふに、神代の神たちは、此二柱のみならず、御體の光り坐しけるにやと、思ふ由あり、其は味鋌高日子根神の天稚日子の妻を吊ひて、天に昇坐し處に、此神の容儀華艶まして、二丘二谷の間に、光映せること、其處の文にも歌にも見えたるを、天稚日子の父及妻子などの天稚日子に見混へたるを、思へば、天稚日子も、高日子根神と同貌に光れりしなり、見混へばまた、猿田毘古神の天之八衢に参迎へ給へる貌を云る處に、上は高天原を光し下は葦原中國を光したりと有を思へば、此神も御身の光り坐ること炳焉し、また、豊玉命の御子産むとして、來たまへる時に、海を光り給へる御歌に、赤玉は輝きへ光れと、白玉の輝きと、非て、火道理命の御體の光りたまへるならんと思はる、只に玉また人世となりて、光れそへたるに、非て、火道理命の御體の光りたまへるならんと思はる、只に玉また人世となりても、神武紀に記せる井光比古の故事、又伊勢都比古命の伊勢國を去る時、海を光し坐しこと、又衣通比賣命、光明皇后などの事を思ふに、人世となりてだに、ひくたまは、體の光れるも有しかば、神代の神等の御體の光り坐けむことは、然も有べき事なりかし、なほ言は、御孫命の天降の事、議り爲賜ふ處に、如螢光神如火燧光神などの見えたるは、邪神どもの光少きを云る

にて、此ハ正しき神たちの光りの大なるに對へて、螢なすといひ、火燧なすといへると、聞ゆれば、いよゝますと、神代の神たちの何れも、光り坐るふらむとは、おしはひらるゝなり、然るに、誰神も、みな光りませる事の見えざるは、然る事實の因のなき故にて、高日子根神、猿田毘古神の御體の光坐ることの見えたるなどは、たまは、事實に由有て、傳の殘れるにぞ有ける、さて神たちの御身の何れも、光りませる中に、天照大御神の大御光に亞てば、月夜見命に坐しかば、此二柱の御光のこのみを、殊更に語傳へたるふらむさて上に云るは、現身の光りませるふるを、御魂の神の光りませるは、大國主神の和御魂、大物主神の海を照して、歸來たまへるを始め、其外數ふるに、暇あらずと述はれたるは、然る事なり、また、狐狸、貝虫の類にさへ、火を燃すものあるを思へば、神等の御光りのありしてふこと、このみ不審るべきにあらざるなり、今の人も、五百餘の御魂を、いへり、みかきして、天照大御神の靈異に勝れ給へる大御光に、火神の温熱上り加はりて、素より清明なりし、天津國も光氣、温氣、彌整頓して、六合の中に照透りて、千萬世を経るも、不消不滅の日

球となり月もまた幾分の光りある上に、日の光輝を受て夜を照すこと、
なりて、彌遠永に變ることなきは、奇しき神の御所爲にぞあること、
て月と云る詞は此神の御光亞日とあるによれば、亞の義なるべし、また地
球につきて運轉するものなれば、附隸の義にやあらむ、又下に六人部翁の
説も擧たれば、其宜しきを撰ふべし、○次生素堯鳴尊云々御名は進み勇む
の義なるべし、そは此次の文に、此神有勇悍以安忍、また神性雄健なごある
のみならず、御名にも健とも速ともあるにても、此神素より健く雄々しく
坐けるなり、本居翁は記の御誓の段に、於勝佐備云々とあるより出たる由
に言れしは、末なり、ざる悪き御所爲を以て御名とすべきは、有まじき事な
り、况て此神一時の御荒びはありつれども、世に尤けき御功績も少からぬ
は、美稱たる御名にこそあれ、此分註にも、神とも速とも稱へ奉れるをや

○古事記曰、此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生、生子而於生終、得三貴子、即其御頸珠之玉緒、母由

良邈、取由良邈志而賜天照大御神、而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也。

日本紀曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、固當早送于天、而授以天上之事、此時天地相去、未遠、故以天柱送舉於天上也。

次詔月讀命、汝命者所知夜之食國矣、事依也。次詔建速須佐之男命、汝命者所知海原矣、事依也。

此時伊邪那岐命云々は古事記の本文を擧たり、此處は神代の中に尊しとも尊く重しとも重き神業なれば、謹で窺ひ奉るべし、前にも述べる、共議曰云々の紀の明文を然るべき事と思ひ定めたらんには、必ず其つゞきに、此三段の御依まではなくて、協はぬ處なり、されば此大歡喜も、夫婦二神に係れりと覺ゆれば、此文にも元は二神なりけんを、身滌段の後ふるからに、

伊邪那美命を除きたるにやあらんと推量らるゝなり此本文に生々子而於生終とあるを思ひみよ彼黄泉より歸出坐し時に所成神衝立船戸神以下云々の神より三貴子に至る迄は生坐る神には非るふりそを生々子と詔ふべき所由ふし但し伊邪那岐命の御身に於るものより成出たる神等に坐は其理を然れば此古事記も元は日本紀の如く三貴子の御出生の文ありつらむを後の身滌段を御出生と見られしより御出生の二度にありてはいかに神代の奇しき傳へなりとも其理の通えざるより前を省きたるにはあらざるかさなくてはに生々子と詔ふべきに非ずまた其次に須佐之男命の妣國を慕はせ給へることも通えざるなりいふ下に然れば此三貴子の御出生より三段の事依しまでは必ず伊邪那美命も相並び坐りし事を察るべきあり此時若共に一大事を議り坐て其事を成竟給はず彼迦具土の禍に罹り坐しとせば其後伊邪那岐命に問答坐しに一語も此事に及ばざるはいかにぞやとにもかくにも三貴子の出生は迦具土神の前ならでは協はざるなりそは鎮火祭祝詞に麻奈弟子火結神とあるを思へば二神の正しく生

産坐る御子の中に此神を最末の弟子とあるにても決しされば此後の神等は胎生に非れば正しき御子神は迦具土神を以て竟りとすべし○於生終終三貴子云々此三柱の宇豆の御子の神といふ神の中にも勝れて尊き神等に坐て彼三段の言依しも確かに見えて皇典中此三貴子の更に動かぬ説なり此古事記を始め日本紀また其一書祝詞式古語拾遺天書長寛勘文みな然ることなるに平田翁の古史成文に始て二貴子と改められたるはいかにぞや是を思ふに先其要文たるは天照大御神の命をもて保食神の御許に遣し給へる事を紀一書には月讀命とし古事記には須佐之男命とあるより起れる疑なるべしこは一書に月讀命と誤り傳へたるにこそあれ月讀命は早く夜の食國を所治食給へば此御使は須佐之男命に違ひあるまじきは其御所爲のあらしきをもて著くまた其事實の上にては左なくてはかなはぬことあり尚其他にもおほしく覺ゆることのあるればとてかゝる大事の明文を取消す如きは吉胤が荷且にも贅け諸ふ事を得ざるなりまた平田翁は神代に止事なき神等は必

す御子孫も蕃息給ふべきこと、思ひ定められたるより、前には四代八神の神等無物とし、後には此月讀命をも無物とせられたるは、いかにかにぞや、かの筑紫島に、面有四とあるを有五とせられたる説は、當らずと雖も、さして咎むべき事にも非るを、この神を無物にするの説は、最も忌々しき非説なり、吉胤兼て人にかたらく、古典をみるには、まづ古書どもを胸中に蓄へ置て、此處は記により、彼處は紀により、また祝詞にも古語拾遺にもよるべきことはあれど、本文を削除するが如きは、恐れ憚るべき事ぞといへりしは、此所以なり、かくても尙心強く紀記、また祝詞、古語拾遺も皆誤りなりとて、平田翁の説を固く守れる人もありなむか、○御頸珠云々、こは八坂瓊の五百箇御統玉にして、令も大御許に藏め給へる神璽是なり、かくて此御頸珠の本因は、先に天神より伊邪那岐命に賜へりし、沼矛は瓊を飾りつけたる矛なるを、其矛は上に述へるが如く、大地に突立て、地球の心柱と成し給へりし時、其矛に附たりし瓊を取放ちて、其緒を結びて、御頸に掛させ給ひし事と通えたり、此瓊には、造化三神の御靈を籠て賜へりし物なれば、其靈

徳は萬事を成し行ひ給ふ上に就ても、其靈幸に依て其思し入らせ給ふまに、國も神も產生し給へれば、伊邪那岐命には、上もなき至尊の靈玉に、なもありけるを、天照大御神に授與へ給へるは、今大御神を生坐りしに就て、彼天神より言依し給へりし、大任を竟給ひし其徳化を包て、悉く天照大御神に附與し給へる事とぞ成りける。○玉緒母由良運云々玉をゆらかして音させるは、いさめでなき御わざなるべし。○汝命者所知高天原矣云々夫婦二柱神は、天地の主宰となるべき神を産出さまほしと、御心を凝し給ひし隨に、遂に誕生坐しは、天照日大御神にて、其御光天地の間に照徹り給へるほどの御神徳あらせられたるをみて、大に驚き甚く喜び坐て、かゝる奇靈の御子ならむとは、思はざりしか、る御子を久しく御國に置奉りては、勿體なきことなりとて、天津國なる、日球に送り上給ひしかば、やがて其國を統御し給へる事とはなりつるあり、抑高天原は、此地球、及他の星球にも先だちて、最初に成しのみならず、最尊き天神等の坐ませば、此地球にして生出坐る、天照大御神の其天を知看さん事ハ、有まじき事ぞと、思執る

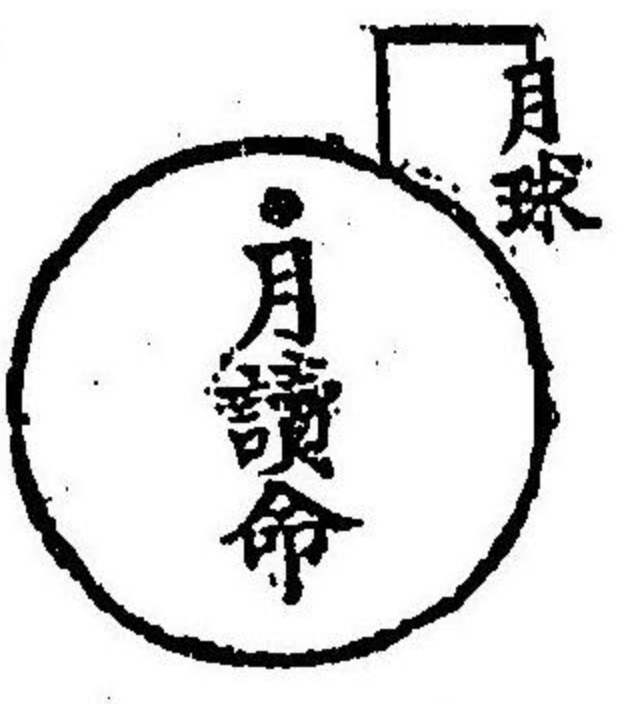
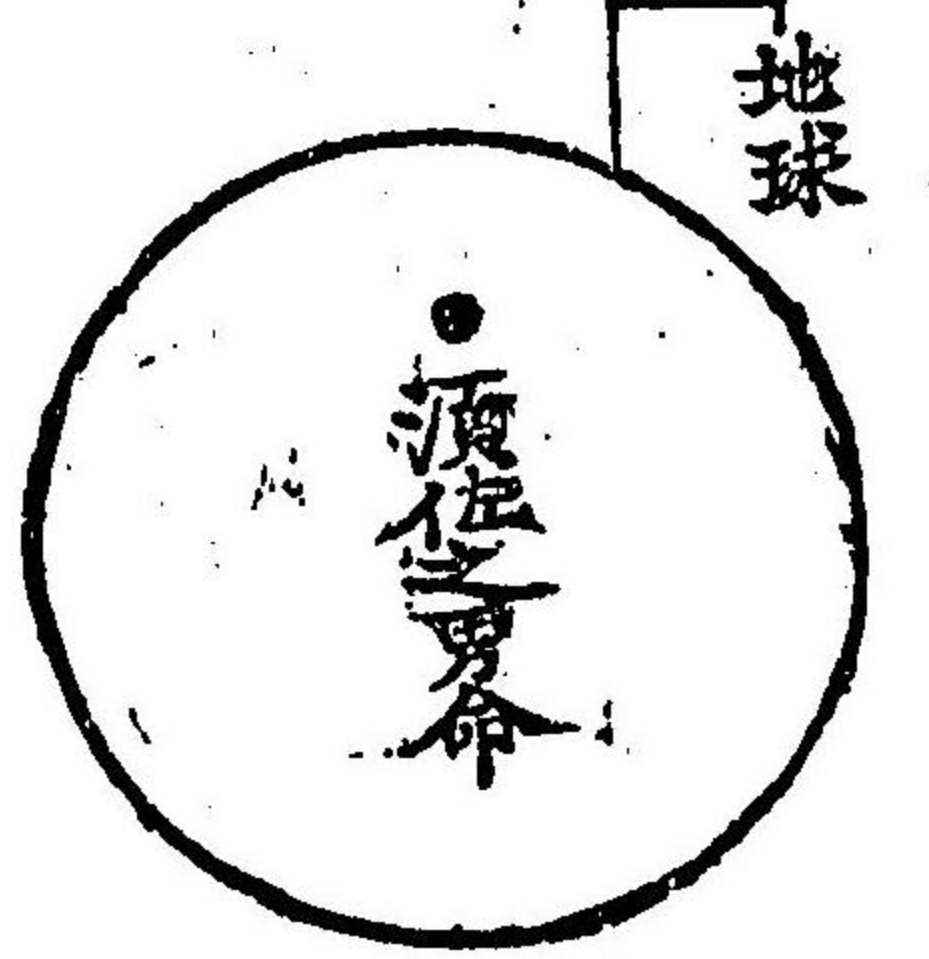
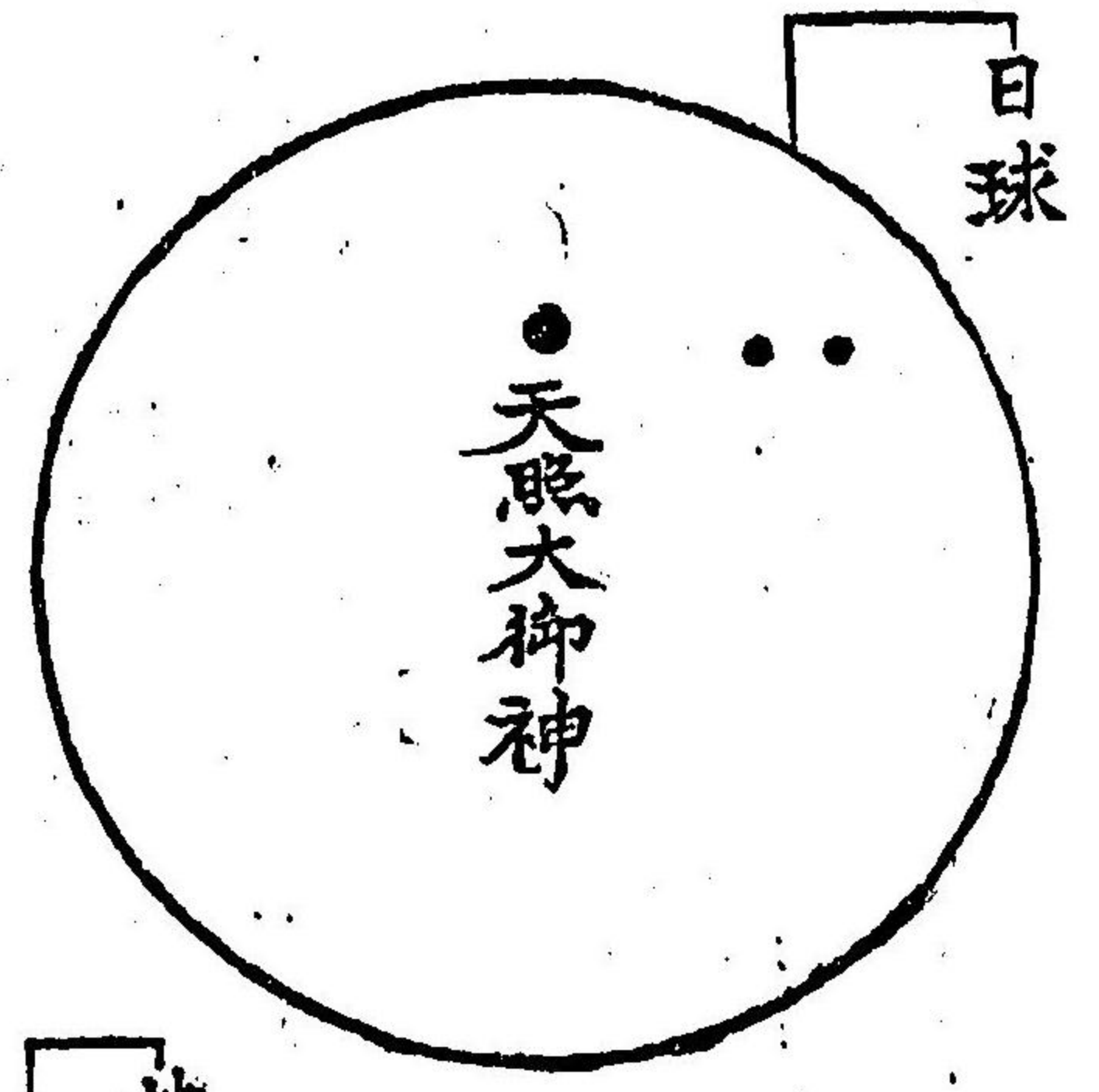
輩もあるべけれど、その深き謂のある事なり、さるは上にも述る如く、太陽の高天原にして、天御中主神の御手代と坐す、皇産靈二神を始め、其他の天神も坐て、地球、星球などの總ての幽政を掌坐す神等に坐るを、顯政を知看すべき神の坐ざれば、應はざるを、其天を統御し給ふ大君と坐へき大神は、必ず此地球より生出坐へき幽契ある事と察らるゝ、前には伊邪那岐那美二神共議りて、何不生天地之主者歟と詔給ひ後に、不宜久留此國と詔坐し此文を考ふれば、最前より天神の詔を受坐し中に、此事をも含め給ひし事と窺ひ察られたり、かゝれば八星球の中にも、此地球は最後に分婉したる國ならんにも、他星球に勝りて、天神の深く御心を盡させ給ひし事、彼吾田に水を引の説に非るなり、偕こそ天照大御神は此地球に生出坐て、遂に天球なる高天原の大君主と定り坐て、諸星球をも親和抱合して、照臨煦育し給へること、成しむ、後に、又大御神の皇孫を天降して、地球の大君主と定め給へるにても、天球と地球の親密なりし事、他の星球の中にしても、此地球は天日に不遠不近適宜の軌道に在て、晝夜の長短四時の

運び、寒暑の往來なども、他し星球と殊に良善なる事、西洋の實測説にも委しきを此處にいはす、○此時天地相去未遠故、以天御柱送舉於天也、此文によれば、地球、天胎中を分婉して、未だ今の如く遠くはなへたゞらざりし時の事なるを察るべし、○天之御柱云々、ハ風をもて天に送り上つるならむ、その風神を天之御柱神といへればなり、風ハ乃大氣にして、天地間を支へ持ものなれば、柱ともいふよし、前に辨へたり、また天若彦が屍を疾風を遣りて、天に致すところを思へば、風にて送舉つらんもさる事ながら、平田翁の神壽詞と神宮の古記とに據りて、成文せられたる趣に據れば、天孫降臨の段に、皇美麻命忍雲根命に命せて、再び天に昇せて、天津水を請受しめ給ひし時に、皇美麻命の何れの道より參上つると問給ひしに、答へて、大椅ハ皇大神皇美麻命の天降坐しを畏みて、後の小椅より參上りき、と白し、を勇しと賞給ひて、天二登命また後小椅命といふ名を賜はりしといへり、此傳によれば、皇美麻命の此大椅に天降り着給ひしは、さる事ながら、天照大御神も先に此大椅より天に參上り坐りしを、云傳へたる事明

著なり、また橋ハ梯立の義にて、此高千穂の山の中にも尙高く、大橋立ともいふべき處より、參上り坐つるなるべし、此古傳に就て考ふれば、大御神の御出生の地ハ必ず日向國なるべし、さてこそ上にも論へる如く、此國の古名を、建日向日豊久士比根別とも稱へしなるべし、また建日別豊日別、白日別の名も、是より起りつるならむ、また伊邪那岐命、黄泉より歸り坐て、身滌禊し給ひしも、此國の橋の小門あり、さる所由ありつるものから、皇孫命も、此國に天降坐て、高千穂宮居をも定め給ひしなるべし、命天孫降臨の段に○汝命者所知、夜之食國矣、食國といハ、爲治國といふ義なれど、まつ何にまれ、物を喰ふ事を乎須といふ一の古言なるを、古く食物を乎志須といへり、給給志といふ言の本ハ、乎の一言に、其事其物を統治る意の言なる事ハ、治、約、長、箴、譯、語、教などいふ言どもの皆、此乎を基として活用したる言どもなるに、思合して、物を食ふを乎須といふは、爲治の義にして、其物を攝領て、爲治の意なれば、食物に執てハ、吾身に納る義となれり、納も治も、納は治の上、治は納の上、攝食物を乎之物といふ義を悟る時ハ、食國といへるハ、爲治國の意にして、攝統治領す國といふ

義ハ曉り知らるゝぞ、わしすも相違はし、云ふこと多かるは、天下の政事を見て、聞てし、執政たまへる事なれば、首の上は別なれども、同意は落し、然るに、然、借夜之食國ハ、皇美麻命の領す、るに、他物と身に入ると、思ふなりとのみにては、精しからず、 顯國を食國といへれば、顯國、皇國など、多く見えたり、 是に區別て、月球の事を夜之食國と詔給へるにて、月の夜を主として、清亮に見ゆる物なれば、夜見ゆる所の食國の義なり、かくて此月球の成出たるハ、何時の程なりけん、傳なれば知る由あらざれども、彼二王五緯星と共に、前後ハ定かならねど、天胎中より地球の分娩したる事決ければ、又其地球の胎中に孕れて、分娩したるなれば、大概其後の事なる事ハ、無論なり、斯いふ故は、彼二王五緯星といへども、其分類しつる傳は、あらざれども、其國を領す神等は、吾二柱御祖神より、以前に生坐て、即ち各星に遷行しつる事、已に述るが如くなる、此抑月球と領す神ハ、此時生坐る神なれば、此神の生坐る處に、月球も分娩しつることと見るべし、 抑月球ハ、地心なる、黄泉國に孕生して、分娩したるものなれば、地球の分身なる故に、必ず地球に附隸て運動し、地球を保護するものなれば、月も衛星ともいふなるべし、月ハ附隸の義なるより、月夜見とも云るならむ、是も其光日につける、月夜見命の鎮り治す事となりてハ、必ず幾分の光りもあるべきなり、されば、月球の月夜見と地心の根國底國なる、豫美國と素より別

地なる事既に釋辨へたる上ハまた月讀命と須佐之男神と同神なりと
 思ひ過りそやめ○建速須佐之男命云々建も速も此神の進み勇みて雄々
 しく猛き神性を稱へたるにて悪方の御名にハ非る由ハ上に辨へたるが
 如し○所知海原矣事依也海原ハ紀一書に天下ともあるが如く此地球を
 總稱したる辭なり、その彼四海海内などもいひて、此地球を三分にすれば、
 其二分ハ海にして、一分ハ山川原野の陸地なるによりて、其多き方を主と
 して、詔給へるなり、されば此海原といへるハ地球の全體を指たるにて謂
 ゆる五大洲も、六大洲も、悉く含有れるなり、その下文に、不治其所命之國而
 云々とあるにても察るべきあり、然れば此一書に月讀尊者可以治滄海表
 津潮八百重也とあるハ混へる傳にて、古事記の傳を正しかるべき、また此
 處の文によりて、潮の満干のこを種々論へる説もあれど、信がたし、その
 偶月の出入に潮の満干の同じきにこそあれ、月讀命の、そを掌り給へる義
 にい、あらざるあり



○是は伊邪那岐那美二神已に入洲、六島を生産坐て、更に數多の
 神等を生産給ひし中にも三貴子を得て甚く悦び給ひ、先天照大御
 神に高天原を所治と言依し給ひ、次に月讀命には夜之食國を所
 治と言依し給ひ、次に須佐之男命には海原を所治と言依し給ひし
 なり、是を世に三段の言依しと云ふ○天照大御神を日神とあり日
 神の天上を主宰給ひしより、日の御國と
 も天日とも日球とも稱へしなり○月讀命
 の主宰し給へる夜の食國は、月夜見國と
 も月球とも云へり○須佐之
 男命の主宰し給へる海原は
 豐原の中國と云るにて全
 地球に亘れる言なり

第六圖

此圖は三世界の形像を顯はしたる
 なり大小、遠近等に拘はらず、本
 文に委しく辨へたり○西説には太陽界に諸遊星の軌道ある事
 を云り、太陽に軌道あれば地球にも亦衛星の軌道あるべきな
 り、此理を推て考ふれば恒星天の大元星に億萬星の大軌道ある事何をか疑はん然れど我古典に所見なく此書にさ
 のみ必用なければ此後は、全ら日球、地球また黄泉國に係れる圖のみを出せり

儲上にも述るが如く、天照大御神ハ、最爾き此一地球中に於て、生産坐し、

其御光リハ六合を照し給ふべき大御稜威に坐れば、やがて天津國の中央に位する、日球の大主宰と成り給ひて、大陽系を繼續し給ふべき事となりつるハ、造化の神の幽契に因る事ハ、遠ひあらざるべけれど、上にも述べる如く、天津國ハ、高皇產靈神、皇產靈神を始め諸の天神等も坐けるに、天照大御神の統御し給ふべき事となりたる理由を、尙謹て窺ひ奉るに、此地球に幽顯あるが如く、天津國にも必ず幽顯あるべきなり、されば其諸の天神たちハ、造化の幽政を司り坐て、其大陽界なる諸遊星の位置をも定め給ふべき、大任ハ坐れど、顯明の系統ハ必ず御父御母ありて生立確かなる、顯明の明津御神にあらざれば、繼續する事叶ハざる所由ある事ならむ、抑皇產靈神ハ、天御中主神の御手代と坐て、造化の幽政を司り給ひて、至微至精に亘りて種々異なる運動あるも、世に有用ふる大器物を造成し、無上の神聖を生成むと思ほしめすの外なかるべし、然るに大神の神通と雖も、親自ら此を生じと能はず、故伊弉諾伊弉册二神に言依して、國をも神をも産しめ給へるに、二神も御心のまゝならねば、天地の精粹を盡し、至誠の劬勞を

極めて遂に三貴子を生産し給ひしハ、皇產靈神の依託し給ひし、造化の大業を成就し給へるにて、其皇產靈の御靈幸ひによること勿論なり、さてこそ、天照大御神に天上を治しめ給ひしかば、皇產靈神ハ乃ち造化の神業をも、悉く大御神に譲りて、遂に御身を隠し給へるなれ、此後ハ、大御神天上の萬機を統治めて、大陽界を照臨し給へるハ、御名こそ異なれ、乃ち大陽界なる天御中主神となり給へりしなり、さて其天津國も必ず光體にして、幾分の光りありつる事ならむも、天照日大神の統御給へる事となりて、其光華明彩なる御神徳によりて、かく明かに照耀き光徹れる日球こそハ、なりつるなれ、さてハ日大御神の鎮り坐てより、天日とも日球とも、唱る事とハ成つるならむことを察られたり、此以前は天にも天津國とも天原とも稱へつるなり、然るに昔し人心質朴にして、何事もたゞ大らかに見過す世の習ひありて、遂に見仰ぐる天津日を直に天照大御神の御形體と心得、月を直に月讀尊と心得つることもありしを、學術のやゝく、に開けきて、天文地理を始め實測推歩の哲學開け來つる、今日にありてハ、さる幼き説や彼三大考の説の如き

ハ、人わらへとななるのみならず、こよなき神典をして、然るものごとおもひふ
さるゝに至りてハ、實に神典の支障なるを免れざるなり、故に、西洋説
によりて、其實測の説を舉むにハ、天運或同にも委しく過れば、米國學士士覓土の
星學圖説によれば、大陽の全徑ハ、八十八萬六千九百五十二里一十四丁四十四
里なり、或三十六丁にては、三十六萬千三とありて、地球より大なる事、百三十八萬四千
百五十餘里なり、下通に准へて知べし
四百七十二倍なりといへり、水星ハ最少にして、大陽に近し、全徑三千零二
里、大陽を距ること、三千七百里にまて、地球十七分の一なり、金星ハ大陽よ
り、第二の星なり、全徑七千七百里、大陽を距ること、六千八百里、地球十分の
九なり、地球ハ太陽より第三の星なり、全徑七千九百里近來實測の周匝ハ、
一萬百十三里なり、大陽を
距る事、九千五百萬里、火星ハ大陽より第四の星なり、全徑四千八十九里、大
陽を距ること、一億四千二百萬里にして、地球其七分の一なり、木星ハ大陽
より第五の星にして、大陽の附屬中最大の遊星なり、全徑八萬七千里、大陽
を距ること、四億八千五百萬里、地球より大なること、千二百八十倍なり、土
星ハ大陽より第六の星なり、全徑七萬九千里、大陽を距ること、八億九萬千

里にして、地球より大なること、千倍なり、天王星ハ大陽より第七の遊星に
じて、全徑は三千五萬里、地球より大なる、凡八十倍なり、大陽を距ること、十
八億里なり、海王星ハ大陽より第八の遊星なり、全徑凡三千五萬里、大陽を
距ること、凡二十八億五千萬里、地球より大なること、凡八十倍なり、此諸遊
星を合して、一塊にまたるより、大陽の大なること、五百倍なりといへり、其
他十八の衛星、五十七の小星を合せて、八十三星となれり、然に大虛空中に、
最大なるは、大陽と恒星にして、何れも光體なりとまでは、西洋實測の學者
等がさすかに測り知つれども、已に述へる如く、其恒星天に一大星ありて、
宇宙間の心軸衆星の祖星なれば、大陽界の八十三星の如きもの又百千あ
りて、其一大星に共て自轉公運するといふことには、未だ考へ及ばざるな
り、已に我古典に是を傳へて皓著なるも、古來一人もさる事と心づくもの
なく、人皇紀元二千五百五十八年明治三十一年彼七期の始めに當りて是
を公言するに至れり、人數ならぬ、吉胤此一大星なる別天の高天原を發見
するに至りて、古典の疑惑悉く氷解して、世界の眞理を伺ひ得たるは自ら

怪しく不可思議の事なるに依て尙能按へば、吉胤天保年間に生れて夙に皇祖天神の遺訓を尊崇し、道の爲身を犠牲に供して、東奔西馳身を盡して、世の變遷に遭遇し、維新前後幾多の大難を脱れ、萬死を出て、今日あるに至りては、竊に皇祖天神の保護する所ならむと自ら感覺する所あり、さては如斯在一大事件を天神は言はず、吉胤をして言しめ給へるにやあらむと、打出らるゝを僭越なりと、か盲信なりと、か嘲る人もあらむ、それは兎まれ角まれ、上にもいへる如く、已に西洋にも、恒星天に光體ある一大星ありといひ、また近來は其日球にも大轉ありといへる、實測説も起りたる由なれば、此機會失ふべからず、今粵に恒星天なる一大星を天心星と斷言し、東洋なる神聖首出の國に掲て、以て西洋各國の人にも之を示さば、必ず宇宙間の體裁に儼ざる所なく、衆星の位置もさこそ伺ひ察られ、元來東北の隅なる我日本國に大古より傳へ來つる神傳あるを、今爰に主唱して、以て廣く世人に知しめば、彼瓜茄子の比喻の如く、西南の隅なる西洋各國の學士等、此處に注目して、尙能實測したらむには、必ず發見する事多かるべし、又此

件に因て、古典を發揮する事も、何か無らむされば、外には西洋の實測説をして、彌其度を高からしめ、内には太古の神傳を確實ならしめて、以て皇祖天神の神徳をも、曉り察るに至らば、宇宙間の眞理、始て世界に明著なるを得ん、さては實測説の世に必要な事、論を俟ず、上に擧たる彼日月星、大小距里等の測量に至りては、實に驚へきの事なりと、雖も其測量にも、精龜詳密なき事能はざれば、益其技を進め、其術を盡して、以て研究せば、是又進化改良せざるを得むや、近來天竺、西域、南、北、東、西、各處にありて、其説同じがら、測量、既し容易く、借し、雖、九、回、の中、に、平、均、す、れ、ば、直、立、一、萬、二、千、三、百、尺、さ、な、れ、り、さて月は十八衛星中の一にして、地球に附屬したる、一個の清明星にして、天日の餘光を送りて、夜を照すのみならず、潮汐を生ずる根元ともなりて、動植物の生育に裨益あること少からざるなり、六人部翁の説に、都伎といひ、日神の御名、撞賢木の撞と、同く、何にまれ、清淨潔白なる物をさして、言ふ詞、大嘗宮を忌岐、須岐といふも、須は都の通音にて、清淨宮の義なり、されば、月も清淨の義なる、元よりの事ながら、月ハ光暉の上に就て云るなれば、清明の義にさるべきなり、然れば、月夜見と

ハ其光暉の清明夜持の義なれば正しく、月夜見命とも、月夜見國ともいふべきを、月さのみ云るハ、畧きていへるなりとあり、此説によりて考るに、月ハ清淨、明潔の義、日ハ清明、光輝を兼て靈妙不測なる物なれば、先其清明、靈妙の日球中に、重濁の大地を生じ、又重濁の凝固りたる、地球中に、清明の月球を生ずる事、尙善惡、清濁、相乗除するハ、造化の一定則に出るを知べきあり、偕此大地ハ重濁の物の凝付たるにハあれど、汚穢の物と云義には非なり、但し日球の靈妙、月球の清淨に比すれば、優劣なきこと能はず、又此大地の地心内部に屬するハ、則根底國なれば、汚穢邪氣の輻輳する處なるに、此汚穢中に、彼清明の月を生ずるハ、尙婦人の胎内、血、膈、糞、尿の間に、清潔可愛の小兒を孕生するハ、如し珠玉と生ずる事ありとも思ふべし、凡世中に、清潔より汚穢を生じ、汚穢より清潔を生ずるハ、自然の道理なり、彼穀物ハ人間必用の品なり、これにて強飯を蒸し、酒を醸し、餅を搗は、清潔にして神明に奠るべく、貴賓に供すべきも、これを飲食して、糞汁となれば、汚穢の極なり、其汚穢を肥養として、必用の穀物を生ずるも、自然の道理たる事を察るべし、と

て禍福の相乗除するも、亦同一理なるを察るべし、とて洋説にハ、月ハ暗體なりとて、光暉なくなると日光を借りて、光れるもの也といへども、我神典の趣によれば、月も幾分の光暉ある事をいへり、縱令大陽界なる、日球の光暉を送るにもせよ、全ら暗黒にてハさばかり夜を照すこと適はざるべし、といは我神傳の趣によりて述へり、西洋の學士等の未だ言ざる所ならむかし、○佐藤氏の天柱記に、外國ハ皆皇國ノ既ニ成レル後ニ、漸々潮泡凝結ビテ土地ト成ルナレバ、太古ノ事實ニ至テハ、觀ルニ足ルモノナン、然リト雖モ外國モ亦最初ハ少名彥神ノ造リシ所ナレバ、中ニハ眞ノ傳説ナキニシモ非ルベシ、先彼漢土ノ説ニ太古盤古氏ト云ル神有テ、此天地ヲ造レリ、日月ハ即其兩眼ナリト云、此ハ我伊弉諾命禊祓ノ時ニ、左右ノ眼ヨリ、日神月神ノ成出坐シテ、古説ヲ訛傳シタルナルベシ、又厄勒祭亞國ノ古史ニ、太古沙亞丟兒尼斯ト云神アリ、設乙伯列ト云女神ヲ妃トシテ、此天地ヲ草造シ、此神ノ子一千餘神有テ、共ニ世界ヲ經營セリ、天地間ノ諸神ハ皆此神ノ子孫ニテ、禽獸蟲魚ノ類モ亦皆此神ノ氣息ヨリ化生スル所ナリト曰フ、此等

ハ皇座靈二神ト伊弉諾冊二神ト混淆シテ訛リ傳タルナルベシ云々此他
にも諸國の古説を擧て辨へられたる説あれど觀るに足らず末に至りて
既日多國の歴史を引て太古ニ却尼布ト云ル大神アリテ此神ノ口中ヨリ
一箇ノ卵ヲ吐ク全世界ハ悉皆此卵内ニ在リと云る説を擧られたり此説
ハ頗る荒唐なるが如きも紀に如鷄子と傳へて西洋の實測説にも萬星の
行環を始め大地の行環に至るまで皆卵圓なるの説に適へる耳ならず吉
胤の發見し得たる先天の胎内より地球の分娩し地球の胎内より地球其
他の星球も分娩きたりといへる説に近ければ若ハ少名彥神の傳へ給ひ
し先天の古説にハあらざるが其他地動の説も早く既日多國に傳ハリし
にても其説のそのみ妄誕ならざるを徵すべし佐藤氏ハ能く宇宙間の天
文曆數を精究せられしハざる事なれども地球を以て六合の正中に在り
と觀られたる説なれば據るに足らざるなり漢土にも日球より星辰を分生したりと
合せたる事なれば天文の事古今に其説多く或ハ地球を六合の中心とし或ハ
地球を宇宙の中心とし或はアラダイスとて北極星を以て中心としたる

説等ハ皆宇宙間の眞理に適ハざる事を察るべきなり

○第七圖説

古事記曰次生火之迦具土神因生此子美蕃登見
灸而病臥在多具理邇生神名金山毘古神次金山
毘賣神云々故伊邪那美神者因生火神遂神避坐
也

次生火之迦具土神云々火神の御名三あり其中より一名を擧つるなりそ
ハ本文に次生火之夜饗速男神亦名火之炫毘古神亦名火之迦具土神とあ
れども下にハ皆迦具土神とのみあるを思へば本名あるべく思ゆるま
に二名を省きつまた鎮火祭祀詞にハ麻奈弟子火結神とみえたり伊邪那
岐那美二神八百萬神の中にも三貴子の大神をも産竟坐ての最後に生給
へる神なるによりて麻奈弟子とも云り麻奈ハ眞之にて二神の正しく生
産給へる最末の御子と云る義なりとて火之迦具土神の火之ハ肥能と訓

へし、迦具ハ赫くの義ふり都ハ例の助字、知ハ尊稱なり○美蕃登ハ御陰にて、女陰をいへり、火處の意なるべし、氣の發する處なればなり」と云り月水の
見炙ハ夜加延と訓ぞ古言なる○病臥在ハ夜美許夜世理と訓り、
臥を許夜須といふも古言なり○多具理ハ紀に爲吐と書り、記傳に言の意
ハ髪を揚るを、萬葉に多氣婆奴禮多香根者長寸とある如く、繩などをたぐ
るといふも、搔上る義ありて同じ、噉噉の久理も、世具理の久理も同じ、歐吐
の義なり○生神の生ハ成の誤なる事、次の文に於屎成神とあるにて明ら
けし胎生の神と生といひ、氣化心化の神○金山毘古神、云々記傳に名義ハ枯惱しあ
り、紀に悶熱懊腦とある意なり、枯と云故ハ、中卷に干萎病枯とある意なり
樵悴の加憊の加留など、皆枯なりとあり、平田翁云加禰ハ此悶熱まして、枯
惱し、時の御吐に始めて成出たる故に、加禰といひ、また其加禰に従て、成
出まして、其を掌り給ふ神なる故に、金山てふ名ハ負坐るふり、さて金神ハ、
伊邪那美命の御吐に成坐つれど、實ハ火神の枯惱し給へるに因て、成坐た
るなれば、火神の方に屬坐すいはれなり、抑加禰ハ火もて枯惱し鍛はずて

ハ用るがたき物なることも、此因縁によることなりと
さて加禰といふかれの多かる中に、鐵をしも、眞加禰と云に就て、平田翁
の委しき考へあり、其意を得て聊かこゝに述んに、漢土にて金といふ
ハ、黄金のことにて、餘のかねをば、それよりいやしめたるものなり、外の
國々にても、黄金を加禰の上とするを、神國にてハ、鐵を眞がねといふハ、
檜を眞木、萱を眞艸、埴を眞土と云に同じければ、かねの上と定めたるこ
とハ、炳焉を、其外の國々にて、黄金をかねの上とするを、神國に鐵をかね
の上とするハ、事そきて思ゆれど、是ぞ神の定め置給へる、かねの級にハ
有ける、その金銀ハたゞにみる目のうるはしく思ゆれど、實には何の要
をかふすべき古いたゞ物のかざりにのみ、用ゆたりしを、漸々に外國風
のうつりて、今ハ物の代りに、用ること始りしより、此金銀をのみ、尊みあ
ひて、鐵を眞がねといふことをしも、思ひあらぬ世となりたるハ、いかに
ぞや、鐵ハ一日もなくて叶ハぬものあり、五穀を作り、竹木を切り、朝夕の
食をさゞのへ、尤國天下の亂をはらひ、太平を致すこと、鐵の用多し、誠に

大寶の長なる物ふり是を去らず只向に金銀をのみ好みぬる世さふり
なるは、いとあぢきなし古史傳にし

○因生火神、遂神避坐也、はよく通えたり但し神避の神ハ、神集神祝神議な
どの神にて、凡て神の御上のご事に附云言なり神避ハ下津國に立避往坐
るごのこごなれば、たゞ去といへる言に、神の稱辭を添たるなり、然るに古
くより、かむさりをかむあかりの義に誤りて、多く死去坐しごに書なし
たるより、此伊邪那美命も、かむあかり坐しごとして、熊野の有馬邑に葬
るご、比婆山に葬るご、附會の説を唱ふるごとなりたり、記序にも、出
入幽顯云々、ごあるを思へば、今の顯世の人の如く、死去坐るに非ずして、幽
中に入坐りし事あるを、今の世の例によりて、神等の御上を推て定めたる
ものなり、この伊邪那美命の神蹟ハ、鎮火祭の祝詞を讀て、記紀の傳の早く
より、紛亂たりしごを、曉るべし、其祝詞なる傳への趣を考ふるに、伊邪那
美命の豫母都國に往坐るハ、彼火神を生給ひて、美蕃登を傷ひ坐しかば、男
神の御許に、居給ふごを耻て、石隠り坐て、現身ながら往坐るにこそあれ、

そハ次に祝詞の文を舉て、説辨ふるを見て察るべきなり、

○鎮火祭祝詞曰、石隠給、與美津枚坂、爾至坐、
所思食、吾名妹命、所知食上津國、心惡子、
生置來、宣返坐、更生子水神、匏川菜、埴山
姫、四種物、生給、此心惡子、心荒、水神、
匏埴山姫、川菜、持、鎮奉、事教悟給、支。

與美都枚坂ハ此顯國より豫母都國にゆく堺にある平坦なる坂をいへり

○心惡子ハ、火神をいへり、其神性の最荒く坐るをいへるにて、惡人ごハ
異なり、其心荒き神を其まゝに置去り給ひて、いかなる御荒びあらむも
謀り難しご、御心を痛め給ひて、其を和め鎮めんごの、御心にぞ有ける○反
坐ハ立返りて、本の所に來ませるなり、そハ何れの所なりけむ、知べき由
なければ、出雲の紀伊ハ二國の中なるべし○更生子ハ夫婦の道を以て、

正しく胎生し給へる神に非ざれば、氣化、心化を兼たる御子神あるべし、されば記に、成神とあるを正しかるべき、この前にも後にもまた伊邪那岐命にも多かれど、胎生の御子ハ、火結神を麻那弟子とあるにて察るべし、○水神、匏、川菜、埴山姫、水神ハ、水波能賣神なり、匏ハ紀一書に、天吉葛ともありて、瓢とも書り、水に浸して、枵ぬものなれば、水汲の器とす、今俗稱の瓢は、ひ川菜ハ考云和名抄に、水苔一名河苔和名加波奈と云り、今も水苔と云もの有て、水を能含むものありとあれど、この川ちと、といへるものにやあらん、今防ぐべきなり、記に尿に成坐る神ハ、彌都波能賣神、尿に成坐る神ハ、波邇夜須毘古、波邇夜須毘賣神とあるハ、異なる傳なれども、造化の神の身體に屬るもの、總て神なることを知るに足れり、○心荒曾波の曾ハ爲の義なり、○水神、匏、埴山姫云々、平田翁云、水神ハ匏を持ちてといふべきを、如此云るハ古文也云々、水神に此を依し給へるハ、此を以て水を汲て、火を鎮よとなり、川菜を土神に依し給へるハ、此と埴と和合して、火を防げとの御量なるべ

し、○事教悟給支上なる事件を以て、教へ悟し給ひしなり、かく成竟てこそ、遂に豫母都國にハ往坐つるなれ、さてその豫母都國ハ、いかなる國か、またいかにして成立たるぞといふに、先此地球の高天原なる、天胎中を分娩するや、其中心に虚翳あり、之を豫母都國とも、夜見國とも、又根國とも、底之國とも、根底國とも、根之望洲國とも、下津國とも云り、紀に黄泉と書るハ、左傳の語を採れたるにて、聊意味異なりといへども、今ハ黄泉をも、豫母津とも、與美とも訓み、それより轉りて、泉津國とも、泉國とも書るなり、下津國といふハ、全地球の中心にして、外面の國より、何方よりも、根底に當りて、足下に踏る下方の國なればなり、此國ハ汚物穢物の寄り集る處にして、いごとく、垢穢き國なる由ハ、伊邪那岐命の詔に、伊那志許米志許米岐穢國と宣給ひしにて、も察るべし、凡て世中の汚穢物ハ、皆河海より根底の國に、掃ひ却る事ハ、聊にても汚穢の物あれハ、水もて洗へば、其物ハ清まりて、其汚穢ハ暫し水に滲り去て、遂にハ水底に沈み行て、彼根底の國に集るべき理なり、又土地などの穢れたるハ、大雨ふどにて、洗ひ流すも、奇しく妙なる神の御心

にぞ有ける、西洋の地理説に、地心に汚物を含むの故、大被詞に遺罪波不在止云々、根底之國爾坐速佐須良比咩止云神持佐須良比失玉牟とあるハ、此顯世に所
有雜々の罪穢を根底之國に、とすらひ失ひ給へる事あるにて、察るべき
なり、これに就ても、世に益無の人の死れる魂は、神の御所へまかり根底之國ハ、かく醜め
き穢き國なれども、亦其虚廓に清潔なる月球を孕成して、分娩するに至れ
り、是汚穢物より、良善物を生ずべき事自然の道理にぞある、是等の義ハ古
傳に非れば、實測推歩の及ぶべき事にあらざるなり、然に具氏の博物學に
大地の中心ハ虚なるものなり、其虚なる地心に往來する事を得べし、そハ
東洋の國にあるべしといへりしハ、西洋人にしてハ、能もうぢらなる説ふ
り、果して東洋ふる、我日本國に如此證蹟ありて、古典の上に昭々たるのみ
ならず、彼伊賦屋坂を始として、根底之國にも、往來せし蹟ならんと思しき
ハ、富士の人穴、高千穂の風穴、伊勢志摩の間なる天の岩戸、美濃阿岐山の洞
穴、筑前毛屋の大戸などあり、其外諸國に多かるべきを、悉く根底之國に通
ずといふにハ、あらずとも、其中にハ、根國に往返し、實蹟もありぬべし、諸越

に桃源などいへるも、たましく地心に通ずる處にハ、非るや、尙能尋ね捜さ
ば、世にさる處も多からむかし

○古事記曰、故爾伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命
乎、謂易子之一木乎、云々、哭時於御淚所成神名泣
澤女神。

こハ記文の要を撰び探りて、擧たり、伊邪那岐命ハ、妹命の火神を生坐るに
よりて、神遊坐しを甚く歎き坐て、詔給へるなり、○愛我那邇妹命乎、愛ハ親
愛の詞にて、波志伎とも宇流波志伎とも訓へけれど、子都俱之根と訓例多
ければ、それに從ふべし、那邇妹ハ、汝根妹の禰伊を切て邇と云るなり、乎ハ
記傳に夜と訓べし、夜ハ呼出す辭にて、余と云むが如し、いはれたるが如
し、○易子之一木乎ハ、記傳に、木ハ氣と通ふ詞にて、毛と云ふことにて、毛一本
程の此子に、かへて愛我那邇妹命を失ひたりとのことならむとあり、此ハ
伊邪那岐命の妹命を慕ひて、火神を怨み憤りて、詔給へる詞ふり、此次に乃

匍匐御枕方匍匐御足方面といへる文あれども平田翁の説に據りて省きぬ、かくてハ其處に御骸の坐けるさまにきこえていかゞまた此時若神あがり坐しことせば豫母津國に追往給ふにも打合ればふり○哭時於御淚所成神ハ伊邪那岐命の御涙によりて成坐る御子ふり是歎き悲み給へる御心の顯れて神と成つるなれば彼心化の神なるべし○泣澤女神名義ハ泣眞雨なるべし八千矛神の御歌に汝が泣さまハ阿佐阿米能佐疑理邇多々半叙とあるに合せてあるべしとさめと泣などいへるもこれより出たる詞なるべし

○一書曰故葬於紀國熊野之有馬村焉土俗祭此神之魂者花時以花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣

記にハ葬出雲國與伯耆國堺比婆山也とあれど出雲と伯耆との堺にさる山ありとも思えざるに有馬村にハ其神蹟巖然として疑ふべくも非ず殊に平田翁も有馬村を探れたり偕此文に據は伊邪那美命ハ有馬村の近所

よりも定めて根の國に往來せし處ありて其處より黃泉には入坐けむ出雲國ハ水國といふ處に隔りながら神代には近く通ひて聞ゆる事多し又安藝の埃之川上と出雲の埃之川上と通ひ日向國と筑前國と通へれど同國とすへきに非ずされば神等の中にも月讀命と須佐之男命と通へきの間も多けれど同神とす此處を熊野と云ハ隱去といふ義なれば顯世に身を潛み隠れて豫母都國に往坐しふれど長き別れの形見としてハ何の殘し置給ふべきハ後に伊邪那岐命幽宮を淡路國に作立て登天報命し給ひしと同一く此處にも必ず御蹟を留め給ひしことと思えて今尙有馬村に産田宮あり其東に隱窟あり花窟ともいふ伊邪那美命の隠り坐し岩窟なりといへり毎歲暮春に繩を以て其窟を圍繞し花及旗を作て歌舞祭之蓋往古遺俗也と古書に見えたり一本に以花祭之の下に果時以果祭の五字あるハさることなり然れば伊弉册尊を是の熊野に鎮祭して熊野大神とも稱へ奉りし由なるに式に熊野坐神社とあるハ神祇志料に今若山ノ東南那智山ノ西北大宇原ニアリ蓋出雲ノ熊野大神建速素盞鳴尊ヲ遷奉ル之ヲ家都御子大神ト云昔風云出雲にて御氣野命と稱へ奉れるは毛と敬して水産と稱し崇神天皇御代始テ神社ヲ建ツ世ニ所謂熊野本宮即是也マタ熊野

早玉神社ハ、今新宮庄熊野村ノ海濱ニ在リ、是ハ伊弉諾尊ノ御子速玉之男
神ヲ祭ルナリ、景行天皇御代始テ神社ヲ建ツ、所謂新宮卽是也、
本宮新宮の祭神ハ明瞭あるを、次條に引れたる、長寛勘文に、太政大臣伊通
公、云、謹國史延喜式ヲ按ルニ、貞觀中、淡路伊弉諾尊ニ、一品ヲ授奉リツルニ、
本社ニ其事ナキ時ハ、熊野神ヲ以テ伊弉冊尊トスル者、其證ナキニ似タリ
とあるハ、さる事あるに、此時已に太古より祭り來リし、熊野の有馬邑なる
伊弉冊尊の神蹟も廢絶したりしにやあらむ、その伊弉諾尊にのみ一品を
授け給ひて、伊弉冊尊に其事なかりしにて察るきを、紀伊國神名帳といふ
ものに、牟婁郡天神三座、正一位家都御子大神、正一位熊野夫須美大神、正一
位御子速玉大神、とある其夫須美の名義ハ知難けれど、伊弉冊神なるべき
ハ、他の二座に御子とあるにて、知られたり、然るに其御名式に載られど
れば、其後の事と思えなれど、彼那智神社にも、此神を祭りたれば、今ハ此神
熊野の地主神の如くなりて、源平の時代にハ、熊野詣とて遠路を厭はず、都
人の參詣夥しかりしも、伊弉冊尊を尊び奉れるの意に出たるなるべし、そ

ハ夫木集に「あきの葉に、みかげる露のはや玉を、むすぶの宮や光りそふら
ん」といへる歌ハ、早玉大神を詠たるべけれど、むすぶの宮とあるによりて、
考ふれば、彼八神殿なる、生魂足魂の神も、伊弉諾冊二神なるべければ、伊弉
冊命をむすぶの宮といへるにて、夫須美といへるも、若くハ牟婁夫の訛れ
るにやあらむ、さて此なきの木ハ熊野神社の神木といひ傳へて、歌に、詠た
るも、多く聞えて、伊弉冊命を旨と祭れる如くなりて、古き童謡にも、伊勢に
や七回熊野にや三度、あたごさまにハ月參り（あたごは、おたごにて、伊弉冊命なるべし、
れば熊野は、伊弉冊命といへるものなり）
又伊勢へ參れや、熊野に參れ、いせやくまの、子トや孫トや、などいへる
にて、當時ハ、全ら伊弉冊命なるべくなりぬるも、有馬なる伊弉冊命の御祭
り打絶たるより、自然に移り替れるも、熊野の本宮新宮の本を正せば、上に
擧たるが如くなれば、今の有馬邑なる花窟こそ、伊弉冊命を祭れる熊野大
神なるべければ、古に復して古風の祭典あらまほしけれ

○古事記曰、於是伊邪那岐命拔所御佩之十拳劍
斬其子迦具土神之頸、爾著其御刀前之血、走就湯

津石村所成神云々。

さて此傳ハ神代中に最々奇しく怪しき所にて、我も人も底解難き所なり、
その先火神の爲に伊邪那美命の神避坐しを伊邪那岐命ハいかに歎かせ
給はむにもいかに怒らせ給はむにも正しく御子と坐る迦具土神を斬殺
し給はむハ無情の限りなるが如く又此時天地相去いかに遠からずと難
も殺され坐し火神の血天の安河原ある湯津石村に走り就て神となりし
さいふに至りてハ驚愕天の外更に云ふ所を知らずと雖も尙能く氣を
收め心を平かにして之を思へば是造化玄妙の神業にして人智を以て容
易く窺ひ知るべき事に非ずいかに怪談なりとも其程ありて中々に人智
の想像に出ざるハ人爲を離れたる神傳なる事を察るに足れり彼保食神
の斬られ給ひし御骸に五穀其他種々物の成立たる事もあれば火神も
斬られ給ひて其神徳の程能く天地に遍滿して造化の神業を成就せしめ
給はむ御量りなるべし總て造化の神業ハ行も止るも殺すも活すも世の
爲ならざるなければ人爲を以て評め難き事ぞ多かる尙人情の上より之

をいへば火神の神性荒きが爲に御母神も神避坐しほどなれば彌増に荒
び坐なばいかなる大變事に至らむも計り難し故之を斬給ひて其荒びを
壓へ退め坐しと思えたりさて其御刀の血湯津石村に走就てさあるを紀
の一書にハ天安河邊とも天八十河中とも二所に見えて何れも天上なる
事決ければ此記にたゞ湯津石村とのみあるも天上なる湯津石村ありし
事ハ此時成出たる神等ハ皆天上の神なるにても察るべしさて此時已に
天照大御神ハ天津國を統御給ひて光華明彩六合に照耀き給ひしハ所謂
光體のみにして未だ温熱ありとも思えねば光氣に温熱を加へ給ふ造化
の神所爲なるべく伺はるゝありさて本文の表ハ聞えたる中にも十拳ハ
十つかみにて指四本の長さをいふ湯津ハ先哲の説に五百津の切まれる
辭といへれど別言にやあらむその五百個ハ數の多きをいひ湯津ハ清潔
の義に自ら嚴重なる意もこもれり湯津柱湯津爪湯津櫛などみふ清潔の義な
れば此石村も清潔の義に嚴重なる意を含みたる辭と察るべきなり此次
に成出坐る神等ハ石拆神根拆神石箇之男神また速速日神速速日神建御

雷之男神亦名建布都神等なり此處にさしも用なければ省きつて本書に記さず
凡て世の中に火より怪しく奇靈なるものなし天地の間山にも海にも
人間萬物草木金石に至るまで火を含まざるものなく鏡を鑄るも劍を鍛
ふも陶器を製造するも飯を炊ぐも火徳によらざるふくまた蒸氣電信烟
火砲駁等此火によりて不測の技術も發達して文明開化に伴ふべきもの
なり紀の紀の一番に鋸刀垂血是時天安河邊所在五百箇餘石也此あるを平田翁ハ成文に擧られたり此傳
兵の說に此處ハ特ニ支妙ノ傳ナレニ火神ハ神ノ中ニモ最モ奇靈ナル變化ノ神ナレバ如此アリシナリ
トト變ハルハナリナレド今日ノ人間ニ火ガ神ト變化スルモノナリト云トモ變ズベキ事ニハ非レドモ
火ハ全ク石ト變化スベキモノニシテ如何ナレモ手ヲ以テ造ラレハ皆人造ノ石實類ナルニ其元材ヲ燒
製シタル時ニハ炭灰ナレモ今日ノニテ如何ナレモ手ヲ以テ造ラレハ皆人造ノ石實類ナルニ其元材ヲ燒
ト石實ト變化シタル上ニテハ利刀コレヲ研ムル能ハザル程ノ堅硬ノ質トナレタリト云フ傳フ疑フヘキ
事ナレバ火神ノ血天ニ至ルモ疑フベキ事ニ非サルナリト云フ事ハ大體地球ノ相去ルヲ遠カラザル太古ノ
事ナレバ火神ノ血天ニ至ルモ疑フベキ事ニ非サルナリト云フ事ハ大體地球ノ相去ルヲ遠カラザル太古ノ
されど其荒ぶるに當りては高山峻嶺も震動破裂し都會廣邑の大厦高堂
も忽鳥有さなるに至りてハ實に恐むべきの限りならずや故伊邪那那美命
も立返りて水神鵜川菜埴山姫を生成給ひしも火の荒びを防むとの少
縁ならぬ神慮にぞある然れば伊邪那岐命の火神を斬給へるもさる神慮

よりかゝる御英斷にハ及びしならむそも火神の御心惡しく彌進みに荒
び給はむにハ伊邪那岐命ならで之を禁遏すべき大神あらめやあな懼し
や○所殺迦具土神之於頭所成神云々此ハ火神の殺され坐し御骸に八柱
の山津見神の成出給ひしといふ傳なり頭に成坐る神ハ正鹿山津見神胸
に淤山津見神腹に奥山津見神陰に闇山津見神左手に志藝山津見神右
手に羽山津見神左足に原山津見神右足に戸山津見神成出坐りしなり此
中に腹に成坐ると左足に成坐る神は誤りて入違ひたるならむとてかく
八柱神の成出給ふを見れば八段に斬放ち給へりしが如く思はるゝも然
らず此ハ二段に斬給へるなり然れば御骸ハ神と化りたるに非ず御骸に
就て神の成出坐しなりさて大山津見神ハ己に生出坐しをこゝなる八柱
神ハいかにといふにこゝハ分掌の神なるべし又彼大山津見神の分體して
出現坐しにもやあらむ神の御上を窺ひ奉るに一神にして二神三神に顯
れ給ふ事あり又三神にして一神に顯れ給ひし例もあれば幾柱に分體し
て成出坐ても一柱に合し給ふこともなごかならん今の世にも神の御

靈にもあれ人の靈魂にもあれ祭れば祭る所に來格して百にも千にも分
れ給ふも本所の御靈の消滅するに非るハ宛も燈火を移して他に點ゆる
と同一理なる事を知るべきなり

第七圖

伊邪那美命は火神を生坐て美羅登を燃れ給ひて、黄泉國に入給ひぬ、伊邪那岐
命御憤り坐て火神香具土神を斬り殺し給ひしに、其血奇しくも日球なる湯津石

村に激越つきて温熱を添たるなり、か

くて伊邪那岐命は妹命を慕ひ歎き坐て

泉國に入坐しなり

○是より前に月界は地心なる夜見國よ

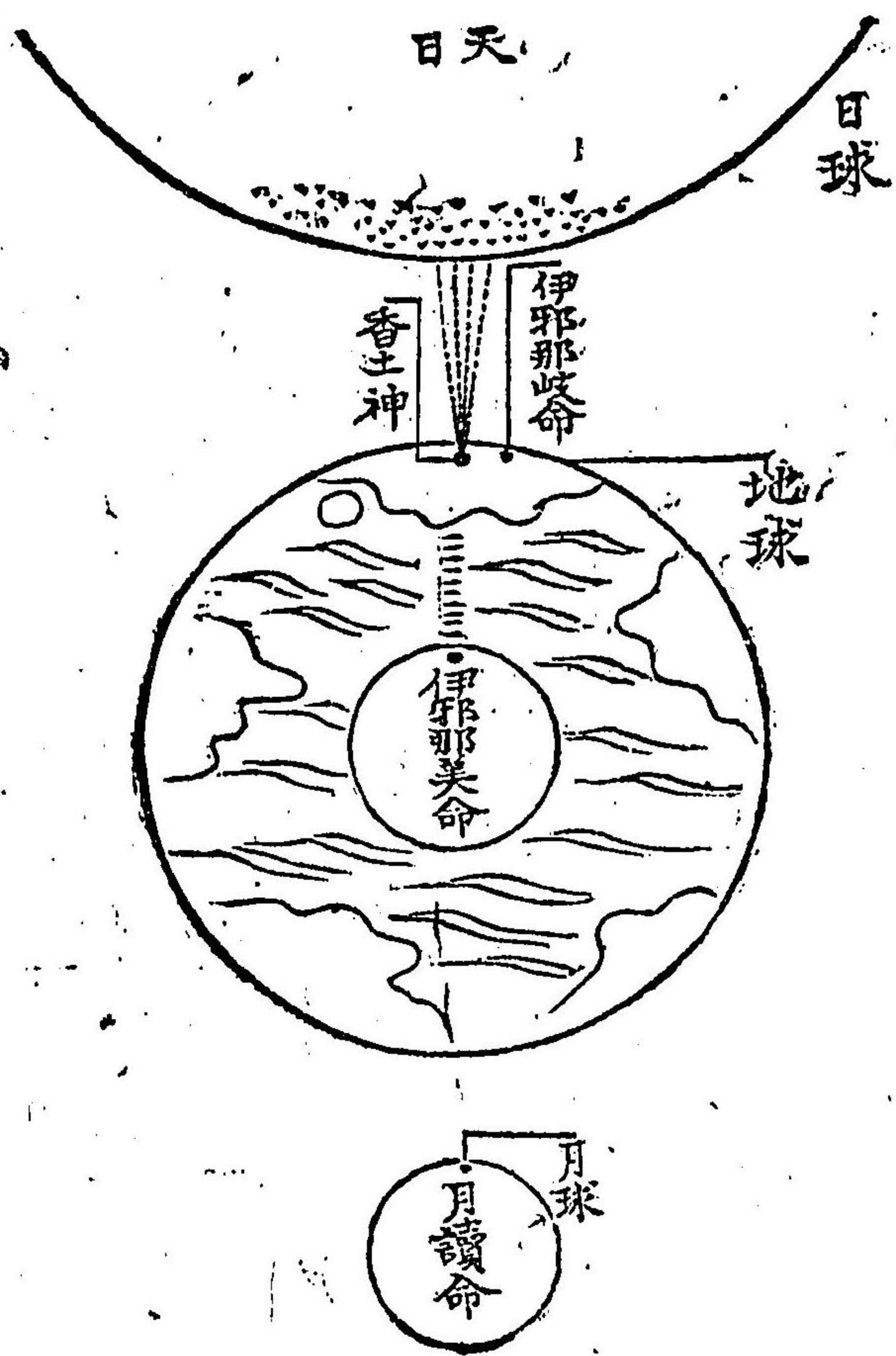
り分脱して地球の軌道に懸れるなり、

これを月夜見國といひ、また月とのみ

も云て地球の衛星たり地心なる夜見國

とは、別界なること言も更なり

さて天照大御神の天津國なる高天原を統御し給へる事となりたるハ、伊



邪那岐那美二神已に國土を生成し給ひて更に山川草木の諸神を始め、
何れも世になくて協はぬ有用の物品と共に之を司る神等を生成坐しも、
皆其一方の方面に當るべき神等のみにて之を總轄主宰すべき神なきを、
共に愁へ歎き給ひまた天神より御委託の義もあれば此上ハ天地の君た
るべき神を生成ざるをえずと二神大御心を凝し坐て天照大御神並に月
讀神須佐之男神を生成坐しハ必ず火神の生坐る前に非れば適ハぬ事ハ
上にもかつ論ひ定め又此次にもいふべし抑天照大御神の此皇國に
生産まして彼天日を統御し給へりし事ハ神代第三期に當り造化の神業
も漸く整頓ひて天地位を定め神人處を得るの期運に當りて天照大御神
ハ日球を主宰し給ひ月讀尊ハ月球を統治し給へる事となりたるハ上に
辨へたる如く疑ふべき事にあらねど第七期なる今日の人情世態を以
て之を思へば内國人といへども疑ひなきこと能はず況して海外の學者
等ハ中々に承引難きことあらんと思ゆるまゝに其理由を講明せんことす
そハ先此大地ハ一圓球にして猶雞子の如くふるを其外面に布列する處

の世界萬國なれば、其開闢の先後發達の速遅ありと雖も、そのみ上下尊卑の差別あるべくもあらぬに、日本國に同じ造化神の保護を蒙る他に異なるのみならず、彼天日の主宰をも、日本より之を定め奉り、又其御孫を天降して地球の大君と定め給へるに至りては、海外人の容易く信ひかねるも、さることながら、我日本國にハ、古典に傳る明文あるのみならず、其証蹟、嚴然として争ふべからざるものあり、さて此地形を人身に譬れば、元首に當り、故にそのみ大ならずと雖も、耳目鼻口を始め靈魂を保持する腦髓も、此中に具備れるが如し、然云は、地球の混濁なる何ぞ首尾を辨せんといはん、に彼雞子を見よ、殻を割て器に入れば、其首と思しき所必ず上に在るを以ても、圖形中尙首尾あることを例すに足むも、是等ハ尙自惚の説とせられむも計り難し、故に海外の書に載る所を以て辨へむにハ、入爾馬泥亞人ヨハ、ンヒブチス」が書る萬國傳信紀事に、亞細亞洲ハ世界開闢ノ初地ニシテ、神聖靈ニ出テ、人類出生シ、帝國ヲ興シ、法教首ニ立テ、其他文字諸技藝ノ類ニ至ルマデ、多クハ皆此洲ヨリ權輿リ」と云ひ、其他萬國航海圖説、また

英國志、泰西史鑑等にも、其文の聊異なるも、其大意同トければ、一々其文を舉ず、是ハ西洋人の云ることなれば、亞細亞といへれど、定めて希臘、土耳其、古ふどをさしていへるならんも、自ら我日本の事實に適へり、その先西洋にてハ、希臘、土耳其より起りたる國なれば、さる思想もあらむを、其東に印度國あり、是ハ古き國にて、希臘、土耳其の比に非るなり、其印度國の東に、また赤縣あり、赤縣ハ印度より古き國なるに、其赤縣の古書どもにいへるハ、素問に、東、方、域、天、地、所、始、生、と、も、人、生、始、於、東、方、木、と、も、あり、淮南子地形訓に、東、方、木、德、仁、也、故、有、君、子、之、國、又、曰、正、東、易、州、曰、申、土、易州は陽州にて、日國の義なり、申上は神土にて、神國と云る義なり史記封禪書に、東北者神明之舍ともあり、説文に、東、動、也、從、木、と、あり、て、官溥の註に、從、日、在、木、中、と、あり、こ、ハ、我、國、に、昔、扶、桑、木、と、云、る、大、木、あ、り、し、と、いへり、其、木、の、間、よ、り、日、の、出、る、に、象、り、て、東、の、字、を、製、し、た、る、を、思、へ、ば、我、國、を、日、出、の、義、に、と、り、て、日、本、と、も、名、つ、け、た、る、な、る、べ、し、然、れ、ば、我、日、本、國、ハ、亞、細、亞、の、東、方、に、在、て、世、界、の、大、本、た、る、事、を、曉、り、天、照、大、御、神、ハ、我、日、本、に、生、出、坐、し、事、を、明、ら、む、べ、き、な、り、か、く、て、其、天、照、大、御、神、の、皇、孫、を、天、降、し、て、地、球、の、大、

君主と定め坐しは前にも論へるが如く天神の幽契ありて天照大御神ハ、
日球の天御中主神と仰ぎ奉るべくまた此日本に坐す天皇ハ地球の大御
中主神たる事をも察るべきなり扱彼太陽界なる日球ハ西洋人實測の説
にハ日球の全面た炎々として猛焰を發し所々佛騰して上下分らずと
いひまた太陽の面に種々の黒點ある事を見出しまた其全徑の里數など
を推考へて一大世界なる由には言れど神人動物の有無に至りては實測
の及ぼざる所ありの腹に委しく時ふへし然るを我古傳に順考すれば始め天
照大御神の統御坐事となり次に火神の血氣激飛て力を添給へること
なりて始めて日とも天日とも又太陽ともいふべき事となりつるならむ
を其後須佐之男命の天に參上り坐し段又同神の御荒備の段天照大御神
の天の岩窟に幽居坐て八百萬神の祈禱の段後には皇孫命の降臨の段な
ごによれば山川草木金石田畠官殿衣物食物等に至るまで此地球に異な
るゝなきが如し然に西洋人の實測にてハ火の盛に燃るのみにて國土と
おぼしきもの見えざる由なるハ宜なりそハ神人の附着内裡方に屬て有

はなりと先哲もいへり吉胤其説に因て考ふるに先に伊邪那岐那美二神
天浮橋に立して沼矛を指下して滄海を搯探り坐しハ地球未だ天胎中を
分娩せざる前なるべく是を紀一書には高天原に坐て云々とあるを思へ
は内方の國ふるべき事著く又記に天若日子が雉を射上りし矢の高天
原に坐す高木神の御許に至れる段に故高木神取其矢見者血著其矢羽云
々取其矢自其矢穴衝返云々とあるも内方のさまなりさて其外面に火の
燃たるハ火神の御靈の溫熱を添坐しより其火の燃る事となりつるなら
むを其間に黒點あるハいかにぞといふにそハ二王五緯星また我地球の
分娩したる其痕蹟なるべし然るに暗黒なるハ猛焰の間に奥深き穴あり
て自ら光り見るにや又天胎中に暗體なる星球の孕生きたらむも亦るべ
からず令學に數千年を経たらむにハ新星を見出すに至るべし西洋の歴
史に近代十星を現出したりと云ひ又新太陽を見出したりと云いへる事も
僅二三十年の間にさる事の見えたる上ハ數千萬年の中にハ意外の新星
を見出す事あるべし借其日球ハ地球の祖なれば地球の形況事物を以て

日球を推測し、また其日球を以て、恒星天なる高天原の全體をも測り察るべきハ自然の道理なり、また學友松岡氏の日月考に、西洋人の説に大陰ハ一箇の世界にして云々、望遠鏡を以て満月を見れば、其面甚だ凸凹あり、其高き所は山にして、岩石若クハ雪ありて、日光之に映して能く明らかなり、低き所ハ海にして水あり、其形勢吾地球と異なることなく云々、月中既に國土河海を具ふる時は、人畜を住しめ、草木を生ずる事推て知るべし、また博物新編二月輪本體論と云る段に、西人用千里鏡觀看、月上有高山深峯巖谷、磐石之形云々、別見有數光點、必是月中山頂、因其高出得先接日輪之光云々、有て猶委しく云るに、日輪ハ圓轉論のみ載て、本體論と云るハなし、いと心得むたくなむ、仙境異聞と云る物に、寅吉云、月の狀ハ近く寄るほど、段々大きになり、寒氣身を刺如く、嚴して、近くハ寄難く思ゆるを、強て二町ほどに見ゆる所まで、至りて見たるに、又思ひの外暖なるものなり、とて、光りて見ゆる所ハ國土の海の如くにて、泥の交りたる様に見ゆ云々、又云、日輪ハ近く寄らむとするに、燒如くにて、寄られず然れども、日眼鏡に

て見たるよりハ、遙にまさりて、よく見ゆる所まで昇りて見たるに、炎々たる中に、電の如く、ひらめき飛びて、闇く見ゆる故に、如何なる質と云ふことハ、知れども、何か一物ありて、炎の燃出る如く見ゆ云々、是ハ彼童の異人に誘れ、虚空に昇りて直に見たりし事を語れるを、其まゝ記せる物なりといへり、此事實ならば、彼望遠鏡にて見しよりも、いと正しき事なるべし、其はさまれ、右の如く直に見放なるさまを云るが、古傳の趣にも、かなひたれば、抄出て一の證とは、せるなり、かくて上に云る事どもハ、月ハ正しく國土なりと云へり、日も西洋説に、一大世界なりといひて、上に舉つる如く、周圍の里數などまで、委しく推測り定めたるも、國土の形狀ハなくて、たゞ火の燃るものと云るは、光輝のまばゆく、見えざるも、處々黒點の如きものあるを見出したるのみなり、故にいかにも云ハぬハ、却りて然る事ぞかし、また松岡氏の引る佛國曆象編に、漢土西洋並言、月固無光是日之魄映也、聖教說則不爾、謂日月宮者、俱是天寶、各有其光、但日宮者火珠而熾、月宮者水珠而微、故爲日所映奪而生影云々、とあるハ、月にも幾分の光輝あることをいへるハ、

我古傳に合へる説也、また同書に人多言、月是陰精、夫陰之精者、厥牀何爲、若水者、水性濫溢、今何故實而不流、若夫氣者、氣體輕浮、何故凝停而不散、若夫土石者、土石其質頑重、何光明之有、抑誰御之運轉、還復使之、万古無差乎、人多言、日、是陽精、今謂陽精、則火、火性必傳、物無物、則不傳、傳則必燔、々、則必盡、々、則必解散、無跡、不審此火、依何煨燼、萬世熾焰、而永無窮盡也、今見就、日便得火、就、月便得水、是厥體爲水火珠也、明矣、而運動旋移、古今不易、其軌、是無其主宰、安得如、此哉、云々、とある、ハ能く日月の事を言得たる説なるが、結極之を總治する所の神あるべし、とハ思ひ定めたる説ふれど、外國に傳へなければ、たゞ其然る所以の道理にとゞまれり、然に我神國にハ天津國より傳へ來れる古傳ありて、其神の御名ハ更にも不言、天神の神勅に出たる事蹟まで委しく傳ハリたるハ、實に尊しとも尊き神傳にぞある、さるハ上にも述へるが如く、日球なる高天原の大主宰ハ天照大御神に坐し、月球なる夜之食國の大主宰ハ月讀命に坐て、何れも父大神伊邪那岐命の御依しを受て、其を統御し給ひて、彌無窮に鎮り坐るを、唯此地球なる豊葦原中國ハ、須佐之男

命の俸しく、其御依しを受坐しも、其御所行の無狀なりしことありて、父大神の御怒に觸給ひ、已に妣國なる根國に入坐むと爲給ふに當りて、俄に思ひつき給へる事ありて、天上に參上り、姉命天照大御神に相見え奉りて、劍玉の誓約ありしハ、御意の外なりけむも、其事件に因て、天忍穗耳命を得給ひ、それやがて、天津日嗣を所知食へき事となりて、遂に皇孫邇々彥命の天降り給ひて、此國を統御し給へる事となりしハ、彼父大神の海原を所治と、言依し給ひし神勅の結果となりつるなり、かくて須佐之男命ハまた天照大御神の御怒に逢坐て、八百萬神の大被にやはれ給ひて、此下界に天降りて不意も八俣大蛇を斬て、奇稻田姬を娶り給ひて、顯世に子孫を遺して、遂に御身ハ彼妣國なる根之堅洲國に入坐て、伊邪那美命に御力を添て、根國を鎮撫し給へることとなりたるハ、御自らにハ兼て御母を慕はせ給ひし、最初の御志を遂給ひしのみならず、父大神の後の御言の結果ともなりつるなり、あな奇しきか、あな妙なるかも

かくて按ふに、我古傳にハ、天地の初發、日月の起原、二王五緯星及び地球

黄泉の起因形象に至る迄伺ひ察らるゝのみならず其各界に之を司る神ありて其御名ハ勿論其御所爲をも傳へきて總て人間の意想外なる事の多かるハ後世の想像説に在ざる所以にして總論にも言へる天津祝詞の太祝詞にて神等の宣傳へ坐しを天津日繼の皇統と共に永世に傳はり來つるハ實に此上無き大寶にぞある今や西洋各國文明開化日に月に進みて實測推歩の學識に起り天文地理窮め盡さるなし其實測説に據て我神典の疑惑を氷解するのみならず終に彼恒星天なる一大星を發見するに至りしハまた實測説の寶物たらざるを得むや漢土にも西洋にも古傳無きに非ず西洋にハ彼創世記に泥烏須の獨一眞神ありて六日にして天地を造り七日目に安息すと云漢土にハ磐古氏又三皇五帝の説ありて西洋の古傳にハ勝りたるが如きも人造説たるに至りてハ何れも同等の説なるべし又古くハ瓊瓊玉衡或ハ渾天儀など云るものを製して天文地理の學を講ずたる事ありしも宋儒の學起りて太極ハ無極などいへる唯空想的の理のみを説て現象實形に疎くな

りたるなり然れば則宇宙間の眞理ハ我古傳と西洋の實測説とを照し合せて始て眞理の所在を發明するを得て遂に全局を統一するに至らむとすさてハ今茲に我本居平田の二翁西洋の龐廸我刺私刻白爾鳩思の兩學士を兼たるが如き一大英傑ありて古今に貫通する公然無私の一大典を集成あらまほしきことこそ

○第八圖説

古事記曰於是欲相見其妹伊邪那美命追往黄泉國爾自殿騰戸出向之時伊邪那岐命語詔之愛我那邇妹命吾與汝所作之國未作竟故可還爾伊邪那美命答曰悔哉不速來吾者爲黄泉戸喫然愛我那勢命入來坐之事恐故欲還且具與黄泉神相論莫視我如此白而還入其殿内之間甚久難待

此處ハ黄泉國の段にて神代中にも一層意味幽邃にして幽中の幽なる大
事の處なれども記紀及祝詞にも本文のまゝ一向にてハ眞理のある處容
易く窺知ることを得ずして怪談夢語と見なし或ハ伊邪那美命の黄泉に
入坐てよりいと無道く汝夫命にも顯世の人民にもいと情なき事と思ひ
誤り或ハ佛教に泥着たるものハ女人なる故に墮獄し給へりなどいへる
愚説さへありて附會の邪説も多く又神典家の心にも底解難き事の多
らむとおぼゆれば委しく其所由を辨へむにハ記紀及祝詞をも取合せて
先一わたり本文の義を解して後に眞理のある處を講明せんことをこの記
の本文ハ能く聞えたるが如く伊邪那伎命ハ伊邪那美命の地下の幽府な
る黄泉國に神避給ひしを悲嘆のあまり火神を斬給ひし後尙も戀慕ひ坐
て御跡を追ひ給ひ遂に黄泉國に往給ひて云々の事ありしといへる傳へ
なり○自殿騰戸此訓記傳とい異なれども字義ハまか訓かたまさむ此
處家居ありけんこといひかゝいへる人もあれど顯世の御殿とい異なら
むも己に志許女其他の禍神にもせよ群居からハ其住處ハ必ずあるべき

なれば怪しむべきに非るなり○吾與汝所作之國未作竟ハ己に生竟坐し
八洲六島の國ハ漸成立つるもまた其他の國々ハ未だ修理固成の業も爲
始め給ひざりしなればまか宣給ひけんも其後須佐之男命大國主神少彥
名神等其御意を受繼まして海外の國々をも開き給ひしなりそは下にも言れ
ど、まかしき事は平
田原の赤縣太古傳佐藤氏の天柱記また
六人部族の訓讀考論と見て知へし○爲黄泉戸喫記傳に閉さハ即竈の事なり記
に戸を書ハ竈を本にて民の家をも然云故なり漢土にて民家を戸と云故
に此方にても民家を閉といふに此字を用るなりさて竈を以て民家を呼
ぶこと今世の言にも幾竈と云また民戸幾烟と云も此意なりとあり平田翁
の説に夜見國の竈にて煮炊なる物を食をいへり是なむ火を忌清むる事
の本なりけることありて嚴重に火の穢の事を述べられるハ眞理に適へり
も思はず最も垢穢汚物の燃る間ハ穢れたりと云むもさる事ながら其火
を他に點すれハ乃清火なり何ぞ其汚穢の附着する事やハある火と水と
ハ其質元來奇靈に清潔なるが故に大被にも是を用ゐて汚穢に屬するも
のを流し去又焼失ふことあるにあらすやされば其火水ハ夜見國にあり

と雖も汚穢なることあるべからず、また汚穢の物を喫て、其身の穢れとなるも、一日二日の間なるべし、十日も廿日も、身の穢るゝこと有べからず、殊に此處火神の生出坐て、幾ほどもあらぬに、根底國に煮炊の所爲ありとも覺えず、然れば戸喫といふハ、所謂戸籍版圖に入たりといへるほどの御言ならむかし。○與泉神云々、黃泉國なる醜女の類を然詔給へるなるべし、もしこゝに尊き神の坐ば、伊邪那美命の遠くわけ入坐て、泉津大神と成坐るハ所由なきことなり、さて泉神と商議給ふべき事の件ハ察るべき所由なしと雖も、上津國に歸り坐に就てハ、此國の掟をも粗定め置給はてハ、協ハぬ事もありつるならん、また深き御心も有つらむを、伺ひ察りたる限り下にかつと、言ふべし。

○一書曰、伊弉諾尊不聽陰取湯津爪櫛牽折其雄柱、以爲乘炬而見之、則膿沸虫流。

伊弉册命ハ泉神と商議給へる事もあり、また御身の勞きもありて、時を過し給ひしに、伊弉諾命いいと聞き處に居坐て待乘給ひ、妹命の白し給ひし

こともあれど、御短慮くも、其を背き坐て、自ら髮に刺給ひし、湯津爪櫛の雄柱を牽折て、乘炬として、やをら窺ひより給へハ、膿汁わきて虫さへなかりたりとの傳へなり、記にハ、八雷神成居とあるハ、彼泉津醜女の類を云るならむも、男神のいと怪しく見畏み坐して、さか詔給ひしなるべし。○湯津爪櫛の爪ハ借字にて、都麻留てふ言の留の省りたるなり、櫛ハ本串と同く刺に就たる名ならんにも、古の櫛の齒の長かりし事を志るべし。○牽折其雄柱云々、雄柱ハ櫛の端なる大きな齒をいへり、乘炬ハ手火なり、手にてさる火なればあり。

○古事記曰、於是伊邪那岐命見畏而逃還之時、其妹伊邪那美命言、汝已見我情、此五文字言令見辱吾、即遣豫母都志許賣、令追爾、伊邪那岐命取黑御髮、投棄乃生蒲子、是撫食之間、逃行猶追、亦刺其右御美豆良之湯津津間櫛、引闕而投棄、乃生筭、是拔食之。

間逃行。且後者於其八雷神令追爾拔所御佩之十
拳劍而於後手布伎都々逃來猶追到黃泉比良坂
之坂本時取在其坂本桃子三箇待擊者悉逃返也
爾伊邪那岐命告桃子汝如助吾於葦原中國所有
宇都志伎青人草之落苦瀨而患惚時可助告賜名
號意富加牟豆美命。

見畏而逃還云々ハ彼有形を見て怖怕れて逃還り坐るなり
リ、雌女とし、八雷神とし云るならむ、即國に然るに前の膿沸虫流を記にハ宇士多加禮斗
さへ印度人の如き風俗もありつるを、然るに前の膿沸虫流を記にハ宇士多加禮斗
呂々岐豆ともありて腐爛たる狀を云るハ同一きを、ハ前陰に限れる
にて總身に非ず故紀の一書の文より汝已見我情の五字を挿入たり總身
の腐爛し給へる狀を見てハ前後の應答も自ら爲し給へるにかけ合す抑
火神を生坐て美蕃登を燐れ給ひしことふれば男神の側には須臾も居給

ふこと協ハす果して男神ハ手火を燃して其前陰を窺ひ坐しなり見我情
とある情ハナサケと訓て前陰を云へり名を避て言ざるより出たる詞な
りと云り○令見辱吾恥を與るを耻見すと云ハ古語なり○豫母都志許賣
ハ紀に泉津醜女と書て醜女此云志許賣とあり欽明紀に魍鬼とあるも其
意なり名義ハ形のおそろしく見悪きを云り○黒御鬘云々ハ頭の飾に懸
る物なり花鬘木綿鬘玉鬘などもありて昔ハ男も女も髮に飾れるなり
黒とあるハ黒き玉なども飾たるにやあらむそを投棄給へば忽蒲荷
子となれり蒲荷ハ和名衣比加豆良乃美とあり鬘ありて蝦に似たる蔓草
なる故に然名づくこと云りさて其を撫ひ食む間に逃行給ひしなり○湯津
々間櫛ハ前なるハ左の御鬘なる御櫛此なるハ右のふり笄ハ和名太加無
奈とあり長き櫛の齒の形笋に似たりさて此を抜食間に逃行坐しを此回
ハ八雷神をして令追給へり○爾拔所御佩之十拳劍云々後手ハ手を後と
まに回らして物するなり布伎ハ振に同じ都々ハ乍ふり此を爲ながら彼
をも爲るを云辭なり○桃子三箇云々此坂本に桃樹のありつることいと

珍らし赤縣に桃源ふといへるハ顯國の外ふるべければ彼國より黃泉國に通ふべき處なるべく覺ゆるに桃樹の多かるさま此處に思ひ合すべしさて此桃子に恐れて八雷神等悉く逃返りたるによりて其桃に詔給はく今こゝに我難を救ひて我を助し如く宇都志伎青人草等の苦瀬に落て患惚む時に助けてよと詔給ひて意富加牟豆美命と云名を給へり大神之實の義なるべし然れば桃の後の世まで鬼魅を避るハ此大詔によれるならむ延喜式追隨に桃弓桃矢と用る事あり漢語に桃符などありて邪鬼を避るに用ぬたり

最後其妹伊邪那美命身自追來焉爾千引石引塞其黃泉比良坂其石置中各對立而度事戶之時伊邪那美命言愛我那勢命爲如此者汝國之人草一日絞殺千頭爾伊邪那伎命詔愛我那邇妹命汝爲然者吾一日立千五百產屋是以一日必千人

死一日必千五百人生也

最後云々ハ伊邪那美命遂に御身づから追來坐りしなり千引石ハ紀に千人所引磐石とあるにて其意明かなり引塞ハ引令障の義なり○度事戶ハ紀に建絶妻之誓と書て絶妻之誓此云許等度とあるにて大意ハ聞えなれど記傳に許登度てふ言の意ハ詳ならねど紀一書に盟之曰族離又曰不負於族云々これ即事戶の御辭にやさて此次に掃之神號泉津事解男とあるを思ふに事戶ハ事解言の約りし語ならむと言れしハさる事なり○爲如此とハ石を引塞て事戶度し給ふをいふ○汝國とハ此顯國をさして詔へり○千頭云々記傳に千人といふべきを如此詔ふハ絞につきたる言あり久比留ハ頸をきめて殺すをいふ上代に人を殺すにハもはら絞りによりてならむ○爲然上には爲如此と云々にかく云ハ文をかへたるのみならず加久ハ我につきたる事志加ハ向ふ人又向ふ物につきたる事にて此と其との差あるが如し○産屋云々上代子を生を然云ならハしけむさて今にも死るものより生るもの多かるハ此詔によれるとぞ

○一書曰乃所唾之神號曰早玉之男次掃之神號
泉津事解之男凡二神矣云々時泉守道者白云有
言矣曰吾與汝已生國矣奈何更求生乎云々是時
菊理媛神亦有白事伊弉諾尊聞而善之乃散去矣
古事記曰故號其伊邪那美命謂黃泉大神亦曰以
其追斯伎斯而號道敷大神亦所塞其黃泉坂之石
者號道反大神亦謂塞坐黃泉戶大神

乃所唾之神云々唾ハ和名豆波岐とあり津吐の義なるべしとて大神の唾
し賜へるハ彼穢き有狀を御覽して其穢きに得堪ゆしての御所爲なり今
も穢き物を見て堪ひなく思ふ時ハ誰もまかするわざなりまかすればあ
ごハ清くなりたる心地すれば是も一つの祓にぞあるとて是によりて成
坐る神の速玉の玉ハ借字にて口中に唾の早く溜るより出たるならむ

○次掃之神云々是もたゞ御衣の袖などにて掃ひ給へるか又ハ吹掃ひ給
ひしにもあらむ事解ハ黃泉國と女神とに係れる御争ひの事解テ女神の
深き御心ある事をも粗曉り知坐し事と思えたり○泉守道云々黃泉國よ
り顯世に往來の道を守れる神なるべし此神伊弉册命の告給ふ御言を承
て白せるなれば有言とハ訓つ是則執持て告給へるなり○吾與汝已生國
云々伊弉册命の御言を守道がまをすなり先顯國ハ生竟坐つれば今ハ別
に生にも及ばぬ事ふれば我那勢命ハ上津國を知食へし我ハ此下津國に
留りて立去難き事あれば永く此國を治むべし○菊理媛
亦有白云々菊理ハ漏入の義なるべし他目を忍びて竊に一大事の件を伊
邪那伎命に白上坐しなり此神ハ那美命に副侍ふ神ならむとハ思ゆれど
黃泉國に従へ行坐しとも思えねば所謂心化神にハ非るかそハ神名式に
加賀國白山比咩神社ハ菊理比咩神を祭りたるに大鏡にハ伊邪那美命と
あるを思へば那美命の奇魂の顯はれたるなるべし○黃泉大神云々黃泉

人はいかに汚穢物を見ても口中に唾の溜る事なしと云り内國にても屋見はさる事なきと思へば、
は新平良きなりぬれども元は外國の人種なるべければ是等は我輩古人種なりけりとも思へば、

國に然るべき神の坐されば、始めて大神となり給へるなり。斯伎斯の道を追及ぶを斯久と古言に云り、道敷も其義なり。○乃故去矣、女神の美ハしき御心も、愈見はれぬれば、男神も女神の深き思食ありしことを悟り給ひ、其御功を贊給ひて、御心置なく此處を立去坐して、顯世にハ歸り坐るあり。○所塞其黄泉坂之石者、上に引塞とある塞ハ佐間と訓み、所塞ハ佐夜禮留と訓へし、道反大神ハ黄泉國と此國との堺に、彼大石を引塞坐しにつきて、彼國の志許賣八雷等元の道に引返したるより、此石を、其稱へ坐しなり。○亦謂塞坐黄泉戸大神、此神ハ正しく上の千引石なるを、此に大神と申せるハ、其石の黄泉戸に塞りて、彼國より來る物を、繋ぎ留る是ハ伊邪那岐命の夜見國より荒び疎び來る物を、此國に入下と所念し凝し賜へりし大御靈の分りて、其石に留りやびて神と成坐かにて、彼心化の神に坐れど、現身を顯ハして、其方に功績を爲し給ひし事あり、偕是までを黄泉國の段とす、よくこれを心認置て、予の親ひ得たる幽契を述るを聞てよ。○抑伊邪那美命ハ伊邪那岐命の思ひ慕ひ坐て、造々其跡を追來坐るにつきて、ハ、いかに嬉

しく、いかに剛着しく思し食れんハ夫婦の御情なり、然るにそれと明かに御對へ白しむべきことありて、いかに心苦しく思ほしけんこと想像られ、最悲しく息づき歎かる、事ありいでや其由を、述んにハ、先始めに心得置へべきことあり、その世に表と裏とあることを、知るべし、後世の事おひら源義經ハ奥州なる衣川にて討死したりしといふハ、表にて、其實ハ蝦夷に入て、滿州に攻入たりといふハ、裏なり、安徳天皇ハ門司海にて入水し給ひしといふハ、表にて、裏をいへば、對馬國に渡り坐て、世を過し給ひし類ひにて察らるべし、また、行法師の事なり、孔子の魯國と去に、魯其の配なきを、復りて去れりといふハ、我にて、魯には魯國の内亂ありて、治め難き、然れば、伊邪那美命ハ、火神を産坐て、美蕃登燔れて、夜見國に往坐しハ、表にて、實ハ、夙くより根底國を統治むべき神ふきまゝに、荒備疎夫留禍神の禍事、世に多からむも、爲方なければ、自ら其國に入て、これを治め給ひて、其疎ぶる禍事を、恣にせざらしめ、且ハ、彼大祓によりて、顯世の青人草等が過犯けむ罪咎穢を、さすらひ失へると共に、さすられし邪惡の人の靈魂をも、攝治め給ひて、顯世の根底たる黄泉國の大

神と成て、顯世を守らせ給ふにも、其國に所有黄泉人民等を取總て、是をも
快く治め給はむに、幾分の心を探り給ひて、其一般の風義に悖らす同心
の義を表し給はんこと、肝要なること、思えて、偶伊邪那岐命に見え坐て
も、彼醜女八雷等の心を汲て、態とつれなく、薄情しきさまに應接まして、間
隙を得て、熟く詳かに事議り給はんこと、思ほし食れむも、彼醜女雷等が片時
も去らす心をつけて、守り居るものから、其折を得給はざりしに、男神ハ一
火を燭して、竊に女神の前陰の膿沸虫流なるを御覽し、且ハ醜女八雷の恐
ろしき形にて、守居たるに驚怖て、逃坐し、女神の聞し食て、その慨なき
事あり、未だ一大事の件も語らひ白さぬに、心短くも、逃坐つる事のおさ
ましきよ、早く追及て留め奉りてよと、志許女また八雷神をして追しめし
も、引留め奉ること協はざれば、今ハ忍び難しと御勢を凌ぎて、御自ら追及
給ひしなり、然に男神ハ先千引の石を中に置居て、事度をわたさるゝとき
に、女神の詔給はく、かく爲給ハ、汝國の人草一日に千頭縊殺さむと、白し
給ひしに、男神答へて、然爲給ハ、一日に千五百産屋を建むと、詔給ひしハ

さる事ながら、女神の御言は甚無道事に覺ゆるも、尙能く思へば、然らず、造
化の上より之を見れば、人の生死あるハ、猶草木の榮枯あると、何ぞ異なら
む、各世界を活潑せしめ、人民を蕃息せしむるに、然なくてハ、協はぬ所以
の道理ありて、造化の原則を定め給へる事と、窺ひ奉るべきなり、尙又千引
の石を引塞坐しも、速玉之男神、泉津事解神、及び岐神を成出坐しも、二神の
幽契ありて、顯世と根底國の堺を嚴重にして、疎び荒ぶるもの、漫りに顯
世を亂るまじき、造化の神業なる可ければ、人間の小智を以て、女神を邪神
の如く思はむこと、努々有まじき事なり、然るに男神も、始めハ、然る情實あ
る事とも、知し食さず、たゞ薄情なる殘害の所爲とのみ、思ほし食しより、女
神に一言の謝辭もなく、逃坐しを、自らかくまで、泉津神等の見聞むこ
こを憚りて、心を盡し、ゝこと、知し食さずして、此まゝに別れ奉るべきに
非ずと、遂に御親ら追及坐ても、表にハ、泉津神等を憚り坐て、つれなきかた
にのみ、問答坐す、女神の内心いかに切迫なりけむを、坐し、大穴中、通神の黄泉國に入
こゝありしは、及無情か、如くなれど、及、道出坐て、汝大國主たれ云々の御言ありつるも、漸く聊
には、味氣無き狀なれど、内實に深き愛情の御心坐つるは、全ら此處に同じ趣きなると思ふべし、漸く聊

の間隙を得給ひて、竊に泉守道に命せて、男神に白さしめ給へることあり、
そハ吾と那勢命と共に已に數多の國を生み、又三貴子をも生竟つれば、今
更に生なき事も無れば、汝命ハ早く顯世に返り坐て、上津國を所治食給へ、
吾ハ此下津國を治めて、此國に留らねば、協はぬ所由あれば、汝命と共に、此
國を去難き事ありと懇に白さしめ給ひし隨に、男神の御心稍解給ひしも、
女神ハ尙心元ふく、又も菊理媛命を竊に遣して、詳かに云々の所由を白さ
しめ給ひしかば、男神も彌女神の御精神を聞知坐て、然る深き思慮あらむ
と心づかざりしハ、吾怯かりしなり、さてハ善も計らひつる事、然らば汝
命ハ永く此國に留り給へ、吾ハ上津國を所治と詔給ひて、妹命の御精神を
こよなく賞賛し給ひて、泉津大神と御名をも稱へ奉り給ひ、又よくこそ追
及坐して、斯在一大事を告知せ給ひしなれ、若此事を聞ずして、逃ふるは、永
く不足事に思ひて、恨みまぬらせむを、能も追及坐しと賞給ひて、道敷大神
とも稱へ坐しなり、穴尊きかも、此第九一書と鎮火祭祝詞となかりせば、此
黄泉段の止事なき所由を知り得難く、又女神の厚き御心も世に知人な

らむ、尙女神の厚き御心を窺ひ奉るに、此後伊邪那岐命ハ身濊の大事を成
竟坐て、幽宮を淡路國に造り給ひ、遂に登天報命して、日之若宮に安宅給へ
る事と成ぬるも、夫婦神の此時の御定約に出たりし事をも、窺ひ奉らる
なり、
情人ハ天神の天つ御座と稱きて、生産するものなれば、又天上に遷降するも、自然の道なり、されば
大抵其靈魂と保ち得たるものハ、必伊邪那岐命の御跡と慕ひ奉るべきものなれども、極道邪惡の
行ひありて、天上に復歸するを得ざるものハ、彼大波の罪障と諸共に、極道の國に、さすらひ失はれ、塵障
るハ、いもあるべし、然るに邪惡の行ひによりて、一旦黄泉國に道放されたるにも、永年と過さんには、又自ら
御計らひにて、顯世に生れしめ、或ハ直に天上に復歸せしめ給ふも、あるべし、然るも、伊邪那岐命の
なる黄泉國と、厭はずして、自ら此世中に繋ぎ給へる、大神心は、顯世の母の子を思ふより、深き心
れは、顯世に於て、却料あるもの、故中に繋ぎ給へるもの、必顯世に長ありて、之を治めて、其改心の實效
あらむもの、其罪を減せらるるに、至らん、これ、那勢命の黄泉國に留り坐すべき一原因なるべし、其罪
の既に償たれば、是は、下止へきこと、ハ、黄泉國に留り坐すべし、又いふべし、

○古事記曰、是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那

志許米志許米岐穢國而在祁理、故吾者爲御身之
禊而到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原而禊祓
也、故於投棄御杖所成神名、衝立船戶神於投棄御

帶所成神名道之長乳齒神次於投棄御衣所成神
名和豆良比能宇斯能神次於投棄御禪所成神名
道俣神次於投棄御冠所成神名飽咋之宇斯能神
云々

伊佐那岐命ハ黄泉國より返り來り坐て彼黄泉國の形況を惡み厭ひ給ひ
て伊那志許米云々ハ詔給ひつるなり伊那ハ辭否ふと、同言にて志許
米の米ハ憂目辛目を見るなど云米なり米岐ハ黄泉の有形の垢穢くして
惡み厭ふべきさまなるをいへり○在祁里の祁ハ異の義にて怪しかりし
さまを思ひやりて詔へる言なり○御身之禊ハ御身ハ聖體を於保美麻と
訓ると同意なり禊ハ波良閉と訓へし憂と同格の言なり二翁ハ自爲を波
良比と云令祓を波良閉と云と釋れつれど加茂翁より前に祓を志訓た
る例ふければ從ひひたし○竺紫日向之云々竺紫ハ元筑前筑後より出た
る辭なるべし日向ハ朝日の直刺國などありて上代にハ日向ふ地を賞稱

なる言にも言ひ又日向國をもととしていへるなり然れど日向の國にハ其
古蹟の確かに見えざるハ世の移り變るにつれて其地の知れなくなれ
るならむとハさまれ皇孫命の天降り坐しと決く殊に高千穂宮をも定
め給ひて少孫ならぬ地ふれば三貴子の降誕坐しも此地なるべし尤も筑
前國にも遠敷郡毛屋大戸といへるハ海岸に奇怪の巖嶺立て大戸の岩
穴に舟を漕入る、二十丁餘に及ぶ其先にも岩穴ありて其際限を知すこ
いへり其近所にも青木村あり又住吉神社あり海宮も近きにあれば彼橋
の小門ハ此處なるべしと宮崎大門ハ委しき考へもあれど今ハ忘れたり
○阿波岐原紀に楳原とかきて楳此云阿波岐とあり説文に楳梓之屬也と
も見えたり此樹肥前なる上松浦郡姫島にハ數多く繁殖せり定て此わた
りの島にハ多かるべし○禊祓也ハ萬葉に潔身身祓など書り今も除服な
どに海川邊に出で清まはり又垢離とて水浴ることあるハみな身祓禊の
意はへなり○於投棄御杖云々棄をツツルと云ハ古言なり杖ハ衝居の義
なり船戸ハ久那斗と同意なり彼祝詞に大衝爾湯津岩村之如久塞坐皇神

等之前爾申久八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申云々ある久那斗
にて布ハ經久ハ來にて杖を衝立て此處を經て莫來といふ義あり臨時祭
式に障神祭とあるハ此神を京城の四隅にて行はせられたる御祭なり
古史傳たりて其 ○御帶所成神云々帶ハ於夫と云用言を體語に志たる言な
りたらしとも云るハ令誦の義なり道之長乳齒の道ハ上の道敷道反の例
に依らば知とも訓べけれど下に之字ある時ハ美知と訓へし萬葉に道之
長手と詠る長手ハ此長乳と同言なるべし紀にハ長道誓神と書り夫木抄
に爲相廻めぐりあはむ契の末ハ長ちハの神の志るべを願むばかりぞと
あるを思へば道の長手を守給ふ神にヤ西國に御靈に成る神あり ○御衣云々記
傳に美會と云も古言なれども美那之と訓へし八千矛神の御歌また萬葉
にも例あり和豆良比とハ物に障り滯る意ありとありされば御衣を脱棄
て御心のさハやきたる義あれば彼煩ハしき事を除き給ふの御徳を美稱
て宇斯とハ白しとならむハ ○御禪ハ袴ふるべし名義ハ佩裳の意なり道
侯神ハ記傳に紀にハ此神なしハの道襲祝詞にいはゆる八衢比古八衢比

賣ハ此神なるべしとあり ○御冠は加賀布留と云ふ用言を體言に志たる
なり此時冠の有つる事確ならざれど出雲風土記神戸郡に冠山と云を記
して大神の御冠なりとあるハ古傳なるべし飽昨ハ冠を脱たる處の口の
開たるハ如くなる意の御名なるべし神名式に和泉國大鳥郡開口神社と
あるハ此神ならむハ此下に御手の手圖に成坐す ○さて此段に成坐る神等ハ先
哲ハ皆惡神の如く言れつれど然らず若之を惡神とせば御唾御杖などに
成出坐しも惡神ならむを彼ハ善神にして是ハ惡神なる事道理に於て然
るべからずいかに黃泉の汚穢に觸坐しも已に其を忌嫌ひて御被ませる
伊邪那岐命の御身につきて成出坐し神等にて所謂心化の神なれば邪神
惡神の成出むことあるべきに非ず

於是詔之上瀨者瀨速下瀨者瀨弱而初於中瀨隨
迦豆伎而滌時所成坐神名八十禍津日神次大禍
津日神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所

成之神者也。次爲直其禍而所成神名神直毘神。次大直毘神。次伊豆能賣神。次於水底滌時所成神名底津綿津見神。次底筒之男命。於中滌時所成神名中津綿津見神。次上筒之男命。云々。於是洗左御目時所成神名天照大御神。次洗右御目時所成神名月讀命。次洗御鼻時所成神名建速須佐之鳴命。

此處ハ伊邪那岐命の黄泉國より逃歸り坐て御身に觸まし、黄泉の汚穢を滌去給へる禊祓の段にして神典中最も關要なる大祓の起原なれば能く深く心を留めて眞理のある所を曉知るべし。さて先一わたり本文を説明して後に三貴子を始め八百萬の神等の現出坐し理由を辨明すべし。○上瀬下瀬云々上にも云る如く橋小門ハ川の落口なるべければ其處の瀬

々なり瀬速とハ流の急激なるをいひ瀬弱とハ流の遲緩なるをいへり。○中瀬云々中瀬ハ物の中間にして流れの速からず緩ふらざるを云り。隨字ハ墮の誤りあるべく記傳に辨へられたるが如し。迦豆岐の詞ハ水中に頭を突入るの義にて潛の字の意なりとあり。○所成坐神記傳にこゝに坐の字を添て書て其次の神等をも、其訓べき法を志せたるなりとあるもさる事ながら此次の神等ハ三貴子を始め止事なき神等の御上にかゝれるのみならず前の神等とハ事ハハりて是より以下の神等ハ先に生産坐し神等の此處に出現坐けるなれば聊撰者の心を用ゐられて端を改められたる事とおぼえたり。○八十福津日神云々記傳に禍ハ穢國の汚垢を云なりとあるハ、さる事ながら世間にあらゆる凶惡事邪曲事などハみな元ハ此福津日神の御靈より起ると言はれたるハ何の禍言ぞ抑伊邪那岐命の黄泉國の垢穢を忌嫌ひ坐る御唾に成坐し速玉之男神を始め御杖に御帶に御衣に成出坐し神等にさへ惡神ハ坐さる事上に辨へたるが如し。然るを此處に至りて始めて然る邪惡の神の成出給へることあるべからず。

此神ハ彼黄泉國の垢穢を忌嫌ひ坐る御靈を賛成坐し神なれば其垢穢を忌み邪惡を嫌ひ坐る事の酷しきより御心強く荒き神にハ坐ども邪惡の神にハ非るなり世間の禍事ハ凡て黄泉國より疎び荒び來る物なれば那岐那美二神ハそを防ぎ守らむとて御心を盡し給ひて已に千引石を引塞坐て御身に着たりし物をも悉く投棄給ひて後に禊祓し給へる始めに坐る禍神の成出へき事あるべからず況て記傳にも引れたるが如く倭姫命の世記に荒祭宮一座皇大神荒魂伊弉那伎大神所生神名八十狹津日神也一名瀬織津比咩神是也とあるをも思ふべし又さる禍神ならむにハ神も多きに皇大神の荒祭宮と祭るべき理由もなく瀬織津姫神を大祓に擧げき事にも非るなりまた一書にハ大綾津日神ともありて三代實錄に下野國綾都比咩神社とも祭れり此神のこゝに於ては尙記傳に國生竟の後に生出坐る大屋毘古神と御同神なる由にいはいはれたるハさることなれば今此處に先出現坐て父大神の黄泉國より無害無事歸り着坐るを祝給ひて禊祓の御所爲を賛成し給へるなり瀬津日の御名の義は禊祓を忌嫌ひ給ふ意の神靈と保ち給へるなり世に疫神と云ふ事ありこゝは疫神と保

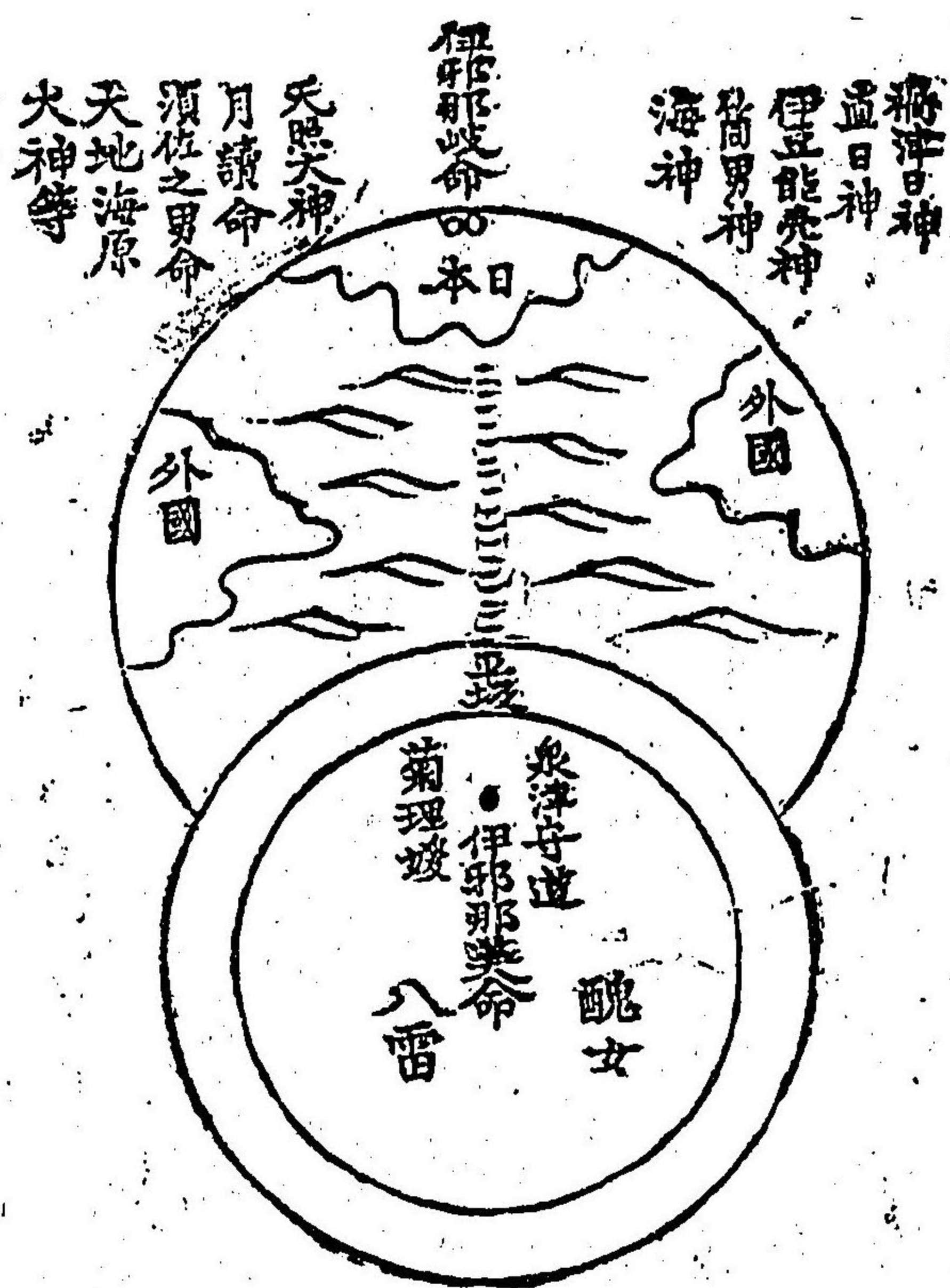
禊祓に非ず須佐之男命を祭れるにて疫神に行疫と守疫とあることと曉らば瀬津日にも行守の別ありて禊祓と爲し行ふ神と其禊祓と忌嫌ひて防ぎ守る神とあり明らむべし尙次にもいふべし
○所到其穢繁國之時因汚垢而云々此文を漢文のまゝに見れば彼黄泉國に至り坐て其時に成坐るが如くなれどもハ和文の常にて穢繁國に至り坐し時の汚垢に因て成りしなれば汚垢其物神と成なるに非るなり○次爲直其禍而云々其禍ハ全ら黄泉國の禍を云るにて瀬津日神にハ關らざるなり禍津日神の忌嫌ひます其禍を直さむとしての意なるべし○神直毘神云々直さハ未だ直からざるを直す意の御名なり既に直れる意にハあらず上に爲直さあるを以てささるべしとありされば此神ハ邪曲をして正直ならしめ汚穢をして清潔ならまむるの神德坐て世にいみづく尊き大神に坐り此神ハ記傳に彼大戸日神に當れり又大祓なる氣吹戸主神なるべしとあるハさる事なりされば此神も此處に出現坐るなり○次伊豆能賣神の伊豆ハ既に汚垢を滌祓て明く清まりたる意にて明津の約りたる言なり前に出たる速秋津日子日女二柱神にて上に同く出現坐るなり○於水底滌時成神云々水底中水上と序て其綿津見の義ハ前に註へ

り筒ハ津路の義にて海路を司り給へる神なるべし記傳にハ彼石土毘古
神石巢比賣神と同神ふる由に述はれたるハさる事なれど其義ハ上に述
へる岩石土砂を司り給へる神なり然に此神底中上と出現坐て親しく禊
祓の御所爲を贊給ひしより住吉三前神と齋き奉りて神等の奇蹟なる一神と二
神とし三神とするの御多海路を守り給へる神に坐りそハ彼綿津見神と同く出現坐て海路
をも掌り給へるなるべし尙按へハ海中にも岩砂なきに非れば其岩砂に
よりて海路もあるべければそをも擬治め給へる大神に坐るなりさて綿
津見神ハ己に上に生出坐しこも明白なるにても此處ハ彌出現ふる事を
曉知るべきあり○於是洗左御目時所成神云々こハ御目御鼻を洗ひ給ふ
折しも三貴子の出現坐て前の神等に同く父大神の無難を祝て禊祓の
大事を贊成給へるなり然れば禰日神以下の神等ハ總て此處に生産坐し
神等に有ざるなりぞハ所成坐神とあるにても著く又記の序に日月彰於
洗目神祇呈於滌身と此彰呈の二字ハ生産の義に非るあり然るを前には
御唾御杖御帶等にて諸の神の成出坐し其續きの例によりて此處も同く

く生出坐しと撰者の思ひ定められしよりかゝる大混ひも出來しならむ
前の諸神ハ皆物實ありて成出坐しなり此處ハさる物實もなく又然る尊
き神等を生むの御心もなきに天地の主宰たる天照大御神までも何の物
實もなく成出坐しといふに至りてハいかに神代の奇靈なる神術にも
餘り苟且の傳ならしや若又これを生産坐しと假に定めたらむにハ紀の
一書に吹生大地海原之諸神とあるハ是もこゝに生産坐しとせざるを得
ずまた御目御鼻に成坐るといへる傳の確らざるハ紀の一書にハ白銅
鏡を特給ひし折に三貴子成出坐りしといひ長鏡搦文にハ肩推撫る時に
成出坐しとも傳へたるをいかにごかせんたゞ此次の低頭文に十四柱神
者因滌御身所生者也とあるハ此記撰集の前よりかゝる傳へもありしか
また此處を三貴子降誕の本傳としてかく書添られたるにやあらむ然れ
ば三貴子の出生ハ此記にも日本紀の如く前に有つらむをさてハ御出生
の二回になるより前のを省きたるにやあらんと思はるゝハ彼胎生の神
にハ生と書氣化心化の神にハ成とあるハ此記の例なるべきに彼御杖御

帶其他の物に因て成神とある續きに、八十禍津日神以下ハ成坐神とある
 を此低頭の文に所生とあるハ本文の例に違へる誤なり、此誤に據て本平
 二翁を始め執も々々八十禍津日神以下を生産の義に見られたるハ誤に
 誤を重ねたるなり、然のみならず又此次に須佐之男命の妣國を慕はせ給
 へることあるにても、皓著なるをや抑此處ハ大祓の起原にして伊邪那岐
 命の黄泉の大難を免れ坐て歸來まし、最々重き神業ふれば此十柱に限
 らず又大地海原に限らず天津神も國津神も必ず出現坐へき事なるハ彼
 大祓祝詞に天津神並天岩戸乎押開支云々國津神者高山乃末短山乃末與
 里云々とある如く通常の大祓にさへ天津神も國津神も顯はれ出て禊事
 を發け成し給へるに其大祓の起原にして最も尊き伊邪那岐命の黄泉國
 を逃出坐て其汚穢を解除給ふべき一大事ふれば天津神も國津神もい
 てよそにハ見給ふべき故先づ荒魂の神とます禍津日神和魂の神とます
 直毘神を寄來坐けるなり

第八圖



下の圖は地球を切斷して、地心なる黄泉國を見せたるなり、上の圖は地球の表面
 にて伊邪那岐命の黄泉國を立出坐て、日向國なる橘の小戸の檣原に、禊祓し給ひ

し時に禍津日神以下云々、諸の神出現坐る状
 を示したる

○道は黄泉國より願界に出る平坂なり、岩は
 伊邪那岐命の引牽給ひし、千引の石を願はし
 たるなり

○醜女八雷は黄泉國に住る人民なるを、伊邪
 那岐命の見畏み給ひしより、さる稱へもある
 なるべし

借上に日本紀の本文を擧て註へるが如く伊弉諾册二神共議曰云々とあ
 るハ三貴子生坐の本傳なり第一第二の一書にも國生竟の次火神生坐の
 前に二神の共に生産坐し事明白にして混ふべくもあらず然るを記にハ
 彼共議云々の件なくして此日向の橘小戸の檣原に身滌祓賜へる時に始

て出生し賜へるが如きの傳ふり故紀記を通考して其實蹟を曉得べし先
づ此身滌の段に成坐る神等ハ最既く生産坐し神等なり若此時成出坐し
神なりとせば前段の神等ハ同神とせんか將別神とせんか同名にして
異神異神にして同徳の神も有と雖も數神連續して再生ますべき謂れな
きより前文ハ錯簡なりといへる非説も起りしならむ此説の非なるを知
らハ此處に成出坐し神等ハ總て最既く出生坐し神等なること何をか疑
はむ然るを此中に偶出生の傳明白ならざる神等の坐けるより此時始て
出生坐しが如くハ混ひ來つるならむさて此神等の此所に出現坐る由縁
は上にもかつ、言へる如く伊弉諾尊黃泉國に入坐て其汚穢に觸れ賜
ひ大難を遁れて櫛原に到り着賜へる時に先づ禰津日神直日神出現坐て
彼根底國より疎び荒び來る邪鬼等を防ぎ退めて大神の御心を鎮め給ひ
直し給ひ次に水門滄海の神達出現坐て大神の御身を清潔にし給ひ彼黃
泉の汚垢ハ盡く鹽の八百會にさすらひ失ひ給ひしなりさて其次に左右
の御眼また御鼻を洗ひ坐る折しも天照大御神月讀尊素盞鳴尊出現給ひ

此次々に諸の神等あつたしこより寄來坐しことハ一書また舊事紀にも
吹生大地海原之諸神矣とあるにて知るべし抑神等の御上を謹で稽へ奉
るに兼てハ空々寂々と坐ども事ある時にハ幽中に聲を發し明に神體
を顯はして救護貶罰坐し事古も今も例蹟多かり中にも尤きは仲哀天皇
筑紫の香椎宮に坐て熊襲の賊を征し給へる時神功皇后に神託ありて征
韓の機會を教へ賜ふと雖も天皇之を信し賜はずして遂に崩御坐しければ
皇后大く悲歎坐て小山田邑に忌屋を立て籠らせ給ひ 小山田邑は香椎宮の東
里餘の地に在り今は山田
村と云り原屋の殿で伊野村と云ひ其處に天照大御神を鎮祭して伊野大神宮と稱へり吉風
香椎宮の宮用たりし折實地につきて考へ定めたるものあり處せければこゝには云はず 其神の御
號を尋れ給ふ此時ハ先天照大御神の荒魂と坐撞賢木嚴魂天疎向津媛命
次に稚日女命次に事代主神次に住吉大神と御號を顯はし給ひ 此時も天
國別數多
らん中より總代として此四柱の神の特に住吉大神ハ神體出現坐て荒魂ハ舟の舳に
御名と顯はし給ひしことと知へし 立和魂ハ玉體を守らせ給ひしことを思ふべし是最も一大事件なれば神
達の顯れ坐て皇后を教へ導き諸軍を擁護し給ひしなり此時の狀を以て
櫛原の身滌の段を思ひ身滌の段を以て此時の狀をも想像すべきなり粵

に御教へ坐し神等の御號既に神代に在て其成出詳かふればこそ是ハ云々
の神なりと誰も會得せざるものハなかりしハ若神代の古傳なからま
しかば如何ふる神等に坐ることを知らず爰に成出坐しの疑ひなきにし
も有ざるべしその中にも稚日女命の如きハ古記に其傳を詳にせずと
雖も天疎向津媛命ハ則ち天照大御神の荒魂ふることを知る時ハ稚日女
命ハ大御神の御妹に坐らむと誰しも思ふべし然れば此件に據りて古傳
に洩たる神の多かるを知り殊に記に三貴子出生の實蹟前に漏たること
を悟るべし是幸に紀に共議云々の本文を存したるハ最も尊く最も妙な
る傳説なりさてこそ素戔鳴尊ハ吾欲從母於根國とハ宣ひつれ若身滌の
段にして出生し給へるとせば何ぞ伊弉册尊を母とハ宣ふことあらむや
又いかに神代の奇靈なる神の御上と雖も墮かつぎて身滌坐る只須叟の
間に不意もかゝる雄々しく武く秀れたる神等の海より水より日より鼻
より次々に出生坐しこと餘りにも不審しく彼劔玉誓約の中に三女神五
男神の成出給ふが如きハ共に御子生むと誓ひ坐て御心を凝し賜ひしの

みならず劔玉の物實ありて成出坐るなれば然るべきを此所ハ御子生給
はむの御心にもあらず何の物實もなく偶然成出賜へるなれば必ず前
に出生坐しハ此時出現坐し事をしハ語り傳へしこと決しこハ吉胤ハ始
て言出せる説なれども紀記の明文何れも能く通えて道理上にも事蹟上
にも能く適ひて紀記矛盾の愁もなく相共に併せ見て眞理のある處を曉
り知るべく又記紀の二書有て古傳の全備れる事をも察るべきなり

尙按ふに古來阿波岐原の説區々にして定め難し先日向國鷯戸神社の
下に在と云る説あれど此處ハ上流下流等の區別もなく唯岩石の突兀
なるものゝみにて禊祓の地とも思えず又大隅國肝屬郡末吉村ありと
も云れど此地ハ海に遠ければいかゞハせむ又貝原氏ハ筑前國香椎の
北立花山の麓なる奈多の海峡なりといひ宮崎氏ハ芥屋大門なりと云
る考證もあれど此兩處に上瀬下瀬の分ふきハ如し又豊前國人挾間氏
ハ赤間關と彦島との間を横斷せる岬ありて其間に今も大門小門の名
あり是橋の小戸なるべしと云り

此証島ハ元引島と云り島中に豊前國に屬たりと云
る地名ありて古くハ豊前國に屬たりと云

書に、往見粟水門及速吸水門然此二門潮既太急故還向於橋小門而被濯也とありて、其速吸水門ハ早朝の瀨なるべければ、還向給ふとあるハ、此地に能く適へるが如し（同人ハ、同國京都郡の産なり、因者神代帝考と考して、皇孫命の降臨一高千穂並と給として、皇孫命より神武天皇までの宮所、又山陽、景地等に至るまで、悉く全備なるなきハ、一の傳とすべし、中にも三女神と、宇佐島なる北海道中に齋摩りして、一書の際なきハ、實地につきて能たり、是ハ今本説とすべきに非れども、又都に言放つべきにも非れば、紀に一書あるの例に慣ひて、参考のためにもと、聊驚かしおく事、かり借此書ハ古典の本文に據りて、宇宙間の眞理を考究すべければ、海外の説と雖も憚らず取捨する事あらむも、簡短を旨とすれば、古人の説に在ふれたるは掲げず、又其引證の如きは他書に譲て、唯自ら發見し得たりと思ゆる事をのみ掲げて、前に言ふべきを後に擧たるもあれば、全編を見直して眞理の所在を會得せらるゝ事あらむ、唯一事の意に適はざる事ありとて、全編の主旨を傷けられざらむ事を

賛助人名録

順次不同

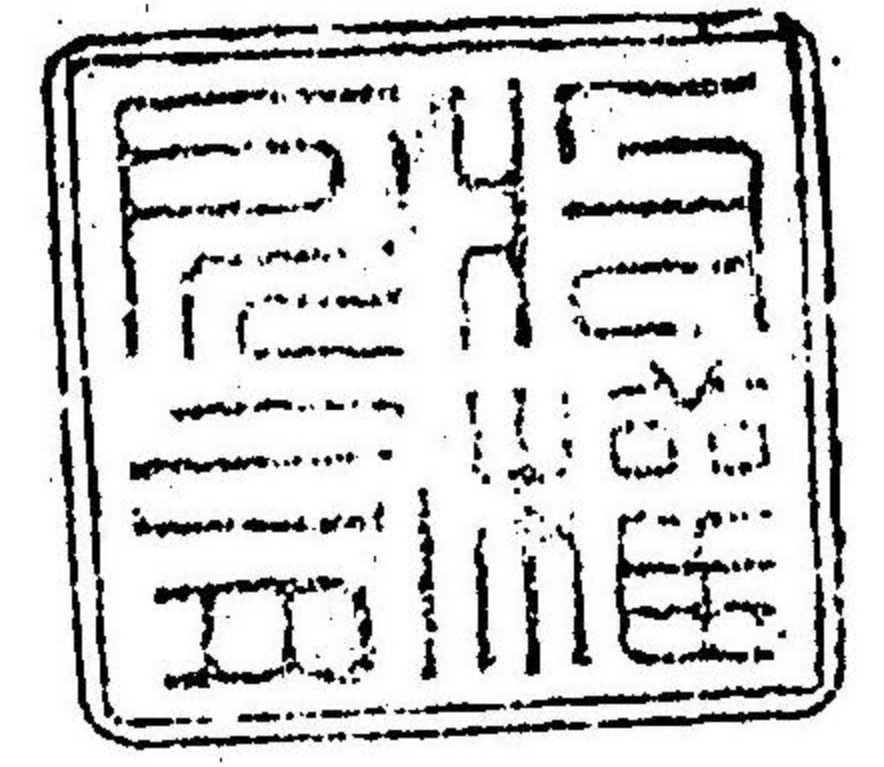
- | | |
|--------|--------------------------|
| 二條公爵 | 冷泉伯爵 |
| 上杉伯爵 | 松浦伯爵 |
| 日野西子爵 | 鍋島子爵 <small>（鹿島）</small> |
| 福羽子爵 | 水野子爵 |
| 西高辻男爵 | 井上文學博士 |
| 大槻文學博士 | 寺田理學博士 |
| 藤堂憲丸君 | 木下利永君 |
| 新岡旭宇君 | 杉浦重剛君 |
| 神宮司廳諸君 | 桑原芳樹君 |
| 青木陳實君 | 守田芳潭君 |
| 阪正臣君 | 逸見伸三郎君 |
| 宮地嚴夫君 | 落合直文君 |
| 國分高胤君 | 藤岡徳次郎君 |
| 大島爲足君 | 三輪田高房君 |
| 戸田香園君 | 岩松義男君 |
| 松本政武君 | 月江玉置君 |
| 池澤喜悅郎君 | 田代安寶君 |
| 小島光永君 | 和氣捨三君 |
| 關根友三郎君 | 龜田多門君 |

住山宗定君
 三田村嘉正君
 池住正衛君
 朱雀富三郎君
 野依清次郎君
 松村駒太郎君
 服部本太郎君
 平井利平君
 井上義雄君
 藤井島治郎君
 吉田文語君
 橋本義雄君
 澤留次郎君
 西口伊三郎君
 松山馬治君
 白河基廣君
 河內直武君
 平瀨龜之輔君
 吉井良晃君

土屋廣丸君
 杉井吉從君
 竹島吉左衛門君
 新居一郎君
 勝矢重磨君
 奧田宗敏君
 中村濱藏君
 高尾美喜男君
 神田忠雄君
 服部齋君
 岡本右盛君
 高島真進君
 和田邦吉君
 和上伴吾君
 稻山六郎君
 青山六郎君
 加納才次郎君
 小林之助君
 小藤嘉一郎君
 近藤嘉一郎君
 成瀬信君

(未完)

明治三十二年五月廿六日印刷
 全三十二年五月廿一日發行



著者兼
 發行
 者

佐賀縣士族
 岡吉胤

印刷者
 近藤圭造

東京市麴町區飯田
 町五丁目廿六番地

印刷所
 皇典講究所印刷部

東京市麴町區飯田
 町五丁目廿六番地

103
 302

